

桐生市地域防災計画

資 料 編

桐 生 市 防 災 会 議

令 和 7 年 8 月

目 次

【1 組織関係】

1-1 防災関係機関一覧表.....	資-1
1-1-1 群馬県.....	資-1
1-1-2 市町村防災担当者.....	資-2
1-1-3 消防本部別消防署出張所.....	資-3
1-1-4 指定地方行政機関.....	資-4
1-1-5 陸上自衛隊.....	資-5
1-1-6 指定公共機関及び指定地方公共機関.....	資-6
1-1-7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者.....	資-7

【2 災害危険区域関係】

1-2 桐生市災害対策本部条例.....	資-8
1-3 桐生市防災会議条例.....	資-9
1-4 桐生市防災会議運営規程.....	資-10
1-5 桐生市防災会議委員.....	資-11
2-1 重要水防箇所一覧表.....	資-13
2-2 土石流危険渓流一覧表.....	資-18
2-3 地すべり危険箇所一覧表.....	資-24
2-4 急傾斜地崩壊危険区域一覧表.....	資-25
2-5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表.....	資-27
2-6 山林原野地域別分布状況.....	資-33
2-7 山地災害危険地区一覧表.....	資-34
2-8 宅地造成工事規制区域図.....	資-43
2-9 災害危険区域に関する類似用語の説明.....	資-44
2-10 土砂災害警戒区域等の指定状況.....	資-46
2-11 土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表.....	資-47
2-12 農業用ダム・防災重点ため池一覧表.....	資-66

【3 要配慮者施設関係】

3-1 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設一覧表.....	資-67
3-2 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設一覧表.....	資-70

【4 ライフライン関係】

4-1 各種ライフライン担当連絡先一覧表.....	資-71
4-1-1 水道担当連絡先.....	資-71
4-1-2 し尿処理施設担当連絡先.....	資-71
4-1-3 下水道処理担当連絡先.....	資-71
4-1-4 都市ガス会社連絡先.....	資-71
4-1-5 LPガス団体連絡先.....	資-71

【5 気象観測関係】

5-1 気象台の観測所.....	資-72
5-2 気象等に関する特別警報の発表基準.....	資-74
5-3 警報・注意報発表基準.....	資-75
5-3-1 警報・注意報発表基準一覧表.....	資-75
5-3-2 警報・注意報発表基準一覧表の解説.....	資-77
5-4 気象庁震度階級関連解説表.....	資-78

【6 避難所関係】	
6-1 避難所に関する類似用語の説明等	資-83
6-1-1 避難所に関する類似用語の説明	資-83
6-1-2 異常な現象ごとの指定緊急避難場所指定基準	資-83
6-2 避難所一覧表	資-84
6-2-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表	資-84
6-2-2 指定福祉避難所一覧表	資-88
6-3 避難指示等の基準	資-89
【7 水防・消防設備関係】	
7-1 桐生市で管理する水門・樋管等	資-92
7-2 水防詰所	資-94
7-3 水防倉庫及び備蓄資材	資-95
7-4 消火栓等数一覧表	資-96
【8 災害報告関係】	
8-1 火災・災害等即報要領	資-97
8-1-1 第1号様式	資-97
8-1-2 第2号様式	資-98
8-1-3 第3号様式	資-99
8-1-4 第4号様式(その1)	資-100
8-1-5 第4号様式(その1) 別紙	資-101
8-1-6 第4号様式(その2)	資-102
8-2 災害報告取扱要領	資-103
8-2-1 第1号様式	資-103
8-3 報告に用いる被害程度の認定基準等	資-104
【9 水防活動報告関係】	
9-1 水防活動報告様式	資-108
9-1-1 水防活動速報報告書(付表-1)	資-108
9-1-2 水防実施状況報告書(付表-2(1))	資-109
9-1-3 水防実施箇所別表(付表-2(2))	資-110
9-1-4 水防活動報告書(付表-2(3))	資-111
【10 応援要請関係】	
10-1 群馬県防災航空隊応援要請	資-112
10-1-1 応援出動要請様式	資-112
10-1-2 災害状況等報告書	資-113
10-2 広域航空消防応援等要請連絡	資-114
10-2-1 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート模式図	資-114
10-2-2 応援側市町村の消防本部一覧表	資-114
10-2-3 広域航空消防応援(ヘリコプター)要請連絡表	資-115
10-2-4 給油体制模式図	資-116
10-3 自衛隊の災害派遣要請等様式	資-117
10-3-1 派遣要請様式	資-117
10-3-2 部隊撤収要請様式	資-118

【11 輸送・交通関係】	
11-1 異常気象時の通行規制区間及び規制基準.....	資-119
11-2 輸送拠点一覧表.....	資-120
11-3 緊急通行車両関係様式.....	資-121
11-3-1 申出書.....	資-121
11-3-2 緊急通行車両確認証明書.....	資-121
11-3-3 標章.....	資-122
11-3-4 緊急通行車両確認処理簿.....	資-122
11-3-5 記載事項変更届出書.....	資-123
11-3-6 再交付申出書.....	資-123
【12 ヘリコプター関係】	
12-1 ヘリポート予定地一覧表.....	資-124
【13 物資供給関係】	
13-1 災害備蓄品等備蓄状況.....	資-125
13-2 食料等の調達先一覧表.....	資-126
【14 衛生関係】	
14-1 市内清掃施設一覧表.....	資-127
【15 応急復旧工事関係】	
15-1 応急仮設住宅建設候補地一覧表.....	資-128
15-2 住宅資材等の調達先及び建設業者.....	資-129
【16 文化財関係】	
16-1 市内文化財一覧表.....	資-130
【17 災害救助法関係】	
17-1 災害救助基準.....	資-135
【18 被災者等支援関係】	
18-1 災害弔慰金等の支給制度.....	資-138
18-2 住宅再建・取得の支援制度.....	資-142
18-3 中小企業者に対する低利融資制度.....	資-145
18-4 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度.....	資-146
【19 災害応援協定関係】	
19-1 災害応援協定等一覧表.....	資-149

1－1 防災関係機関一覧表

1－1－1 群馬県

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	連 絡 先	
			電 話	F A X
群馬県	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	総務部危機管理課 総務部消防保安課	027-226-2244 027-226-2241	027-221-0158
桐生警察署	〒376-0026 桐生市清瀬町1-16	警備課	0277-43-0110	
桐生行政県税事務所	〒376-0011 桐生市相生町2-331	総務振興係	0277-54-4482	0277-52-4580
桐生保健福祉事務所	〒376-0011 桐生市相生町2-351		0277-53-4131	0277-52-1572
桐生土木事務所	〒376-0011 桐生市相生町2-331		0277-53-0121	0277-52-2904
桐生森林事務所	〒376-0011 桐生市相生町2-331		0277-52-7373	0277-54-5132

1－1－2 市町村防災担当者

令和7年4月1日現在

地域	市町村名	担 当 部 署		連 絡 先		宿 日 直 体 制		
		課 名	係 名	電 話	F A X	日直	宿 直	
前橋	前 橋 市	防災危機管理課	防災計画係	027-898-5935	027-221-2813	委 託 員	委 託 員	
高崎	高 崎 市	防災安全1課 防災安全2課	防災安全担当	1課:027-321-1352 2課:027-321-1171	027-321-1277	委 託 員	委 託 員	
	安 中 市	危機管理課	危機管理係	027-382-1111	027-329-6065	職 員	職 員	
桐生	みどり市	危機管理課	危機管理係	0277-76-0960	0277-76-2452	職 員	警 備 員	
伊勢崎 佐波	伊勢崎市	安心安全課	防災係	0270-27-2706	0270-26-6123	委 託 員 警 備 員	委 託 員 警 備 員	
	玉 村 町	環境安全課	消防防災係	0270-64-7708	0270-65-2592	警 備 員 機械警備	警 備 員 機械警備	機械 (平日20:00～8:30・ 土休日17:00～9:00)
太田	太 田 市	危機管理室	危機管理係	0276-47-1916	0276-47-1888	警 備 員	警 備 員	
	大 泉 町	安全安心課	危機管理係	0276-55-0333	0276-63-3921	職 員	警 備 員 機械警備	警備員(17:15～22:00) 機械(22:00～08:30)
館林	館 林 市	安全安心課	危機管理・ 国土強靱化係	0276-72-4111	0276-72-3297	職 員	警 備 員	
	板 倉 町	総務課	安全安心係	0276-82-6123	0276-82-1300	職 員	職員/機械	機械 (平日21:00～7:30・ 土休日21:00～8:30)
	明 和 町	総務課	危機管理係	0276-84-3111	0276-84-3114	職 員	機械警備	機械 (平日21:00～8:00・ 土休日17:15～8:30)
	千代田町	総務課	危機管理室	0276-86-2112	0276-86-4591	職 員 機械警備	職員/機械	機械(21:00～8:30)
	邑 楽 町	総務課	交通防災係	0276-47-5018	0276-88-3247	職 員	職 員	
利根 沼田	沼 田 市	地域安全課	防災安全係	0278-23-2111	0278-23-2205	警 備 員	警 備 員	
	片 品 村	総務課	庶務係	0278-58-2111	0278-58-2110	職 員	委 託 員	
	川 場 村	総務課	財政係	0278-52-2111	0278-52-2333	職 員	職 員	
	みなかみ町	総務課	危機管理室	0278-25-5002	0278-62-2291	職 員	委 託 員	
	昭 和 村	総務課	庶務係	0278-24-5111	0278-24-5254	職 員	職 員	
渋川	渋 川 市	危機管理室	危機管理・ 緊急対策係	0279-22-2130	0279-24-6541	職 員	警 備 員	
	榛 東 村	総務課	防災交通係	0279-54-2211	0279-54-8225	職 員	委 託 員	
	吉 岡 町	総務課	協働安全室	0279-54-3111	0279-54-8681	職 員	職 員	
多野 藤岡	藤 岡 市	地域安全課	消防防災係	0274-22-7444	0274-24-4515	職 員	警 備 員	夜間休日は 0274-22-1211 (代表)
	神 流 町	総務課	消防交通係	0274-57-2111	0274-57-2715	職 員	職 員	
	上 野 村	総務課	総務係	0274-59-2111	0274-59-2470	職 員	職 員	
富岡 甘楽	富 岡 市	危機管理課	危機管理係	0274-62-1511	0274-62-0357	職 員	警 備 員	
	下 仁 田 町	総務課	地域安全係	0274-82-2110	0274-82-5766	職 員	委 託 員	
	南 牧 村	総務課	総務係	0274-87-2011	0274-87-3628	職 員	職 員	
	甘 楽 町	総務課	庶務係	0274-74-3131	0274-74-5813	職 員	職 員	
吾妻	中之条町	防災安全課	地域安全係	0279-26-7089	0279-75-6562	職 員	職 員	
	東 吾 妻 町	総務課	安全対策係	0279-68-2111	0279-68-4900	職 員	職 員	
	長 野 原 町	総務課	総務係	0279-82-2244	0279-82-3115	職 員	職 員	
	嬭 恋 村	総務課	地域安全係	0279-96-0511	0279-96-0516	職 員	職 員	
	草 津 町	総務課	防災係	0279-88-0001	0279-88-0002	職 員	職 員	
	高 山 村	総務課	庶務係	0279-26-7942	0279-63-2768	職 員	職 員	

1-1-3 消防本部別消防署出張所

令和7年4月1日現在

	消 防 本 部		消 防 署		分 署 ・ 出 張 所 等	
	前橋市消防局 〒371-0014 027-220-4500 前橋市朝日町4-22-2 (代表) 総 務 課 027-220-4503 予 防 課 FAX 027-220-4527 警 防 課 FAX 027-220-4507 警 防 課 FAX 027-220-4527 救 急 課 FAX 027-220-4511 救 急 課 FAX 027-220-4527 通信指令課 FAX 027-220-4515 通信指令課 FAX 027-220-4528		中央消防署 〒371-0014 027-220-4519 前橋市朝日町4-22-2 東消防署 〒371-0021 027-283-3399 前橋市樋越町62-1 西消防署 〒371-0854 027-251-0272 前橋市大渡町2-3-5 南消防署 〒379-2131 027-266-4374 前橋市西善町766-2 北消防署 〒371-0051 027-233-7215 前橋市上細井町1794-1 027-233-7215		千代田分署 〒371-0022 027-237-0119 前橋市千代田町1-1-21 赤坂分署 〒371-0007 027-237-0119 前橋市上泉町1425-2 宮城分署 〒371-0242 027-269-6780 前橋市馬場町896 利根分署 〒371-0831 027-280-2119 前橋市小柏木町392-1 城南分署 〒379-2117 027-252-5787 前橋市二之宮町1150-3 白川分署 〒371-0115 027-268-0166 前橋市富士見町小沢191-1 027-288-2719	
前橋市等	高崎市等広域消防局 〒370-0861 027-322-2391 高崎市八千代町1-13-10 総 務 課 027-322-2393 予 防 課 FAX 027-330-1069 予 防 課 FAX 027-324-2214 警 防 課 FAX 027-325-1228 警 防 課 FAX 027-324-2216 救 急 課 FAX 027-330-1069 救 急 課 FAX 027-384-8498 通信指令課 FAX 027-330-1069 通信指令課 FAX 027-325-0119 (共同指令セク) FAX 027-327-0119	高崎中央消防署 〒370-0861 027-324-2219 高崎市朝日町1-13-10 高崎東消防署 〒370-0852 027-352-2900 高崎市中原町2-21-63 高崎北消防署 〒370-0073 027-362-1808 高崎市緑町1-27-8 安中消防署 〒379-0116 027-362-1808 安中市安中1-10-30 027-382-1818	高崎中央消防署 〒370-0861 027-324-2219 高崎市朝日町1-13-10 高崎東消防署 〒370-0852 027-352-2900 高崎市中原町2-21-63 高崎北消防署 〒370-0073 027-362-1808 高崎市緑町1-27-8 安中消防署 〒379-0116 027-362-1808 安中市安中1-10-30 027-382-1818	西分署 〒370-0885 027-343-1195 高崎市若田町32-8 群南分署 〒370-0011 027-352-1262 高崎市京目町615-1 新町分署 〒370-1301 027-352-1262 高崎市新町3152-3 南分署 〒370-1213 027-386-3135 高崎市山名町273-3 極名分署 〒370-3345 027-374-1280 高崎市上見町249-1 群馬分署 〒370-3531 027-373-2262 高崎市金古町863-1 箕郷分署 〒370-3105 027-373-2262 高崎市箕郷町西明屋450 倉賀分署 〒370-3402 027-378-3119 高崎市倉賀町三ノ倉437 郷原分署 〒379-0135 027-385-3755 安中市郷原135-1 松井田分署 〒379-0302 027-392-1221 安中市松井田町五科392-4	西分署 〒370-0885 027-343-1195 高崎市若田町32-8 群南分署 〒370-0011 027-352-1262 高崎市京目町615-1 新町分署 〒370-1301 027-352-1262 高崎市新町3152-3 南分署 〒370-1213 027-386-3135 高崎市山名町273-3 極名分署 〒370-3345 027-374-1280 高崎市上見町249-1 群馬分署 〒370-3531 027-373-2262 高崎市金古町863-1 箕郷分署 〒370-3105 027-373-2262 高崎市箕郷町西明屋450 倉賀分署 〒370-3402 027-378-3119 高崎市倉賀町三ノ倉437 郷原分署 〒379-0135 027-385-3755 安中市郷原135-1 松井田分署 〒379-0302 027-392-1221 安中市松井田町五科392-4	
桐生市	桐生市消防本部 〒376-0027 0277-47-1700 桐生市元宿町13-38 総 務 課 0277-47-1701 予 防 課 FAX 0277-47-1703 警 防 課 0277-47-1704 通信指令課 0277-47-1700	桐生消防署 〒376-0027 0277-47-1705 桐生市元宿町13-38 桐生みどり消防署 〒379-2311 0277-77-1177 みどり市笠懸町阿左美1912-6 0277-77-1177	桐生消防署 〒376-0027 0277-47-1705 桐生市元宿町13-38 桐生みどり消防署 〒379-2311 0277-77-1177 みどり市笠懸町阿左美1912-6 0277-77-1177	東分署 〒376-0052 0277-46-2399 桐生市天神町1-7-16 南分署 〒376-0002 0277-46-1165 桐生市境野町7-1799-2 みどり市大間々町桐原247 みどり市大間々町桐原1555 黒保根東分署 〒376-0306 0277-97-2609	東分署 〒376-0052 0277-46-2399 桐生市天神町1-7-16 南分署 〒376-0002 0277-46-1165 桐生市境野町7-1799-2 みどり市大間々町桐原247 みどり市大間々町桐原1555 黒保根東分署 〒376-0306 0277-97-2609	
伊勢崎市	伊勢崎市消防本部 〒372-0031 0270-25-3510 伊勢崎市今泉町2-895 総 務 課 FAX 0270-26-9995 予 防 課 0270-25-3511 予 防 課 0270-25-3311 警 防 課 0270-25-3916 救 急 課 0270-25-3933 通信指令課 0270-25-3510	伊勢崎消防署 〒372-0031 0270-25-3918 伊勢崎市今泉町2-895 赤堀消防署 〒379-2204 0270-62-0230 伊勢崎市西久保町2丁目341-3 東消防署 〒379-2234 0270-62-8980 伊勢崎市東小保町3238 境消防署 〒370-0104 0270-27-9119 伊勢崎市境木島 玉村消防署 〒370-1105 0270-65-2982	伊勢崎消防署 〒372-0031 0270-25-3918 伊勢崎市今泉町2-895 赤堀消防署 〒379-2204 0270-62-0230 伊勢崎市西久保町2丁目341-3 東消防署 〒379-2234 0270-62-8980 伊勢崎市東小保町3238 境消防署 〒370-0104 0270-27-9119 伊勢崎市境木島 玉村消防署 〒370-1105 0270-65-2982	北分署 〒372-0015 0270-25-5247 伊勢崎市龍島町429-5 南分署 〒372-0834 0270-32-0062 伊勢崎市堀口町656-1 西分署 〒372-0803 0270-21-4545 伊勢崎市宮古町89	北分署 〒372-0015 0270-25-5247 伊勢崎市龍島町429-5 南分署 〒372-0834 0270-32-0062 伊勢崎市堀口町656-1 西分署 〒372-0803 0270-21-4545 伊勢崎市宮古町89	
太田市	太田市消防本部 〒373-0063 0276-33-0119 太田市島山下町409-1 消防総務課 0276-33-0200 予 防 課 0276-33-0202 警 防 課 0276-33-0203 救 急 課 0276-33-0306 通信指令課 0276-33-0119	中央消防署 〒373-0063 0276-32-6119 太田市島山下町409-1 東部消防署 〒373-0022 0276-40-2119 太田市東金井町262-1 西部消防署 〒370-0441 0276-56-8119 太田市新田金井町607 大泉消防署 〒373-0535 0276-62-3119	中央消防署 〒373-0063 0276-32-6119 太田市島山下町409-1 東部消防署 〒373-0022 0276-40-2119 太田市東金井町262-1 西部消防署 〒370-0441 0276-56-8119 太田市新田金井町607 大泉消防署 〒373-0535 0276-62-3119	九合分署 〒373-0817 0276-46-9119 太田市飯塚町87-1 沢野分署 〒373-0842 0276-33-7119 太田市柳川町432-1 花島分署 〒370-0421 0276-52-3119 太田市山之神243-2 蕨塚分署 〒379-2302 0277-78-1119 邑楽郡大泉町城之内2-25-2 0276-63-2119	九合分署 〒373-0817 0276-46-9119 太田市飯塚町87-1 沢野分署 〒373-0842 0276-33-7119 太田市柳川町432-1 花島分署 〒370-0421 0276-52-3119 太田市山之神243-2 蕨塚分署 〒379-2302 0277-78-1119 邑楽郡大泉町城之内2-25-2 0276-63-2119	
利根沼田	利根沼田広域消防本部 〒378-0056 0278-22-0119 沼田市高橋町2049-1 総務課 0278-22-4922 予防課 0278-22-3133 警防課 0278-22-3137 警防課 0278-22-3139	中央消防署 〒378-0056 0278-24-1734 沼田市高橋町2049-1 東消防署 〒378-0301 0278-56-2300 沼田市利根町平11269 西消防署 〒379-1412 0278-64-0002 利根郡みなかみ町羽場59-4 北消防署 〒379-1617 0278-72-4349	中央消防署 〒378-0056 0278-24-1734 沼田市高橋町2049-1 東消防署 〒378-0301 0278-56-2300 沼田市利根町平11269 西消防署 〒379-1412 0278-64-0002 利根郡みなかみ町羽場59-4 北消防署 〒379-1617 0278-72-4349			
館林	館林地区消防組合消防本部 〒374-0015 0276-72-8360 館林市上赤生田4050-1 総 務 課 FAX 0276-72-8386 予 防 課 0276-72-7229 予 防 課 0276-72-8363 警 防 課 0276-72-8361 通信指令課 0276-72-3170	館林消防署 〒374-0015 0276-72-8369 館林市上赤生田4050-1 板倉消防署 〒374-0132 0276-82-1138 邑楽郡板倉町大字板倉3427-5 明和消防署 〒370-0701 0276-84-3131 邑楽郡明和町南大島265-1 千代田消防署 〒370-0722 0276-86-3202 邑楽郡千代田町大字萱野1218-1 邑楽消防署 〒370-0603 0276-88-5551	館林消防署 〒374-0015 0276-72-8369 館林市上赤生田4050-1 板倉消防署 〒374-0132 0276-82-1138 邑楽郡板倉町大字板倉3427-5 明和消防署 〒370-0701 0276-84-3131 邑楽郡明和町南大島265-1 千代田消防署 〒370-0722 0276-86-3202 邑楽郡千代田町大字萱野1218-1 邑楽消防署 〒370-0603 0276-88-5551	北分署 〒374-0008 0276-72-6441 館林市細内町687-3 西分署 〒374-0057 0276-75-6656 館林市北成島町1647-1	北分署 〒374-0008 0276-72-6441 館林市細内町687-3 西分署 〒374-0057 0276-75-6656 館林市北成島町1647-1	
渋川	渋川広域消防本部 〒377-0009 0279-25-0119 渋川市渋川1815-51 FAX 0279-20-1203 総 務 課 0279-25-4191 警 防 課 0279-25-4192 予 防 課 0279-25-4193	渋川広域消防署 〒377-0008 0279-25-0119 渋川市渋川1815-51 FAX 0279-20-1203	渋川市渋川1815-51 FAX 0279-20-1203	東分署 〒379-1125 0279-56-2926 渋川市赤城町上三原田468-2 西分署 〒377-0102 0279-72-2199 渋川市伊香保町伊香保558-4 南分署 〒370-3502 0279-54-2064 北群馬郡榎東村山子田47-2 北分署 〒377-0205 0279-53-3513	東分署 〒379-1125 0279-56-2926 渋川市赤城町上三原田468-2 西分署 〒377-0102 0279-72-2199 渋川市伊香保町伊香保558-4 南分署 〒370-3502 0279-54-2064 北群馬郡榎東村山子田47-2 北分署 〒377-0205 0279-53-3513	
多野藤岡	多野藤岡広域市町村圏組合消防本部 〒375-0021 0274-22-1306 藤岡市藤岡082 消防総務課 0274-22-4899 総 務 課 0274-22-4838 予 防 課 0274-22-2467 警 防 課 0274-22-2306	藤岡消防署 〒375-0024 0274-25-8018 藤岡市藤岡082 吉井消防署 〒370-2132 027-387-5260 高崎市吉井町吉井541-1	藤岡市藤岡082 FAX 0274-22-2565 高崎市吉井町吉井541-1 FAX 027-387-5298	鬼石消防分署 〒370-1401 0274-52-3505 藤岡市鬼石1771-1 奥多野消防分署 〒370-1506 0274-52-3505 多野郡神流町黒田101-4 上野消防出張所 〒370-1616 0274-59-2119 多野郡上野村大字乙父57-4	鬼石消防分署 〒370-1401 0274-52-3505 藤岡市鬼石1771-1 奥多野消防分署 〒370-1506 0274-52-3505 多野郡神流町黒田101-4 上野消防出張所 〒370-1616 0274-59-2119 多野郡上野村大字乙父57-4	
富岡甘楽	富岡甘楽広域消防本部 〒370-2454 0274-62-4325 富岡市田島26 FAX 0274-64-5665 総 務 課 0274-62-4326 予 防 課 0274-62-4306 警 防 課 0274-62-4333	富岡消防署 〒370-2454 0274-62-4325 富岡市田島26 下仁田消防署 〒370-2623 0274-82-2229 甘楽郡下仁田町大字下小坂162-1	富岡市田島26 FAX 0274-64-5665 甘楽郡下仁田町大字下小坂162-1 FAX 0274-82-2472	甘楽分署 〒370-2211 0274-74-3139 甘楽郡甘楽町大字小川328-1 一ノ宮分署 〒370-2452 0274-63-2441 富岡市一ノ宮1607-2 妙義分署 〒379-0206 0274-73-3637 富岡市妙義町中里298-1 南牧分署 〒370-2804 0274-87-2050 甘楽郡南牧村大字大巻戸267 西牧分遣所 〒370-2626 0274-84-2239 甘楽郡下仁田町大字南野牧6079-5	甘楽分署 〒370-2211 0274-74-3139 甘楽郡甘楽町大字小川328-1 一ノ宮分署 〒370-2452 0274-63-2441 富岡市一ノ宮1607-2 妙義分署 〒379-0206 0274-73-3637 富岡市妙義町中里298-1 南牧分署 〒370-2804 0274-87-2050 甘楽郡南牧村大字大巻戸267 西牧分遣所 〒370-2626 0274-84-2239 甘楽郡下仁田町大字南野牧6079-5	
吾妻	吾妻広域消防本部 〒377-0805 0279-68-0119 吾妻郡東吾妻町大字植栗1174-1 FAX 0279-68-5080 総 務 課 0279-68-0213 予 防 課 0279-68-0214 警 防 課 0279-68-0217	東部消防署 〒377-0805 0279-68-0119 吾妻郡東吾妻町大字植栗1174-1 西部消防署 〒377-1711 0279-88-0119 吾妻郡草津町大字草津2-6	吾妻郡東吾妻町大字植栗1174-1 FAX 0279-68-2959 吾妻郡草津町大字草津2-6 FAX 0279-88-3137	中之条分署 〒377-0423 0279-75-4119 吾妻郡中之条町大字伊勢町564-1 長野原分署 〒377-1305 0279-82-3119 吾妻郡長野原町大字与喜原甲14 堀込分署 〒377-1612 0279-96-1190 吾妻郡堀込村大字大前125-1	中之条分署 〒377-0423 0279-75-4119 吾妻郡中之条町大字伊勢町564-1 長野原分署 〒377-1305 0279-82-3119 吾妻郡長野原町大字与喜原甲14 堀込分署 〒377-1612 0279-96-1190 吾妻郡堀込村大字大前125-1	

1－1－4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	電 話	F A X
関東農政局	〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1	企画調整室	048-740-0464	048-600-0602
群馬県拠点	〒371-0025 前橋市紅雲町 1-2-2	地方参事官室	027-221-1181	027-221-7015
関東森林管理局	〒371-8508 前橋市岩神町 4-16-25	総務企画部 企画調整課	027-210-1150	027-210-1154
群馬森林管理署	〒371-8508 前橋市岩神町 4-16-25	総務グループ	027-210-1203	027-210-1248
東京管区气象台	〒204-8501 東京都清瀬市中清戸 3-235	総務部業務課	042-497-7182	042-493-2668
前橋地方气象台	〒371-0026 前橋市大手町 2-3-1	防災業務担当 観測予報担当	027-896-1220 027-896-1536	027-896-1164 027-896-1593
関東地方整備局	〒330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1	防災室	048-600-1333 内線 2165	048-600-1376
渡良瀬川河川事務所 桐生出張所	〒376-0004 桐生市小梅町 1-7		0277-44-3724	0277-43-1498
高崎河川国道事務所 桐生国道維持出張所	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1485-1		0277-76-2523	0277-76-2315
群馬労働局	〒371-8567 前橋市大手町 2-3-1	総務課	027-896-4732	027-896-2080
桐生公共職業安定所	〒376-0023 桐生市錦町 2-11-14		0277-22-8609	0277-22-5014

1－1－5 陸上自衛隊

(*印は勤務時間外の連絡先)

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	電 話	F A X
第 12 旅団				
司令部	〒370-3503 北群馬郡榛東村大字新井 1017-2 *	第 3 部防衛班	0279-54-2011 内線 2286・2287 2208(当直長)	0279-54-2011 内線 2239
第 12 後方支援隊	〒370-1300 高崎市新町 1080	第 3 科	0274-42-1121 内線 229	0274-42-1121 内線 239

1－1－6 指定公共機関及び指定地方公共機関

(*印は勤務時間外の連絡先)

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	電 話	F A X
東日本旅客鉄道株式会社 (高崎支社)	〒370-8543 高崎市栄町 6-26	総務部・安全企画室 企画・防災グループ	027-320-7126	027-320-7127
桐生駅	〒376-0045 桐生市末広町 11-1		0277-22-2312	
N T T 東日本株式会社 (群馬支店)	〒370-0829 高崎市高松町 3	災害対策室 * 災害対策室	027-321-5660 027-325-7999	027-330-3008
東京電力パワーグリッド株式会社 (太田支社)	〒373-0026 太田市東本町 56-39			
日本郵便株式会社 (関東支社)	〒330-9797 さいたま市中央区新都心 3-1	経営管理本部 総務・人事部 総務担当	048-600-2032	048-601-1806
桐生郵便局	〒376-8799 桐生市巴町 2-1113		0570-083-527	
大間々郵便局	〒376-0199 みどり市大間々町大間々1477		0570-943-360	
上野土地改良区	〒376-0196 桐生市黒保根町水沼 182-3		0277-96-2113	
岡登堰土地改良区	〒379-2301 太田市藪塚町 1265		0277-78-4729	0277-78-4753
待矢場両堰土地改良区	〒373-0063 太田市鳥山下町 402- 1	事務局長	0276-33-7181	0276-31-3291
大間々用水土地改良区	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1549		0277-73-5599	0277-72-2500
早川土地改良区	〒376-0123 桐生市新里町武井 693-1		0277-74-2217	0277-74-1338
群馬用水土地改良区	〒371-0844 前橋市古市町 406 番地		027-251-0019	027-253-9491
桐生瓦斯株式会社	〒376-0035 桐生市仲町 3-6-32	導管管理センター	0277-44-8141	0277-22-0117
東武鉄道株式会社	〒131-8522 東京都墨田区押上 2-18-12	安全推進部 * 運転指令	03-5962-2295 048-760-0313	03-5962-2299 048-760-0318
上毛電気鉄道株式会社	〒371-0016 前橋市城東町 4-1-1	鉄道部 * 運転指令	027-231-3597 027-231-9916	027-231-3599 027-231-9920
わたらせ渓谷鐵道株式会社	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1603-1	総務経理課 * 指令	0277-73-2110 0277-72-1373	0277-73-3121 0277-72-1373
(一社)群馬県バス協会	〒379-2166 前橋市野中町 588		027-261-2072	027-261-5537
(一社)群馬県トラック協会 (桐生支部)	〒379-2201 伊勢崎市間野谷町 93-112		0270-62-8771	
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 (本部)	〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区六川 4-9-1	高度被爆医療センター 運営企画室 *	043-206-3115 080-1106-0994	043-206-4095
高崎量子応用研究所	〒370-1292 高崎市綿貫町 1233	管理部保安管理課 * 正門警備詰所	027-346-9290 027-346-6698	027-346-9692 027-346-9668

1-1-7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	電 話	F A X
株式会社F M桐生	〒376-0031 桐生市本町 5-365-1		0277-22-3339	0277-32-5952
新田みどり農業協同組合	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 235-2		0277-30-8511	0277-30-8611
桐生広域森林組合	〒376-0011 桐生市相生町 3-560-5		0277-55-0077	
わたらせ森林組合	〒376-0307 みどり市東町花輪 237		0277-97-2126	0277-97-2127
(一社) 桐生市医師会	〒376-0027 桐生市元宿町 18-2		0277-47-2500	0277-22-2422
(福) 群馬県社会福祉協議会	〒371-8525 前橋市新前橋町 13-12		027-255-6033	
(福) 桐生市社会福祉協議会	〒376-0006 桐生市新宿 3-3-19		0277-46-4165	0277-46-4166
桐生商工会議所	〒376-0023 桐生市錦町 3-1-25		0277-45-1201	0277-45-1206
桐生市新里商工会	〒376-0123 桐生市新里町武井 659		0277-74-5353	0277-74-5652
桐生市黒保根商工会	〒376-0141 桐生市黒保根町水沼 182-3		0277-96-2605	0277-96-2586
株式会社群馬銀行 (本店)	〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 194		027-252-1111	
桐生支店	〒376-8691 桐生市本町 5-354		0277-22-3151	
株式会社足利銀行 (本店)	〒320-0043 宇都宮市桜 4-1-25		028-622-0111	
桐生支店	〒376-0023 桐生市錦町 2-15-17		0277-22-4101	
桐生信用金庫 (本店)	〒376-0023 桐生市錦町 2-15-21		0277-44-8181	
群馬大学 (桐生キャンパス)	〒376-0052 桐生市天神町 1-5-1		0277-30-1111	
(一社) 群馬県L P ガス協会	〒371-0854 前橋市大渡町 1-10-7		027-255-6121	027-280-6170
群馬県石油協同組合	〒371-0854 前橋市鳥羽町 35-5		027-251-1888	027-251-1771

1－2 桐生市災害対策本部条例

(昭和38年3月23日 桐生市条例第13号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、桐生市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月25日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月26日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

1－3 桐生市防災会議条例

(昭和38年3月23日 桐生市条例第12号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき桐生市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 桐生市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 群馬県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 群馬県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長が職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認め任命する者
- 6 前項第1号から第4号まで及び第7号から第9号までの委員の定数は、それぞれ通じて35人以内とする。
- 7 第5項第7号から第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例3月25日第5号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第4号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月13日条例第43号)

この条例は、平成17年6月13日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第6号)

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成24年12月26日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

1－4 桐生市防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、桐生市防災会議(昭和38年条例第12号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、桐生市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第2条 防災会議は、年1回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 防災会議の議長は、会長があたる。

4 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の職務を代理する委員)

第3条 条例第3条第4項に規定する会長の職務を代理する委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により市長の職務を代理する副市長の職にある委員若しくは会長の指名する委員とする。

(委員の代理者)

第3条の2 条例第3条第5項に規定する委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(意見の聴取等)

第4条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専決処理)

第5条 緊急その他やむを得ない理由により会議を招集するいとまがないと認めるときは、会長は、防災会議が処理すべき事項について専決処理することができる。

2 前項の規定により専決処理したときは、会長は、その旨を次の防災会議において報告し、承認を求めなければならない。

(公表の方法)

第6条 桐生市地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他防災会議が行う公表は、桐生市公告式条例(昭和40年条例第9号)を準用して行うものとする。

(委任による処理)

第7条 防災会議が処理すべき事項のうちで、次に指定したものは、会長において処理することができる。

(1) 桐生市地域防災計画の軽微な修正を行うこと(資料編や桐生市災害対策本部の組織改正等に伴う修正)。

(2) 本規程に定めるもののほか、防災会議の運営に必要な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により処理したときは、次の防災会議にこれを報告するものとする。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、共創企画部防災・危機管理課において行う。

附 則

この規程は、昭和49年8月2日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年8月26日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年8月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

1－5 桐生市防災会議委員

区 分	職 名	備 考
会 長	桐 生 市 長	
条例第3条第5項第1号	群馬森林管理署長	
〃	国土交通省渡良瀬川河川事務所 桐 生 出 張 所 長	
条例第3条第5項第2号	桐 生 み ど り 振 興 局 長	
〃	桐 生 保 健 福 祉 事 務 所 長	
〃	桐 生 土 木 事 務 所 長	
〃	桐 生 森 林 事 務 所 長	
条例第3条第5項第3号	桐 生 警 察 署 長	
条例第3条第5項第4号	桐 生 市 副 市 長	
〃	桐 生 市 共 創 企 画 部 長	
〃	桐 生 市 都 市 整 備 部 長	
〃	桐 生 市 地 域 振 興 整 備 局 長	
〃	桐 生 市 水 道 局 長	
条例第3条第5項第5号	桐 生 市 教 育 委 員 会 教 育 長	
条例第3条第5項第6号	桐 生 市 消 防 本 部 消 防 長	
〃	桐 生 市 消 防 団 長	
条例第3条第5項第7号	N T T 東 日 本 株 式 会 社 長 群 馬 支 店 長	
〃	東京電力パワーグリッド株式会社 太 田 支 社 長	
〃	群馬県トラック協会 桐 生 支 部 長	
〃	桐生瓦斯株式会社取締役社長	
〃	桐 生 市 医 師 会 長	
〃	日 本 郵 便 株 式 会 社 長 桐 生 郵 便 局 長	
〃	東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 長 桐 生 駅 長	
〃	東 武 鉄 道 株 式 会 社 長 新 桐 生 駅 長	
〃	上 毛 電 気 鉄 道 株 式 会 社 長 取 締 役 社 長	
〃	わたらせ渓谷鐵道株式会社 代 表 取 締 役 社 長	
〃	K D D I 株 式 会 社 長 ソ リ ュ ー シ ョ ン 群 馬 支 店 長	
条例第3条第5項第8号	桐 生 市 自 主 防 災 会 長 連 絡 協 議 会 会 長	
〃	東京大学大学院情報学環 特 任 教 授	
条例第3条第5項第9号	桐 生 市 婦 人 消 防 隊 長	
〃	一般社団法人きりゅう市民活動 推 進 ネットワーク 理 事 長	
〃	きりゅう女性協議会 副会長	
〃	桐 生 市 婦 人 団 体 連 絡 協 議 会 長	

区 分	職 名	備 考
条例第3条第5項第9号	桐生市民生委員児童委員協議会	
〃	NPO法人キッズバレイ 代表理事	

2-1 重要水防箇所一覽表

令和7年度

区別 番号	河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	備 考	
		種 別	階級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)				
桐右	10-1	桐生川	越水(溢水)	B	右	桐生市天神町	10.60-49～ 10.60+99	147.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	国土交通省 (桐生出張所)
〃	10-2	〃	越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	桐生市菱町	10.40+98～ 10.60-49	48.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	
〃	10-3	〃	旧川跡	要	右	桐生市菱町	10.40-99～ 10.40+98	196.4	旧川跡	〃
〃	10-4	〃	越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	桐生市天神町	10.20+93～ 10.40-99	4.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	〃
〃	10-5	〃	(重要) 越水(溢水)	B	右	桐生市天神町	10.20-91～ 10.20+93	184.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	〃
〃	10-6	〃	工作物 越水(溢水)	B B	右	桐生市天神町	10.20+59	1か所 (10m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(中里橋)	〃
〃	10-7	〃	越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	桐生市東久方町	10.00+96～ 10.20-91	4.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	〃
〃	10-8	〃	旧川跡	要	右	桐生市東久方町	10.00+58～ 10.00+96	38.4	旧川跡	〃
〃	9-1	〃	旧川跡	要	右	桐生市東久方町	9.80-86～ 9.80-30	55.6	旧川跡	〃
〃	9-2	〃	破堤跡	要	右	桐生市東	9.40-37～ 9.40-11	26.6	破堤跡(S13 台風)	〃
〃	9-3	〃	破堤跡	要	右	桐生市東	9.20+3～ 9.20+17	14.5	破堤跡(S22 カスリーン台風)	〃
〃	8-1	〃	工作物 越水(溢水)	B B	右	桐生市東	8.80+51	1か所 (10.5m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(幸橋)	〃
〃	8-2	〃	破堤跡	要	右	桐生市東	8.40+54～ 8.40+74	19.7	破堤跡(S22 カスリーン台風)	〃
〃	8-3	〃	越水(溢水)	B	右	桐生市東	8.20-80～ 8.40-50	142.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	〃
〃	8-4	〃	工作物 越水(溢水)	B B	右	桐生市東	8.20-80	1か所 (6m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(広見橋)	〃
〃	8-5	〃	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	桐生市東	8.00-87～ 8.20-80	230.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡 (危険箇所(避難)：広見橋観測所) (危険箇所(越水)：広見橋観測所)	〃
〃	7-1	〃	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要	右	桐生市東	7.60+65～ 8.00-87	210.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	〃
〃	7-2	〃	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要	右	桐生市東	7.60+56～ 7.60+65	9.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 旧川跡	〃
〃	7-3	〃	(重要) 堤体漏水	B	右	桐生市東	7.40+62～ 7.60+56	115.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	〃
〃	7-4	〃	(重点) 堤体漏水	B	右	桐生市東	7.40～ 7.40+62	62.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 重点監視区間(法崩れ・すべり)	〃
〃	7-5	〃	工作物 越水(益水)	B B	右	桐生市東	7.40-11	1箇所 (11m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(八坂橋)	〃
〃	7-6	〃	旧川跡	要	右	桐生市東	7.40-58～ 7.40-29	29.2	旧川跡	〃
〃	7-7	〃	破堤跡	要	右	桐生市東	7.20+65～ 7.40-62	25.6	破堤跡(S22 カスリーン台風)	〃
〃	7-8	〃	旧川跡	要	右	桐生市東	7.00+57～ 7.00+105	47.8	旧川跡	〃
〃	7-9	〃	水衝洗堀 旧川跡	B 要	右	桐生市東	7.00-81～ 7.00+57	137.9	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	〃
〃	6-1	〃	水衝洗堀	B	右	桐生市浜松町	6.60+73～ 7.00-81	217.9	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	6-2	〃	水衝洗堀 旧川跡	B 要	右	桐生市境野町	6.60+35～ 6.60+73	37.7	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	〃
〃	6-3	〃	水衝洗堀 陸こう	B 要	右	桐生市境野町	6.60-11～ 6.60+35	46.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 余裕高の範囲にボックスがある区間である	〃
〃	6-4	〃	越水(溢水) 水衝洗堀	B B	右	桐生市境野町	6.60-17～ 6.60-11	5.6	余裕高の範囲にボックスがある区間である 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	6-5	〃	水衝洗堀	B	右	桐生市境野町	6.20+105～ 6.60-17	312.8	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	6-6	〃	越水(溢水) 水衝洗堀	B B	右	桐生市境野町	6.00+76～ 6.20+105	222.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	6-7	〃	工作物 越水(溢水)	B B	右	桐生市境野町	6.20-54	1か所 (8m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(宿の島橋)	〃
〃	6-8	〃	越水(溢水) 水衝洗堀 旧川跡	B B 要	右	桐生市境野町	6.00～ 6.00+76	75.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	〃

区別 番号	河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	備 考	
		種 別	階級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)				
桐右	5-1	桐生川	越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	桐生市境野町	6.00-46～ 6.00	46.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	国土交通省 (桐生出張所)
〃	5-2	〃	越水(溢水)	B	右	桐生市境野町	5.80+36～ 6.00-46	87.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	〃
〃	5-3	〃	越水(溢水) 水衝洗堀	B B	右	桐生市境野町	5.80-69～ 5.80+36	105.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	5-4	〃	越水(溢水)	B	右	桐生市境野町	5.80-99～ 5.80-69	29.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	〃
〃	5-5	〃	旧川跡	要	右	桐生市境野町	5.40-88～ 5.40+77	164.7	旧川跡	〃
〃	5-6	〃	水衝洗堀	B	右	桐生市境野町	5.00+49～ 5.20+22	78.0	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	4-1	〃	水衝洗堀	B	右	桐生市境野町	4.80+11～ 4.80+28	17.5	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	4-2	〃	水衝洗堀 旧川跡	B 要	右	桐生市境野町	4.80-32～ 4.80+11	42.8	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	〃
〃	4-3	〃	水衝洗堀	B	右	桐生市境野町	4.80-102～ 4.80-32	69.6	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	4-4	〃	水衝洗堀 旧川跡	B 要	右	桐生市境野町	4.00+39～ 4.80-102	653.1	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	〃
〃	4-5	〃	工作物 越水(溢水)	B B	右	桐生市境野町	4.60+66	1 か所 (13.5m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(両国橋)	〃
〃	3-6	〃	旧川跡	要	右	桐生市境野町	3.00-96～ 3.20	295.2	旧川跡	〃
〃	2-1	〃	工作物 越水(溢水)	B B	右	桐生市境野町	3.00-68	1 か所 (6.4m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(境橋)	〃
〃	2-2	〃	水衝洗堀 旧川跡	B 要	右	桐生市境野町	2.60+15～ 3.00-96	302.2	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	〃
桐左	10-1	〃	(重点) 越水(溢水)	B	左	桐生市菱町	10.40+72～ 10.60+92	158.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (危険箇所(越水)：広見橋観測所)	〃
〃	10-2	〃	越水(溢水)	B	左	桐生市菱町	10.00+93～ 10.40-95	181.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	〃
〃	10-3	〃	工作物 越水(溢水)	B B	左	桐生市菱町	10.20+60	1 か所 (10m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(中里橋)	〃
〃	8-1	〃	旧川跡	要	左	桐生市菱町	8.80+18～ 8.80+97	78.9	旧川跡	〃
〃	8-2	〃	工作物 越水(溢水)	B B	左	桐生市菱町	8.80+44	1 か所 (10.5m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(幸橋)	〃
〃	8-3	〃	旧川跡	要	左	桐生市菱町	8.40+41～ 8.40+92	51.3	旧川跡	〃
〃	8-4	〃	旧川跡	要	左	桐生市菱町	8.40-87～ 8.40-56	30.5	旧川跡	〃
〃	8-5	〃	(重点)		左	桐生市菱町	8.20		(危険箇所(越水)：広見橋観測所)	〃
〃	8-6	〃	工作物 越水(溢水)	B B	左	桐生市菱町	8.20-42	1 か所 (6m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(広見橋)	〃
〃	7-1	〃	越水(溢水)	B	左	桐生市菱町	7.80～ 8.00-83	94.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	〃
〃	7-2	〃	工作物 越水(溢水)	B B	左	桐生市菱町	7.40+29	1 か所 (11m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(八坂橋)	〃
〃	7-3	〃	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	桐生市菱町	7.00+65～ 7.40-12	170.3	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所(安全性照査)	〃
〃	7-4	〃	(重要) 越水(溢水)	A	左	桐生市菱町	6.80～ 7.00+65	244.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	〃
〃	6-1	〃	(重点) 越水(溢水) 水衝洗堀	A B	左	桐生市菱町	6.00+47～ 6.80	613.8	計算水位が現況堤防高以上 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である (危険箇所(越水)：広見橋観測所)	〃
〃	6-2	〃	(重点) 越水(溢水) 水衝洗堀 旧川跡	A B 要	左	桐生市菱町	6.00～ 6.00+47	47.0	計算水位が現況堤防高以上 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡 (危険箇所(越水)：広見橋観測所)	〃
〃	5-1	〃	(重点) 越水(溢水) 水衝洗堀	A B	左	桐生市菱町	6.00-98～ 6.00	97.9	計算水位が現況堤防高以上 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	5-2	〃	工作物 越水(溢水)	B B	左	桐生市菱町	6.00-73	1 か所 (8m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(宿の島橋)	〃
〃	4-1	〃	旧川跡	要	左	桐生市菱町	4.60+57～ 4.80+17	125.5	旧川跡	〃
〃	4-2	〃	水衝洗堀 旧川跡	B 要	左	桐生市菱町	4.20+47～ 4.60+57	309.8	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	〃
〃	4-3	〃	旧川跡	要	左	桐生市菱町	4.00+23～ 4.20+47	214.0	旧川跡	〃
渡右	54-1	渡良瀬川	旧川跡	要	右	桐生市相生町	54.00-58～ 54.50	529.9	旧川跡	〃
〃	53-1	〃	旧川跡	要	右	桐生市相生町	53.50-41～ 53.50+17	58.1	旧川跡	〃
〃	53-2	〃	工作物 越水(溢水)	B B	右	桐生市相生町	53.50-41	1 か所 (8.4m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(相川橋)	〃

区別 番号	河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	備 考	
		種 別	階級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)				
渡右	52-1	渡良瀬川	水衝洗堀	B	右	桐生市相生町	52.75+8～ 52.75+83	74.7	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	国土交通省 (桐生出張所)
〃	52-2	〃	水衝洗堀 旧川跡	B 要	右	桐生市相生町	52.75-40～ 52.75+8	48.2	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	〃
〃	52-3	〃	水衝洗堀	B	右	桐生市相生町	52.75-65～ 52.75-40	24.6	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	52-4	〃	(重点) 越水(溢水) 水衝洗堀	A B	右	桐生市相生町	52.75-98～ 52.75-65	33.8	計算水位が現況堤防高以上 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	52-5	〃	(重点) 越水(溢水) 水衝洗堀 旧川跡	A B 要	右	桐生市相生町	52.40+77～ 52.75-98	39.9	計算水位が現況堤防高以上 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	〃
〃	52-6	〃	(重点) 越水(溢水) 水衝洗堀	A B	右	桐生市相生町	51.80+107～ 52.40+77	575.3	計算水位が現況堤防高以上 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	51-1	〃	(重要) 水衝洗堀	B	右	桐生市相生町	51.60-29～ 51.80+107	349.7	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	51-2	〃	工作物 越水(溢水)	B B	右	桐生市相生町	51.40-56	1 か所 (2.5m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(上毛線)	〃
〃	51-3	〃	水衝洗堀	B	右	桐生市相生町	51.40-73～ 51.40-60	12.8	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	51-4	〃	(重要) 越水(溢水) 水衝洗堀 旧川跡	B B 要	右	桐生市相生町	51.20+86～ 51.40-73	12.8	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	〃
〃	51-5	〃	(重点) 越水(溢水) 水衝洗堀 旧川跡	A B 要	右	桐生市相生町	51.20-33～ 51.20+86	118.3	計算水位が現況堤防高以上 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡 (危険箇所(越水)：高津戸観測所)	〃
〃	51-6	〃	(重点) 越水(溢水) 水衝洗堀	A B	右	桐生市相生町	50.80+5～ 51.20-33	374.9	計算水位が現況堤防高以上 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である (危険箇所(越水)：高津戸観測所)	〃
〃	50-1	〃	水衝洗堀	B	右	桐生市相生町	50.80-22～ 50.80+5	26.7	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	50-2	〃	水衝洗堀 旧川跡	B 要	右	桐生市相生町	50.40+102～ 50.80-22	226.1	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	〃
〃	50-3	〃	越水(溢水) 水衝洗堀 旧川跡	B B 要	右	桐生市相生町	50.40-43～ 50.40+102	144.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	〃
〃	50-4	〃	越水(溢水) 水衝洗堀	B B	右	桐生市相生町	50.20+95～ 50.40-43	52	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	50-5	〃	水衝洗堀	B	右	桐生市相生町	50.20-59～ 50.20+95	153.6	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	50-6	〃	水衝洗堀 旧川跡	B 要	右	桐生市相生町	50.20-98～ 50.20-59	39.3	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	〃
〃	50-7	〃	旧川跡	要	右	桐生市相生町	49.80-5～ 50.20-98	443.6	旧川跡	〃
〃	49-1	〃	破堤跡 旧川跡	要 要	右	桐生市相生町	49.80-47～ 49.80-5	42.3	破堤跡(S24 キティ台風) 旧川跡	〃
〃	49-2	〃	旧川跡	要	右	桐生市相生町	49.80-66～ 49.80-47	18.8	旧川跡	〃
〃	49-3	〃	旧川跡	要	右	桐生市桜木町	49.40-151～ 49.40-64	87.2	旧川跡	〃
〃	48-1	〃	旧川跡	要	右	桐生市広沢町	48.60+105～ 48.80-59	70.3	旧川跡	〃
〃	48-2	〃	水衝洗堀	B	右	桐生市広沢町 間ノ島	48.20-89～ 48.40	273.3	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	48-3	〃	水衝洗堀 破堤跡	B 要	右	桐生市広沢町 間ノ島	48.00+52～ 48.20-89	47	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 破堤跡(S24 キティ台風)	〃
〃	48-4	〃	水衝洗堀	B	右	桐生市広沢町 間ノ島	47.80+61～ 48.00+52	193.6	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	47-1	〃	水衝洗堀 旧川跡	B 要	右	桐生市広沢町 間ノ島	47.80+10～ 47.80+61	50.7	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	〃
〃	47-2	〃	水衝洗堀	B	右	桐生市広沢町 間ノ島	47.80-84～ 47.80+10	94.1	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	47-3	〃	旧川跡	要	右	桐生市広沢町	47.20-72～ 47.40-97	217.9	旧川跡	〃
〃	46-1	〃	旧川跡	要	右	桐生市広沢町	46.80-108～ 46.80-97	10.8	旧川跡	〃
〃	46-2	〃	水衝洗堀 旧川跡	B 要	右	桐生市広沢町	46.60-117～ 46.80-108	224.4	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	〃
〃	46-3	〃	水衝洗堀	B	右	桐生市広沢町	46.40+13～ 46.60-117	129.7	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	46-4	〃	水衝洗堀 旧川跡	B 要	右	桐生市広沢町	46.40-66～ 46.40+13	79.2	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	〃
〃	46-5	〃		B	右	桐生市広沢町	46.00～	301.5	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃

区別 番号	河川名	重 要 度		左右 岸別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	備 考	
		種 別	階 級		地 先 名	科 杭 位 置 (K, m)				
			水衝洗堀				46.40-66			
渡右	45-1	渡良瀬川	旧川跡	要	右	桐生市広沢町	45.00-5～ 45.00+51	55.5	旧川跡	国土交通省 (桐生出張所)
"	44-1	"	水衝洗堀	B	右	桐生市広沢町	44.80+5～ 44.80+93	88.1	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"
"	44-2	"	水衝洗堀 旧川跡	B 要	右	桐生市広沢町	44.80-66～ 44.80+5	71	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	"
"	44-3	"	水衝洗堀	B	右	桐生市広沢町	44.80-77～ 44.80-66	10.2	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"
"	44-4	"	堤体漏水 水衝洗堀	B B	右	桐生市広沢町	44.40-61～ 44.80-77	400.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性) 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"
"	44-5	"	堤体漏水 水衝洗堀 旧川跡	B B 要	右	桐生市広沢町	44.20+83～ 44.40-61	77.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性) 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	"
"	44-6	"	水衝洗堀 旧川跡	B 要	右	桐生市広沢町	44.20+77～ 44.20+83	5.5	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	"
"	44-7	"	水衝洗堀	B	右	桐生市広沢町	44.20～ 44.20+77	77.2	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"
渡左	53-1	"	水衝洗堀	B	左	桐生市川内町	53.50+120～ 53.75-96	23.9	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"
"	53-2	"	(重点) 越水(溢水) 水衝洗堀	A B	左	桐生市川内町	53.50-31～ 53.50+120	150.3	計算水位が現況堤防高以上 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である (危険箇所(越水)：高津戸観測所)	"
"	53-3	"	工作物 越水(溢水)	B B	左	桐生市川内町	53.50-31	1 か所 (8.4m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(相川橋)	"
"	53-4	"	水衝洗堀	B	左	桐生市川内町	53.50-51～ 53.50-31	20.5	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"
"	52-1	"	工作物	B	左	桐生市川内町	52.40-27	1 か所 (10m)	鷹の巣排水ひ管かん体沿いに漏水の可能性が有り	"
"	51-1	"	破堤跡	要	左	桐生市堤町	51.80-5～ 51.80+28	32.7	破堤跡(S22 カスリーン台風)	"
"	51-2	"	工作物	B	左	桐生市堤町	51.60+78	1 か所 (10m)	青葉台雨水排水口のかん体沿いに漏水の可能性有り	"
"	51-3	"	(重点) 越水(溢水) 水衝洗堀	A B	左	桐生市堤町	51.00+118～ 51.60+18	528.7	計算水位が現況堤防高以上 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である (危険箇所(越水)：高津戸観測所)	"
"	51-4	"	工作物 越水(溢水)	B B	左	桐生市堤町	51.40+64	1 か所 (9m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(赤岩橋)	"
"	51-5	"	(重要) 工作物 越水(溢水)	B B	左	桐生市堤町	51.40-45	1 か所 (2.5m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(上毛線)	"
"	51-6	"	工作物	B	左	桐生市堤町	51.20-65	1 か所 (5m)	天津沢第3ひ管はかん体沿いに漏水の可能性有り	"
"	51-7	渡良瀬川	越水(溢水) 水衝洗堀	B B	左	桐生市堤町	51.00+77～ 51.00+118	41.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"
"	51-8	"	越水(溢水) 水衝洗堀 旧川跡	B B 要	左	桐生市堤町	51.00～ 51.00+77	76.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	"
"	50-1	"	水衝洗堀 旧川跡	B 要	左	桐生市堤町	51.00-12～ 51.00	11.7	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	"
"	50-2	"	水衝洗堀	B	左	桐生市堤町	51.00-23～ 51.00-12	11.7	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"
"	50-3	"	水衝洗堀	B	左	桐生市堤町	50.60+47～ 50.80+52	318.5	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"
"	50-4	"	工作物	B	左	桐生市堤町	50.80+47	1 か所 (10m)	老朽化(赤岩用水ひ管)	"
"	50-5	"	水衝洗堀 破堤跡	B 要	左	桐生市元宿町	50.60+23～ 50.60+47	23.5	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 破堤跡(S22 カスリーン台風)	"
"	50-6	"	水衝洗堀	B	左	桐生市元宿町	50.60+8～ 50.60+23	15.6	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"
"	50-7	"	水衝洗堀 旧川跡	B 要	左	桐生市元宿町	50.40+61～ 50.60+8	135.4	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	"
"	50-8	"	水衝洗堀	B	左	桐生市清瀬町	50.40+38～ 50.40+61	23.6	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"
"	49-1	"	水衝洗堀	B	左	桐生市錦町	48.40+95～ 49.40+5	875.5	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"
"	47-1	"	水衝洗堀	B	左	桐生市琴平町	47.80-92～ 47.80+107	199.1	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"
"	47-2	"	水衝洗堀 破堤跡	B 要	左	桐生市境野町	47.60+77～ 47.80-92	35.9	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 破堤跡(S22 カスリーン台風)	"
"	47-3	"	水衝洗堀	B	左	桐生市境野町	47.00+86～ 47.60+77	570.0	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"
"	46-1	"	旧川跡	要	左	桐生市境野町	46.80-103～ 46.80-77	25.7	旧川跡	"
"	46-2	"	破堤跡 旧川跡	要 要	左	桐生市境野町	46.80-128～ 46.80-103	25.7	破堤跡(S24 キティ台風) 旧川跡	"
"	46-3	"	旧川跡	要	左	桐生市境野町	46.60+116～	12.8	破堤跡(S24 キティ台風)	"

区別 番号	河川名	重 要 度		左右 岸別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	備 考	
		種 別	階級		地 先 名	秆 杭 位 置 (K, m)				
			破堤跡				46.80-128			
渡左	46-4	〃	破堤跡	要	左	桐生市境野町	46.40+5～ 46.40+33	28	破堤跡(S23 アイオン台風)	国土交通省 (桐生出張所)
〃	45-1	〃	水衝洗堀	B	左	桐生市境野町	45.60+96～ 45.80+104	281.3	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	45-2	〃	水衝洗堀 破堤跡	B 要	左	桐生市境野町	45.60+41～ 45.60+96	54.7	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 破堤跡(S24 キティ台風)	〃
〃	45-3	〃	水衝洗堀	B	左	桐生市境野町	45.00+71～ 45.60+41	626.4	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	45-4	〃	水衝洗堀 破堤跡	B 要	左	桐生市境野町	45.00+27～ 45.00+71	43.4	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 破堤跡(S23 アイオン台風)	〃
〃	45-5	〃	水衝洗堀	B	左	桐生市境野町	44.80+72～ 45.00+27	124.8	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	〃
〃	44-1	〃	旧川跡	要	左	桐生市境野町	44.60+9～ 44.60+73	64.4	旧川跡	〃
桐右	1-1	桐生川	堤防断面	B	右	桐生市梅田町		400.0	堤防断面不足。	桐生土木 事務所
桐左	2-1	〃	堤防断面	B	左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	〃
桐右	3-1	〃	堤防断面	B	右	桐生市梅田町		800.0	堤防断面不足。	〃
桐左	4-1	〃	堤防断面	B	左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	〃
桐右	5-1	〃	堤防断面	B	右	桐生市梅田町		200.0	堤防断面不足。	〃
桐左	6-1	山田川	水衝部	B	左	桐生市川内町		100.0	水衝部、対策未施工	〃
桐右	7-1	〃	堤防高	A	右	〃		100.0	堤防高不足（流下能力）	〃
〃	8-1	〃	法崩れ	B	右	〃		300.0	法崩れ・すべりの恐れ	〃

2-2 土石流危険溪流一覧表

溪流番号	支 川 名	溪 流 名	所 在 地	備 考
1	渡 良 瀬 川	岩 ノ 入 沢	堤町二丁目岩ノ入	
2	〃	西 ノ 入 沢	堤町二丁目西ノ入	西堤沢
3	〃	東	沢 堤町二丁目東	東堤沢
4	〃	豊 ケ	沢 宮本町四丁目松立	
5	〃	村 松	沢 宮本町四丁目村松沢	
6	〃	物 見	沢 宮本町四丁目村松沢	
7	〃	鬼 窪	沢 平井町鬼窪	
8	〃	躑 躑 窪	沢 平井町躑躑窪	
9	〃	宮	沢 平井町宮沢	
10	〃	赤 城	沢 平井町赤城沢	
11	〃	平 井	沢 平井町平井沢	
12	〃	東	沢 広沢町七丁目屋敷通	
13	〃	山 ノ 上 沢	広沢町六丁目竜戸入	
14	〃	前 ノ 入 沢	広沢町六丁目大防ケ入	
15	〃	後 ノ 入 沢	広沢町六丁目大谷戸	竜戸沢
16	〃	鍛 冶 ケ 入 沢	広沢町六丁目鍛冶ケ入	
17	〃	杉 ノ 入 沢	広沢町五丁目杉ノ入	
18	〃	御 熊 入 沢	広沢町五丁目夏保入	
19	〃	夏 保 入 沢	広沢町五丁目夏保入	夏保沢
20	〃	榎 入 沢	広沢町五丁目榎入	
21	〃	姥 沢	川 広沢町四丁目屋敷前	
22	〃	西 ノ 入 沢	広沢町四丁目姥沢	姥沢
23	〃	三 堂 ノ 入 沢	広沢町三丁目三堂ノ入	八幡沢
24	〃	東 寺 ノ 入 沢	広沢町三丁目寺ノ入	
25	〃	名 称 な し	広沢町三丁目寺ノ入	
26	〃	西 古 庭 ノ 入 沢	広沢町三丁目古庭ノ入	
27	〃	東 古 庭 ノ 入 沢	広沢町三丁目古庭ノ入	
28	〃	仙 ケ	沢 梅田町一丁目仙ケ沢	
29	〃	平 仁 田	沢 梅田町一丁目平仁田	
30	〃	十 八 曲	沢 梅田町一丁目十八曲	
31	〃	樋 合	沢 梅田町一丁目樋合	金沢川
32	〃	箴	沢 梅田町一丁目箴沢	
33	〃	田 ノ 入 沢	梅田町一丁目田ノ入	
34	〃	深 山	沢 梅田町一丁目深山	
35	〃	後 山	沢 梅田町三丁目後山	
36	〃	藤	沢 梅田町四丁目藤沢	
37	〃	米	沢 梅田町五丁目米沢	

溪流番号	支 川 名	溪 流 名	所 在 地	備 考
38	渡 良 瀬 川	諸 沢	梅田町五丁目諸沢	
39	〃	出 沢	梅田町五丁目出沢	
40	〃	寄 日 沢	梅田町五丁目寄日	
41	〃	柏 久 保 沢	梅田町五丁目柏久保沢	
42	〃	北 沢	梅田町五丁目北沢	米沢川
43	〃	落 々 久 保 沢	川内町四丁目落々久保	
44	〃	西 久 保 沢	川内町四丁目西久保沢	
45	〃	山 田 川	川内町五丁目駒形	第三町会
46	〃	桂 山 沢	菱町一丁目桂山	
47	〃	女 沢	菱町一丁目女沢	
48	〃	金 場 沢	菱町一丁目金場	
49	〃	西 ノ 入 沢	菱町一丁目桐久保	
50	〃	名 称 な し	菱町一丁目高沢	
51	〃	岩 久 保 西 ノ 入 沢	川内町三丁目岩久保西ノ入沢	
52	〃	南 岩 久 保 沢	川内町三丁目岩久保	
53	〃	岩 久 保 沢	川内町三丁目岩久保	
54	〃	下 谷 沢	川内町五丁目谷	第一町会
55	〃	下 室 ノ 手 一 ノ 沢	川内町五丁目頓ノ入	第一町会
56	〃	下 室 ノ 手 二 ノ 沢	川内町五丁目堂院ヶ谷戸	第一町会
57	〃	下 室 ノ 手 三 ノ 沢	川内町五丁目堂院ヶ谷戸	第一町会
58	〃	下 室 ノ 手 四 ノ 沢	川内町五丁目鳥ノ海	第一町会
59	〃	間 ケ 久 保 沢	川内町五丁目間ヶ久保	第一町会
60	〃	谷 沢	川内町五丁目谷	第二町会
61	〃	室 ノ 手 沢	川内町五丁目室ノ手	第二町会
62	〃	駒 見 沢	川内町五丁目駒見	第三町会
63	〃	赤 地 沢	川内町五丁目赤地	第三町会
64	〃	栃 久 保 沢	川内町五丁目栃久保	第三町会
65	〃	東 栃 久 保 沢	川内町五丁目栃久保	第三町会
66	〃	東 赤 地 沢	川内町五丁目赤地	第三町会
67	〃	北 赤 地 沢	川内町五丁目赤地	第三町会
68	〃	う つ ら 久 保 沢	川内町五丁目三ツ淵	第三町会
69	〃	下 う つ ら 久 保 沢	川内町五丁目三ツ淵	第三町会
70	〃	平 久 保 沢	川内町五丁目平久保	第三町会
71	〃	広 間 沢	川内町五丁目平久保	第三町会
72	〃	沢 入 沢	川内町五丁目新井	第三町会
73	〃	堂 場 沢	川内町五丁目堂場	第三町会
74	〃	室 ノ 手 上 ノ 沢	川内町五丁目堂場	第三町会
75	〃	平 石 沢	川内町五丁目平石	第三町会
76	〃	傘 ノ 瀬 戸 沢	川内町五丁目湯船	第三町会
77	〃	湯 船 沢	川内町五丁目湯船	第三町会
78	〃	滝 ノ 沢	川内町五丁目滝ノ沢	第三町会

溪流番号	支 川 名	溪 流 名	所 在 地	備 考
79	渡 良 瀬 川	大 久 保 沢	川内町五丁目田中	第三町会
80	〃	沢 ノ 入 沢	川内町五丁目落打	第三町会
81	〃	名 久 木 川	川内町五丁目大崩	第四町会
82	〃	和 田 沢	川内町三丁目和田	
83	〃	天 津 沢	堤町三丁目	
84	〃	小 入 沢	川内町二丁目小入	
85	〃	下 姥 ケ 沢	川内町二丁目上ノ谷戸	
86	〃	小 芝 沢	川内町二丁目芝	
87	〃	大 芝 沢	川内町二丁目芝	
88	〃	姥 ケ 入 沢	川内町二丁目姥ケ入	
89	〃	鹿 田 沢	川内町二丁目姥ケ入	
90	〃	東 ノ 入 沢	川内町二丁目姥ケ入	
91	〃	西 ノ 入 一 ノ 沢	川内町二丁目西ノ入	
92	〃	西 ノ 入 二 ノ 沢	川内町二丁目西ノ入	
93	〃	曲 手 沢	川内町一丁目釈迦堂	
94	〃	東 小 倉 川	川内町一丁目釈迦堂	小倉川
95	〃	麦 久 保 沢	川内町一丁目麦久保	
96	〃	吾 妻 沢	川内町一丁目吾妻沢	
97	〃	青 木 沢	川内町一丁目青木	
98	〃	蜂 ケ 沢	川内町一丁目蜂ケ沢	
99	〃	師 々 田 沢	川内町一丁目師々田	
100	〃	観 音 沢	川内町一丁目峠	
101	〃	上 吾 妻 沢	川内町一丁目新井山	
102	〃	下 麦 久 保 沢	川内町一丁目稗ノ沢	
103	〃	上 麦 久 保 沢	川内町一丁目上ノ谷戸	
104	〃	新 井 沢	川内町五丁目新井	第一町会
105	〃	麦 生 小 路 沢	川内町五丁目麦生小路	第一町会
106	〃	岩 ノ 下 沢	川内町五丁目麦生小路	第一町会
107	〃	皿 久 保 沢	川内町五丁目皿久保	第一町会
108	〃	下 岩 ノ 下 沢	川内町五丁目麦生小路	第一町会
109	〃	東 皿 久 保 沢	川内町五丁目皿久保	第一町会
110	〃	一 ノ 沢	川内町五丁目一ノ沢	第二町会
111	〃	梨 ノ 木 入 沢	川内町五丁目一ノ沢	第二町会
112	〃	梅 ノ 木 久 保 沢	川内町五丁目梅ノ木久保	第二町会
113	〃	北 ノ 入 沢	川内町五丁目北ノ入	第二町会
114	〃	下 広 間 沢	川内町五丁目瀧ノ沢	第三町会
115	〃	表 石 沢	川内町五丁目表石	第四町会
116	〃	根 蓮 ノ 木 沢	川内町五丁目大石谷戸	第四町会
117	〃	原 ノ 入 沢	川内町五丁目原ノ入	第四町会
118	〃	小 沢	川内町五丁目橋上	第四町会
119	〃	入 打 沢	川内町五丁目入打	第四町会
120	〃	菖 蒲 沢	川内町五丁目菖蒲	第四町会
121	〃	膳 ノ 久 保 沢	川内町五丁目柳原	第四町会

溪流番号	支 川 名	溪 流 名	所 在 地	備 考
122	渡 良 瀬 川	む じ な 久 保 沢	川内町五丁目柳原	第四町会
123	〃	前 ノ 沢	川内町五丁目柳原	第四町会
124	〃	岩 ノ 下 沢	川内町五丁目柳原	第四町会
125	〃	前 ノ 入 沢	川内町五丁目小谷戸	第四町会
126	〃	笹 久 保 沢	川内町五丁目清水	第四町会
127	〃	西 菖 蒲 沢	川内町五丁目宮谷戸	第四町会
128	〃	堂 ノ 入 沢	宮本町三丁目堂ノ入	
129	〃	金 兵 衛 沢	宮本町二丁目松立	
130	〃	牛 窪 沢	梅田町一丁目牛窪	
131	〃	前 沢	梅田町一丁目前沢	鳳仙寺沢
132	〃	水 無 沢	梅田町一丁目水無	
133	〃	森 沢	梅田町一丁目森沢	
134	〃	華 房 沢	梅田町一丁目華房沢	西方寺沢
135	〃	姥 沢	梅田町一丁目姥沢	
136	〃	菱 小 屋 沢	梅田町一丁目菱小屋	
137	〃	高 松 沢	梅田町一丁目高松沢	
138	〃	脇 沢	梅田町三丁目脇沢	
139	〃	花 台 沢	梅田町三丁目花台	
140	〃	大 滝 沢	梅田町三丁目大滝	
141	〃	鍋 足 沢	梅田町三丁目鍋足	
142	〃	入 道 久 保 沢	梅田町二丁目薬師前	
143	〃	上 ノ 山 沢	梅田町二丁目石ヅリ	
144	〃	女 沢	梅田町二丁目二渡	
145	〃	滝 ノ 沢	梅田町四丁目滝ノ沢	
146	〃	大 石 窪 沢	梅田町四丁目大石	
147	〃	作 綱 沢	梅田町四丁目作綱	
148	〃	碁 場 小 路 沢	梅田町三丁目碁場小路	
149	〃	根 礼 ノ 沢	梅田町三丁目根礼ノ沢	
150	〃	大 茂 沢	梅田町四丁目大茂	
151	〃	寺 ノ 入 沢	梅田町四丁目寺ノ入	
152	〃	大 窪 沢	梅田町四丁目大窪	
153	〃	名 下 知 窪 沢	梅田町四丁目名下知窪沢	
154	〃	名 称 な し	梅田町四丁目荷場	名下知窪沢
155	〃	名 称 な し	梅田町四丁目湯本	
156	〃	名 称 な し	梅田町四丁目切葉見	
157	〃	登 り 沢	梅田町四丁目皆沢川東	
158	〃	根 本 沢	梅田町五丁目根本沢	
159	〃	東 原 沢	梅田町五丁目東原	
160	〃	後 沢	梅田町五丁目後沢	
161	〃	名 称 な し	梅田町五丁目津久原	
162	〃	向 ノ 沢	梅田町五丁目中川東	
163	〃	前 ノ 沢	梅田町五丁目皆沢川東	
164	〃	内 松 奥 沢	梅田町五丁目内松奥沢	

溪流番号	支 川 名	溪 流 名	所 在 地	備 考
165	渡 良 瀬 川	名 称 な し	梅田町五丁目木下	
166	〃	鍋 谷 沢	菱町五丁目塩ノ瀬	
167	〃	朝 日 沢	菱町五丁目朝日沢	
168	〃	後 沢	菱町五丁目茂倉	
169	〃	唐 沢	菱町五丁目茂倉	
170	〃	田 ノ 入 沢	菱町五丁目田ノ入	
171	〃	引 田 沢	菱町五丁目引田	
172	〃	祖 父 ケ 入 沢	菱町五丁目祖父ヶ入	
173	〃	小 松 沢	菱町五丁目小松	
174	〃	名 称 な し	菱町五丁目小松	
175	〃	名 称 な し	菱町五丁目カラムキ	
176	〃	茂 倉 沢	菱町五丁目茂倉沢	
177	〃	金 葛 沢	菱町四丁目金葛	
178	〃	沢 入 沢	菱町四丁目沢入	
179	〃	寺 谷 沢	菱町二丁目寺谷	
180	〃	藤 四 郎 ケ 入 沢	菱町二丁目藤四郎ヶ入	
181	〃	小 沢	菱町一丁目小沢	
182	〃	西 ノ 入 沢	菱町一丁目西ノ入沢	
183	〃	東 ノ 入 沢	菱町二丁目東ノ入	
184	〃	熊 ノ 沢	菱町二丁目熊ノ沢	
185	〃	名 称 な し	菱町二丁目谷山	
186	〃	小 谷 沢	菱町三丁目小谷	
187	〃	名 称 な し	菱町一丁目田ノ入	
188	〃	小 友 東 ノ 入 沢	菱町一丁目小友東ノ入	小友川
189	〃	鳶 ノ 沢	菱町一丁目鳶ノ沢	
190	〃	間 ノ 山 沢	菱町一丁目間ノ山	
191	〃	膳 棚 沢	菱町一丁目膳棚	
192	〃	名 称 な し	菱町一丁目柳谷	
193	〃	名 称 な し	菱町一丁目森山	
194	〃	名 称 な し	菱町一丁目下出	
195	利 根 川	童 子 川	新里町芝	
196	〃	鎬 木 川	新里町鳥井坂	
197	〃	屋 知 川	新里町大久保	
198	〃	赤 城 山 沢	新里町赤城山	
199	〃	半 根 久 保 沢	新里町関	
200	〃	西 高 泉 沢	新里町高泉	
201	〃	高 泉 沢	新里町高泉	
202	〃	中 大 久 保 沢	新里町大久保	
203	〃	東 高 泉 沢	新里町高泉	
204	〃	名 称 な し	新里町赤城山	
205	渡 良 瀬 川	上 湯 川 三 ノ 沢	黒保根町宿廻	
206	〃	深 沢 川	黒保根町宿廻	
207	〃	宿 廻 沢	黒保根町宿廻	

溪流番号	支 川 名	溪 流 名	所 在 地	備 考
208	渡 良 瀬 川	梨 木 沢	黒保根町宿廻	
209	〃	西 久 保 沢	黒保根町宿廻	
210	〃	城 沢	黒保根町宿廻	
211	〃	上 柏 山 沢	黒保根町宿廻・下田沢	
212	〃	南 上 柏 山 沢	黒保根町宿廻・下田沢	
213	〃	鳥 居 川	黒保根町宿廻・下田沢	
214	〃	鳥 居 川	黒保根町宿廻・下田沢	本川
215	〃	江 戸 川	黒保根町下田沢	
216	〃	小 田 ノ 沢	黒保根町水沼	鳥居川
217	〃	堂 尻 川	黒保根町水沼	
218	〃	東 ナ ブ リ 沢	黒保根町下田沢	
219	〃	滝 ノ 沢	黒保根町下田沢	
220	〃	平 沢	黒保根町下田沢	
221	〃	鷺 ノ 手 沢	黒保根町上田沢	
222	〃	栗 生 沢	黒保根町上田沢	
223	〃	下 栗 生 沢	黒保根町上田沢	
224	〃	西 ノ 沢	黒保根町上田沢	
225	〃	新 沢	黒保根町上田沢	
226	〃	下 良 見 二 ノ 沢	黒保根町宿廻	
227	〃	下 良 見 一 ノ 沢	黒保根町宿廻	
228	〃	久 良 見 沢	黒保根町宿廻	
229	〃	湯 川 沢	黒保根町宿廻	
230	〃	上 湯 川 一 ノ 沢	黒保根町宿廻	
231	〃	上 湯 川 二 ノ 沢	黒保根町宿廻	
232	〃	下 梨 木 沢	黒保根町宿廻	
233	〃	北 久 良 見 沢	黒保根町宿廻	
234	〃	西 宿 廻 沢	黒保根町宿廻	
235	〃	小 動 沢	黒保根町水沼	
236	〃	ナ ブ リ 沢	黒保根町下田沢	
237	〃	麦 久 保 沢	黒保根町下田沢	
238	〃	小 黒 川	黒保根町下田沢	
239	〃	松 山 沢	黒保根町上田沢	
240	〃	金 比 羅 沢	黒保根町上田沢	
241	〃	古 谷 沢	黒保根町上田沢	
242	〃	下 古 谷 沢	黒保根町上田沢	
243	〃	西 沢 入 沢	黒保根町上田沢	
244	〃	上 西 沢 入 沢	黒保根町上田沢	
245	〃	東 沢 入 沢	黒保根町上田沢	
246	〃	上 新 沢	黒保根町上田沢	
247	〃	八 木 原 沢	黒保根町八木原	

2-3 地すべり危険箇所一覧表

令和6年更新

土木 事務所	箇所名	河 川 名		所 在 地		面積 (ha)	指定の 有 無
		幹川名	溪流名	市町村	町・大字		
桐 生	馬 瀬 谷 戸	渡 良 瀬 川	山 田 川	桐 生 市	川 内 町	7.6	無
	鹿 角	〃	鹿 仲 川	〃	下 田 沢	18.1	〃
	涌 丸	〃	田 沢 川	〃	上 田 沢	88.8	〃
	鷺 ノ 手	〃	鷺 ノ 手 沢	〃	〃	21.3	〃
	下 組	〃	田 沢 川	〃	〃	3.5	〃
	栗 門	〃	鷺 ノ 手 沢	〃	〃	26.0	〃
	計					6 か所	

2－4 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

令和2年4月1日現在

整理番号	区域名	ふりがな	町・村	大字	字	指定年月日	告示番号
7	丸山	まるやま	西堤		丸山	S46.12.14	754
26	中谷戸	なかがいど	黒保根	水沼	中谷戸	S48.11.16	726
26 - 2	中谷戸(追加)	なかがいど	黒保根	水沼	地切、遠上	S59.12.7	950
42	渡良瀬	わたらせ	堤	二丁目、三丁目		S51.4.16	286
42 - 2	渡良瀬(追加)	わたらせ	堤	二丁目、三丁目		H10.5.22	334
43	幸橋上	さいわいばしかみ	菱	黒川	六句	S51.4.16	286
61	上電西桐生	じょうでんにしきりゅう	堤、小曾根	一丁目、三丁目		S52.4.19	337
61 - 2	上電西桐生(追加)	じょうでんにしきりゅう	小曾根	三丁目		S58.3.8	167
63	涌丸	わくまる	黒保根	上田沢	西中田、八王子、東中田、堀場	S52.12.27	952
63 - 2	涌丸(追加)	わくまる	黒保根	上田沢	西中田、東中田、箕沢	S55.9.16	621
96	外語学院	がいごがくいん	天神	三丁目	町谷	S53.12.26	897
97	栃久保	とちくぼ	川内	五丁目	栃久保、小ヶ谷戸	S53.12.26	897
171	津久瀬	つくぜ	黒保根	下田沢	津久瀬	S55.9.16	621
232	高泉	たかいずみ	新里	高泉	高畑、平間、前畑	S57.4.1	291
264	本宿	もとじゆく	黒保根	宿廻	本宿、宮之上	S58.3.8	167
287	鍛冶屋	かじや	黒保根	水沼	早房、中野	S59.12.7	949
287 - 2	鍛冶屋(追加)	かじや	黒保根	水沼	水頭、植村、地切	S63.4.22	333
300	高橋	たかなら	黒保根	下田沢	仁田之本、柴平、細戸、西之畑	S61.2.7	68
301	城	じょう	黒保根	宿廻	大松	S61.2.7	68
334	峠	とうげ	川内	一丁目	丸山前	S62.6.9	417
335	公園下	こうえんした		宮本町四丁目		S62.6.9	417
336	細田	ほそだ	菱	黒川	細田	S62.6.9	417
337	上の平	うえのだいら	黒保根	上田沢	東ノ上、上中谷戸、中谷戸	S62.6.9	417
361	永明下	ようめいした	川内	三丁目	永明下、永明山、関堀	S63.4.22	333
362	勇進会館	ゆうしんかいかん	川内	五丁目	小ヶ谷戸、棒ヶ谷戸	S63.4.22	333
363	団地裏	だんちうら	広沢	六丁目	大谷戸、鍛冶ヶ入	S63.4.22	333
364	龍戸	りゅうど	広沢	六丁目	龍戸入、大坊ヶ入、龍戸	S63.4.22	333
392	梅田中上	うめだちゅううえ	梅田町一丁目		石ノリ、新井	H1.8.22	747
393	一色	いっしき	菱	黒川	雷電山、熊ノ沢、中谷戸	H1.8.22	747
394	下久保	しもくぼ	川内町四丁目		恵比寿谷戸、下久保	H1.8.22	747
395	本宿B	もとじゆく	黒保根	宿廻	悪戸、諏訪前	H1.8.22	747
411	宮本橋	みやもとばし	宮本	四丁目		H2.10.5	790
412	村松沢	むらまつざわ	宮本	四丁目		H2.10.5	790
413	熊野	くまの	菱	黒川	熊野、上小友	H2.10.5	790
427	上菱団地	かんびしだんち	菱	上菱	引田	H3.9.27	725
428	高源寺	こうげんじ	川内	五丁目	山崎、高谷戸	H3.9.27	725
434	間々下	まました	黒保根	上田沢	屋敷通り、寄居	H4.3.3	162
440	祖父ヶ入	じがいり	菱	五丁目		H4.7.24	586
441	穴切	あなきり	梅田	四丁目		H4.7.24	586
451	柳谷戸	やながやど	川内	二丁目	柳谷戸	H5.1.26	61
458	鳥ノ海	とりのみ	川内	五丁目	鳥の海、和田	H5.6.4	474
480	橋上	はしうえ	川内	五丁目	橋上	H7.8.18	524
494	上小友	かみおとも	菱	一丁目	堰場、上小友	H8.12.17	774
495	西方寺	さいほうじ	梅田	一丁目	岡平、大門	H8.12.17	774
496	山腰	やまこし	菱	一丁目、三丁目	山ノ腰、寄り山、山腰	H8.12.17	774
505	永明下(B)	ようめいした	川内	三丁目、四丁目	勝山、永明山	H9.11.18	702
515	馬瀬谷戸	ませがいと	川内	五丁目	馬瀬ヶ谷戸	H10.5.22	334
526	観音寺	かんのんじ	川内	五丁目	堂院ヶ谷戸	H11.12.14	685
542	小久保	こくぼ		菱町四丁目	小久保、大久保、山際	H13.1.12	38
546	すみれ保育園	すみれほいくえん	相生	三丁目、四丁目	堀上、陣平横山	H13.2.16	97
547	富士山下	ふじやました	相生	二丁目	不二山前、中河原、山廻り	H13.2.16	97
553	八坂神社	やさかじんじや		菱町四丁目	愛宕山、沢入口、中里、山際	H13.12.7	620
554	八幡山(B)	はちまんやま		菱町三丁目菱町四丁目	八幡山八幡山下、岩下、普門寺	H13.12.7	620
573	萩窪	おぎくぼ	黒保根	上田沢	高平、萩窪	H14.12.3	605
96 - 2	外語学院(追加)	がいごがくいん	天神	二丁目、三丁目		H15.1.17	46

整理番号	区域名	ふりがな	町・村	大字	字	指定年月日	告示番号
580	播磨谷戸	はりまがいと	川内	一丁目	播磨谷戸	H15. 5. 9	418
581	村松沢(B)	むらまつざわ	宮本	四丁目		H15. 5. 9	418
585	釜須谷戸	かますがいと	川内	五丁目	釜須谷戸、堂場	H15. 10. 17	664
590	老人ホーム脇	ろうじんほーむわき	宮本	三丁目、四丁目		H16. 3. 16	123
594	橋前場	はしまえば	川内	二丁目	西山、芝	H17. 7. 8	427
595	坂の下	さかのした	川内	三丁目	腰巻上、二ツ道、坂の上	H17. 7. 8	428
601	鳥ノ海橋上	とりのみはしうえ	川内	五丁目	塚越	H18. 10. 13	606
609	靱山	もみやま	広沢	四丁目	屋敷前、靱山	H22. 4. 2	117
623	経ヶ峰	つねがみね		天神町二丁目		H26. 6. 3	181
624	八幡山(B)	はちまんやま		菱町四丁目	岩下、普門寺	H26. 6. 3	182
641	北中裏(A)	きたちゅううら		西久方町一丁目		H29. 1. 20	19
641 - 2	北中裏(A)(追加)	きたちゅううら		西久方町一丁目		H29. 1. 20	20
642	西久方町一丁目	にしひさかたまち		西久方町一丁目		H29. 1. 27	25
643	楽山荘一2	らくざんそう		堤町一丁目		H29. 2. 10	45
652	高園寺1	こうえんじ		梅田町三丁目	寺裏、寺前、宿東	H30. 2. 9	30
653	高園寺2	こうえんじ		梅田町三丁目	寺裏、鍛冶谷戸	H30. 2. 9	31
656	泉竜院	せんりゅういん		菱町二丁目	藤四郎ヶ入、神谷	H30. 7. 27	218
657	宮本町三丁目地内	みやもとちょうさんちょうめちない		宮本町三丁目		H30. 10. 23	293
657	宮本町三丁目地内	みやもとちょうさんちょうめちない		宮本町三丁目		H30. 10. 23	293
661	楽山荘一1	らくざんそう		堤町一丁目		R1. 10. 15	164
663	北中裏(B)	きたちゅううら		平井町		R1. 12. 13	228
683	西久方一丁目4ー2	にしひさかたちょう		西久方一丁目		R6. 9. 20	236

2-5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

以下※印は、急斜地崩壊防止施工済み又は施工中箇所

地区 番号	地区	位置	地 形			備 考
			傾 斜	長 さ	高 さ	
1	岡 ノ 上 団 地	広沢町三丁目岡ノ上	30度	90m	30m	
※2	龍 戸	広沢町六丁目龍戸	35	300	60	
※3	団 地 裏	広沢町六丁目大谷戸	40	250	40	
※4	粳 山	広沢町四丁目粳山	30	110	50	
5	広 沢 町 三 丁 目 1	広沢町三丁目寺前	30	100	70	
6	広 沢 町 四 丁 目 2	広沢町四丁目粳山	32	130	40	
7	広 沢 町 四 丁 目 3	広沢町四丁目屋敷前	39	160	50	
8	広 沢 町 六 丁 目 1	広沢町五丁目夏保入	36	220	50	
9	広 沢 町 六 丁 目 2	広沢町六丁目宮原	40	80	30	
10	曲 松	菱町一丁目曲松	30	160	80	
※11	上 小 友	菱町一丁目上小友	30	140	80	
12	宿 島	菱町一丁目宿島	30	150	50	
※13	細 田	菱町一丁目細田	35	150	25	
※14	熊 野	菱町一丁目熊野	40	180	20	
※15	泉 竜 院	菱町二丁目藤四郎ヶ入	35	190	40	
※16	一 色	菱町二丁目唐申塚	30	200	150	
※17	山 腰	菱町三丁目山腰	30	150	20	
※18	幸 橋 上	菱町三丁目六句	40	90	7	
19	広 見	菱町三丁目広見	40	150	20	
※20	八 坂 神 社	菱町四丁目山際	35	70	40	
※21	八 幡 山 (B)	菱町四丁目八幡山下	40	120	60	
※22	小 久 保	菱町四丁目小久保	40	150	18	
※23	祖 父 ケ 入	菱町五丁目祖父ヶ入	40	320	75	
24	祖 父 ケ 人 (B)	菱町五丁目祖父ヶ入	30	250	50	
25	粳 谷	菱町五丁目粳谷	40	80	100	
※26	上 菱 団 地	菱町五丁目上菱	42	500	80	
27	曲 松 1	菱町一丁目曲松	36	220	80	
28	曲 松 2	菱町一丁目曲松	35	180	70	
29	曲 松 5	菱町一丁目曲松	40	160	40	
30	宿 島 1	菱町一丁目宿島	43	50	30	
31	菱 町 一 丁 目 1	菱町一丁目寄山	48	70	60	
32	深 山 1	菱町一丁目深山	31	120	50	
33	雉 ノ 尾 1	菱町一丁目雉ノ尾	32	120	25	
34	城 ノ 岡 団 地 1	菱町一丁目城ノ岡	40	270	40	
35	城 ノ 岡 団 地 2	菱町一丁目城ノ岡	36	90	30	
36	一 色 2	菱町二丁目一色	35	110	60	

地区 番号	地区	位置	地 形			備 考
			傾 斜	長 さ	高 さ	
37	小 谷 2	菱町三丁目小谷	35度	45m	30m	
※38	八 幡 山 (A)	菱町四丁目岩下	35	400	65	
39	菱 町 四 丁 目 3	菱町四丁目沢入口	36	150	40	
40	菱 町 四 丁 目 4	菱町四丁目伊豆田	43	85	20	
41	菱 町 四 丁 目 5	菱町四丁目沢入口	35	85	8	
42	菱 町 四 丁 目 6	菱町四丁目山際	47	80	20	
43	引 田 2	菱町五丁目引田	48	110	40	
44	粃 谷 1	菱町五丁目粃谷	40	200	120	
45	茂 倉 3	菱町五丁目茂倉	48	110	50	
46	菱 町 五 丁 目 1	菱町五丁目小沢	50	140	60	
47	上 原 3	菱町五丁目東北	55	110	30	
48	兎 山	堤町一丁目	35	180	50	
※49	楽 山 壮 1	堤町一丁目	32	120	9	
※50	楽 山 壮 2	堤町一丁目	50	300	6	
※51	上 電 西 桐 生	堤町一丁目	35	190	30	
52	丸 山 南	堤町二丁目	30	200	15	
※53	丸 山	堤町二丁目	30	200	25	
54	万 が 入	堤町二丁目	40	200	50	
55	西 堤	堤町三丁目	30	400	65	
※56	渡 良 瀬	堤町三丁目	45	190	45	
57	雷 電 山	宮本町二丁目、三丁目	30	110	60	
※58	老 人 ホ ー ム 脇	宮本町三丁目、四丁目	40	240	50	
※59	公 園 下	宮本町四丁目	40	230	40	
※60	村 松 沢	宮本町四丁目	35	200	60	
※61	村 松 沢 (B)	宮本町四丁目	37	135	19	
※62	宮 本 橋	宮本町四丁目	30	300	50	
※63	北中学校裏 (A)	西久方町一丁目	35	400	40	
※64	北中学校裏 (B)	平井町	35	400	30	
65	平 井	平井町	30	100	20	
※66	経 ケ 峯	平井町	45	600	40	
※67	外 語 学 院	平井町	40	390	50	
68	堤 町 一 丁 目 1	堤町一丁目	30	50	45	
69	堤 町 一 丁 目 3	堤町一丁目	35	150	45	
70	堤 町 一 丁 目 4	堤町一丁目	30	80	30	
71	堤 町 一 丁 目 5	堤町一丁目	30	80	20	
72	堤 町 1	堤町一丁目	40	50	40	
73	堤 町 三 丁 目 3	堤町三丁目	40	110	10	
※74	宮 本 町 三 丁 目 1	宮本町三丁目	30	280	50	

地区 番号	地区	位置	地 形			備 考
			傾 斜	長 さ	高 さ	
75	宮本町四丁目1	宮本町四丁目	30度	210m	45m	
76	宮本町四丁目2	宮本町四丁目	30	150	25	
77	宮本町四丁目3	宮本町四丁目	30	100	35	
78	宮本町四丁目4	宮本町四丁目	30	120	15	
79	宮本町四丁目5	宮本町四丁目	30	190	50	
※80	西久方町一丁目1	西久方町一丁目	30	150	30	
※81	西久方町一丁目4	西久方町一丁目	30	130	30	
82	平井町1	平井町	30	90	35	
83	平井町7	平井町	30	60	45	
84	梅原1	天神町三丁目梅原	40	150	40	
85	荒神山	梅田町一丁目後田	40	120	40	
86	日枝神社	梅田町一丁目小谷戸	35	210	25	
87	上湯沢	梅田町一丁目上湯沢	30	250	40	
※88	西方寺	梅田町一丁目岡平	55	250	8	
※89	梅田中学校上	梅田町二丁目石ヅリ	40	210	130	
90	二渡谷戸	梅田町四丁目滝ノ沢	35	200	20	
91	梅田橋	梅田町三丁目諏訪	30	300	40	
※92	高園寺1	梅田町三丁目寺前	30	350	70	
※93	高園寺2	梅田町三丁目寺前	32	233	26	
94	鍛冶谷戸	梅田町三丁目鍛冶谷戸	32	180	30	
※95	穴切	梅田町四丁目清水	50	200	50	
96	皆沢	梅田町四丁目皆沢	35	150	40	
97	馬立集会所	梅田町五丁目番場	30	150	50	
98	石鴨	梅田町五丁目石鴨	40	280	90	
99	大門1	梅田町一丁目大門	38	110	20	
100	小谷戸1	梅田町一丁目小谷戸	48	305	90	
101	小谷戸2	梅田町一丁目小谷戸	44	340	100	
102	前沢1	梅田町一丁目前沢	30	90	20	
103	湯沢1	梅田町二丁目湯沢	40	330	170	
104	梅田南小学校前1	梅田町二丁目薬師前	40	180	60	
105	備前谷戸2	梅田町三丁目備前谷戸	45	220	50	
106	中野平5	梅田町三丁目中野平	35	40	80	
107	木品1	梅田町三丁目木品	47	60	60	
108	木品2	梅田町三丁目木品	35	70	40	
109	木品3	梅田町三丁目木品	38	80	60	
110	赤地1	梅田町三丁目赤地	35	160	60	
111	上原1	梅田町四丁目上ノ原	40	220	45	
112	上原2	梅田町四丁目上ノ原	35	300	70	

地区 番号	地区	位置	地 形			備 考
			傾 斜	長 さ	高 さ	
113	猿 石 3	梅田町四丁目猿石	42度	80m	70m	
114	皆 沢 3	梅田町四丁目皆沢	43	40	110	
115	皆 沢 4	梅田町四丁目皆沢	32	60	20	
116	田 端 1	梅田町四丁目田端	48	70	90	
117	滝 沢 1	梅田町四丁目滝沢	36	250	110	
118	前 谷 戸 1	梅田町四丁目前谷戸	52	50	30	
119	東 原 2	梅田町五丁目石鴨	36	80	70	
120	津 久 原 1	梅田町五丁目津久原	48	110	50	
121	馬 立 2	梅田町五丁目馬立	46	120	150	
122	馬 立 4	梅田町五丁目馬立	40	195	130	
123	馬 立 6	梅田町五丁目馬立	42	50	40	
※124	富 士 山 下	相生二丁目不二山前	60	250	35	
※125	す み れ 保 育 園	相生三丁目堀上	50	350	10	
126	横 山 1	相生町四丁目横山	30	100	10	
※127	峠	川内町一丁目丸山前	40	170	60	
※128	播 磨 谷 戸	川内町一丁目播磨谷戸	30	400	15	
129	西 釈 迦 堂	川内町一丁目釈迦堂	35	200	25	
130	姥 ケ 入	川内町二丁目姥ヶ入	30	250	60	
※131	橋 前 場	川内町二丁目橋前場	40	250	30	
※132	柳 谷 戸	川内町二丁目柳谷戸	40	200	50	
133	派 出 所 裏	川内町三丁目和田	35	150	30	
※134	永 明 下	川内町三丁目永明下	50	220	20	
※135	永 明 下 (B)	川内町四丁目勝山	40	80	15	
※136	坂 ノ 下	川内町三丁目坂ノ下	30	60	7	
※137	下 久 保	川内町四丁目下久保	30	400	30	
※138	鳥 ノ 海	川内町五丁目鳥ノ海	40	300	80	
※139	観 音 寺	川内町五丁目割田	50	250	50	
140	堂 院 谷 戸	川内町五丁目堂院ヶ谷戸	35	120	70	
141	一 丁 田 団 地	川内町五丁目宮ノ原	35	160	60	
142	川内北小学校裏	川内町五丁目大道西	35	100	50	
※143	馬 瀬 谷 戸	川内町五丁目馬瀬ヶ谷戸	35	130	50	
※144	栃 久 保	川内町五丁目栃久保	35	300	80	
※145	勇 進 会 館	川内町五丁目小ヶ谷戸	30	300	100	
※146	高 源 寺	川内町五丁目山崎	40	170	40	
※147	橋 上	川内町五丁目橋上	45	220	60	
148	橋 場 橋	川内町五丁目棒ヶ谷戸	30	150	40	
※149	釜 須 谷 戸	川内町五丁目堂揚	33	220	30	
150	東 釋 迦 堂 1	川内町一丁目東釋迦堂	40	210	35	

地区 番号	地区	位置	地 形			備 考
			傾 斜	長 さ	高 さ	
151	東 釋 迦 堂 2	川内町一丁目東釋迦堂	30度	230m	40m	
152	川内町一丁目 2	川内町一丁目吾妻沢	35	40	30	
153	丸 山 前 1	川内町一丁目丸山前	30	220	60	
154	峠 2	川内町一丁目峠	35	220	30	
155	川内町二丁目 1	川内町二丁目西ノ入	30	60	30	
156	川内町三丁目 1	川内町三丁目上ノ台	30	60	40	
157	川内町三丁目 2	川内町三丁目坂ノ下	30	90	45	
158	棒 谷 戸 2	川内町五丁目小ヶ谷戸	30	190	55	
159	山 崎 1	川内町五丁目山崎	35	300	60	
160	中 島 1	川内町五丁目中島	30	430	75	
161	漆 原 1	川内町五丁目漆原	40	80	35	
162	腰 巻 2	川内町五丁目腰巻	30	110	65	
163	久 保 田 1	川内町五丁目久保田	30	60	40	
164	川内町五丁目 2	川内町五丁目深山	35	250	75	
165	川内町五丁目 6	川内町五丁目皿久保	30	330	55	
166	鳥 ノ 海 1	川内町五丁目鳥ノ海	35	110	35	
167	中 島 3	川内町五丁目中島	35	340	50	
※168	鳥 ノ 海 橋 上	川内町五丁目塚越	62	57	7	
169	麦 生 小 路 2	川内町五丁目麦生小路	30	235	30	
170	割 田 1	川内町五丁目割田	30	60	45	
171	日 光	新里町奥沢	31	260	117	
※172	高 泉	新里町高泉	31	260	68	
173	早 房	黒保根町水沼	75	500	60	
※174	中 谷 戸	黒保根町水沼	33	139	21	
※175	鍛 治 屋	黒保根町水沼	60	400	60	
※176	涌 丸	黒保根町上田沢	40	400	30	
177	栗 門	黒保根町上田沢	40	100	60	
※178	高 檜	黒保根町下田沢	60	170	70	
179	津 久 瀬	黒保根町下田沢	40	129	17	
※180	本 宿	黒保根町宿廻	45	150	70	
181	梨 木	黒保根町宿廻	60	300	40	
※182	上 の 平	黒保根町上田沢	35	350	30	
※183	城	黒保根町宿廻	60	100	7	
※184	本 宿 (C) B	黒保根町宿廻	60	150	25	
※185	間 々 下	黒保根町上田沢	35	250	35	
※186	荻 之 窪	黒保根町上田沢	35	240	80	
187	古 谷 6	黒保根町上田沢	30	200	150	
188	東 原 6	黒保根町上田沢	30	160	85	

地区 番号	地区	位置	地 形			備 考
			傾 斜	長 さ	高 さ	
189	沢 入 1	黒保根町上田沢	35度	230m	150m	
190	沢 入 6	黒保根町上田沢	35	60	160	
191	田 沢 上 1	黒保根町上田沢	50	100	15	
192	田 沢 下 2	黒保根町上田沢	35	80	130	
※193	出 合 原 1	黒保根町下田沢	30	160	80	
194	下 田 沢 1	黒保根町下田沢	35	100	55	
195	柏 山 上 1	黒保根町下田沢	35	40	35	
※196	津 久 瀬 1	黒保根町下田沢	30	110	50	
197	川 口 4	黒保根町宿廻	30	80	50	
198	水 沼 3	黒保根町水沼	50	160	5	

2－6 山林原野地域別分布状況

地区別 種 別	地 域 名	面 積 (ha)	地 域 名	面 積 (ha)
民 有 林	梅 田 町 地 区 (上記の内市有林)	4,060 (242)	菱 町 地 区 (上記の内市有林)	1,158 (311)
	川 内 町 地 区 (上記の内市有林)	1,907 (12)	旧 市 内 地 区	345
	—	—	広 沢 町 地 区	380
			相 生 町 地 区	15
			合 計 (市有林合計)	7,865 (565)
国 有 林	梅 田 町 地 区	1,272	新 里 町 地 区	46
	川 内 町 地 区		黒 保 根 町 地 区	4,941
	—	—	合 計	6,259
総 計			14,124	

2-7 山地災害危険地区一覧表

番 号	区 分	地 区 名	所 在 地	備 考
1	山腹崩壊	物 見 沢	宮本町四丁目村松沢	村松沢
2	〃	松 立	宮本町四丁目松立	
3	〃	イ ワ キ ド	宮本町四丁目イワキド	
4	〃	六 反 谷 戸	西久方町一丁目六反谷戸	ロクタンガ
5	〃	鍛 冶 ケ 入	広沢町六丁目鍛冶ケ入	鍛冶入
6	〃	鍛 冶 ケ 入	広沢町六丁目鍛冶ケ入	鍛冶入
7	〃	城 ノ 前	梅田町一丁目城ノ前	越前
8	〃	伊 勢 窪	梅田町一丁目伊勢窪	
9	〃	小 久 保	梅田町一丁目小久保	
10	〃	稲 荷 塚	梅田町一丁目稲荷塚	金沢
11	〃	栗 生	梅田町二丁目栗生	
12	〃	石 ズ リ	梅田町二丁目石ズリ	
13	〃	蔵 ノ 沢	梅田町三丁目蔵ノ沢	
14	〃	戸 倉 場	梅田町三丁目戸倉場	
15	〃	胡 麻 小 路	梅田町三丁目胡麻小路	胡戸小路
16	〃	鼻 撮	梅田町三丁目鼻撮	
17	〃	芝 原	梅田町三丁目芝原	
18	〃	木 品	梅田町三丁目木品	木品
19	〃	木 品	梅田町三丁目木品	木品
20	〃	鍋 足	梅田町三丁目鍋足	
21	〃	鍋 足	梅田町三丁目鍋足	
22	〃	鍋 足	梅田町三丁目鍋足	
23	〃	大 持 丸	梅田町三丁目大持丸	
24	〃	樽 久 保	梅田町三丁目樽久保	樽ノ久保
25	〃	宿 東	梅田町三丁目宿東	
26	〃	鍛 冶 谷 戸	梅田町三丁目鍛冶谷戸	
27	〃	寺 裏	梅田町三丁目寺裏	
28	〃	湯 ノ 前	梅田町四丁目湯ノ前	
29	〃	上 の 原	梅田町四丁目上の原	上ノ原
30	〃	忍 山	梅田町四丁目忍山	
31	〃	津 久 原	梅田町五丁目津久原	
32	〃	久 津 平	梅田町五丁目久津平	久津平
33	〃	清 水	梅田町五丁目清水	
34	〃	穴 切	梅田町五丁目穴切	
35	〃	大 滝	梅田町五丁目大滝	
36	〃	上 藤 生	梅田町五丁目上藤生	
37	〃	釈 迦 堂	川内町一丁目釈迦堂	

番 号	区 分	地 区 名	所 在 地	備 考
38	山腹崩壊	高 谷 戸	川内町四丁目高谷戸	
39	〃	頓 の 入	川内町五丁目頓の入	頓ノ入
40	〃	梅 の 木 久 保	川内町五丁目梅の木久保	梅ノ木久保
41	〃	中 島	川内町五丁目中島	第三町会
42	〃	釜 須 谷 戸	川内町五丁目釜須谷戸	釜須ヶ谷戸
43	〃	滝 の 沢	川内町五丁目滝の沢	滝ノ沢
44	〃	大 奈 良 木	川内町五丁目大奈良木	奈良木
45	〃	大 奈 良 木	川内町五丁目大奈良木	奈良木
46	〃	湯 船	川内町五丁目湯船	第三町会
47	〃	拾 貳	川内町五丁目拾貳	
48	〃	田 中	川内町五丁目田中	
49	〃	中 道	川内町五丁目中道	
50	〃	赤 柴	川内町五丁目赤柴	
51	〃	寄 山	菱町一丁目寄山	浅間山
52	〃	柳 谷	菱町一丁目柳谷	柳吉
53	〃	藤 四 郎 ケ 入	菱町一丁目藤四郎ヶ入	
54	〃	東 ノ 入	菱町二丁目東ノ入	
55	〃	森 山	菱町二丁目森山	
56	〃	下 出	菱町二丁目下出	
57	〃	愛 宕 山	菱町四丁目愛宕山	
58	〃	小 松	菱町五丁目小松	
59	〃	引 田	菱町五丁目引田	
60	〃	引 田 田 ノ 入	菱町五丁目引田	
61	〃	粃 谷	菱町五丁目粃谷	
62	〃	唐 沢	菱町五丁目唐沢	茂倉
63	〃	塩 ノ 瀬	菱町五丁目塩ノ瀬	塩の瀬
64	〃	上 赤 坂	新里町板橋上赤坂	
65	〃	柴 山	新里町奥沢柴山	
66	〃	天 神 峰	新里町奥沢天神峰	
67	〃	関 守	黒保根町水沼関守	
68	〃	野 尻	黒保根町水沼野尻	
69	〃	水 頭	黒保根町水沼水頭	
70	〃	早 房	黒保根町水沼早房	
71	〃	早 房	黒保根町水沼早房	
72	〃	早 房	黒保根町水沼早房	
73	〃	小 苗 木	黒保根町水沼小苗木	
74	〃	野 尻	黒保根町水沼野尻	
75	〃	地 切	黒保根町水沼地切	
76	〃	入 打	黒保根町八木原入打	

番 号	区 分	地 区 名	所 在 地	備 考
77	山腹崩壊	平	黒保根町八木原平	
78	〃	荒 神 山 B	黒保根町八木原荒神山	
79	〃	荒 神 山 C	黒保根町八木原荒神山	
80	〃	梅 木 沢	黒保根町八木原梅木沢	
81	〃	向	黒保根町八木原向山	
82	〃	荒 神 山	黒保根町八木原荒神山	
83	〃	亀 谷 戸	黒保根町上田沢亀谷戸	
84	〃	古	黒保根町上田沢古谷	
85	〃	東	黒保根町上田沢東原	
86	〃	東	黒保根町上田沢東原	
87	〃	梨 木 泊	黒保根町上田沢梨木泊	
88	〃	清 水 屋 形	黒保根町上田沢清水屋形	
89	〃	苗 笹 越	黒保根町上田沢苗笹越	
90	〃	小 手 扇	黒保根町上田沢小手扇	
91	〃	西 釜 柿	黒保根町上田沢西釜柿	
92	〃	宮 雨 平	黒保根町上田沢宮雨平	
93	〃	涌	黒保根町上田沢涌丸	
94	〃	加 藤 木	黒保根町上田沢加藤木	
95	〃	中	黒保根町上田沢中原	
96	〃	沼	黒保根町上田沢沼原	
97	〃	芋 穴 両 平 上 下	黒保根町上田沢芋穴両平上下	
98	〃	沼	黒保根町上田沢沼原	
99	〃	奥	黒保根町上田沢奥山	
100	〃	東	黒保根町上田沢東原	
101	〃	東	黒保根町上田沢東山	
102	〃	麦久保大平栃木山	黒保根町上田沢麦久保大平栃木山	
103	〃	大 皿 久 保	黒保根町上田沢大皿久保	
104	〃	吉 野 入	黒保根町上田沢吉野入	
105	〃	船 久 保	黒保根町上田沢船久保	
106	〃	沼 ノ 原	黒保根町上田沢沼ノ原	
107	〃	十 二 ノ 窪	黒保根町上田沢十二ノ窪	
108	〃	姥	黒保根町上田沢姥懷	
109	〃	水	黒保根町下田沢水口	
110	〃	柴	黒保根町下田沢柴平	
111	〃	柴	黒保根町下田沢柴平	
112	〃	向 津 久 瀬	黒保根町下田沢向津久瀬	
113	〃	赤	黒保根町下田沢赤面	
114	〃	西 ノ 久 保	黒保根町下田沢西ノ久保	
115	〃	瀧 ノ 沢	黒保根町下田沢瀧ノ沢	

番 号	区 分	地 区 名	所 在 地	備 考
116	山 腹 崩 壊	笹 平	黒保根町下田沢笹平	
117	〃	上 ノ 平	黒保根町下田沢上ノ平	
118	〃	西 ノ 畑	黒保根町下田沢西ノ畑	
119	〃	仁 田 ノ 本	黒保根町下田沢仁田ノ本	
120	〃	西 上 ノ 平	黒保根町下田沢西上ノ平	
121	〃	橋 上 沢	黒保根町宿廻橋上沢	
122	〃	遠 背 戸	黒保根町宿廻遠背戸	
123	〃	横 引	黒保根町宿廻横引	
124	〃	山 の 上	黒保根町宿廻山の上	
125	〃	横 引	黒保根町宿廻横引	
126	〃	樽 下	黒保根町宿廻樽下	
127	〃	田 代	黒保根町宿廻田代	
128	〃	蛇 ノ 尾	黒保根町宿廻蛇ノ尾	
129	〃	牛 生 棚	黒保根町宿廻牛生棚	
130	〃	油 畑	黒保根町宿廻油畑	
131	〃	諏 訪 前	黒保根町宿廻諏訪前	
132	〃	向 山	黒保根町宿廻向山	
133	〃	西 久 保	黒保根町宿廻西久保	
134	〃	川 原 田	黒保根町宿廻川原田	
135	〃	樽 下	黒保根町宿廻樽下	
136	〃	下 阿 武 儀	黒保根町宿廻下阿武儀	
137	〃	内 野	黒保根町宿廻内野	
138	〃	西 久 保	黒保根町宿廻西久保	
139	〃	城 下 り	黒保根町宿廻城下り	
140	〃	本 宿	黒保根町宿廻本宿	
141	崩 壊 流 出	宮 沢	平井町宮沢	宮ノ沢
142	〃	大 谷 戸	広沢町六丁目大谷戸	大谷ヶ戸
143	〃	鍛 冶 ケ 入	広沢町六丁目鍛冶ヶ入	
144	〃	湯 沢 峯	梅田町一丁目湯沢峯	
145	〃	金 竜 台	梅田町一丁目金竜台	
146	〃	高 松 沢	梅田町一丁目高松沢	舟木
147	〃	大 形	梅田町一丁目大形	金沢
148	〃	越 後 城	梅田町一丁目越後城	金沢
149	〃	石 泉	梅田町一丁目石泉	
150	〃	湯 沢	梅田町一丁目湯沢	
151	〃	後 山	梅田町三丁目後山	宿廻り
152	〃	大 谷 沢	梅田町三丁目大谷沢	丸山
153	〃	蔵 ノ 沢	梅田町三丁目蔵ノ沢	
154	〃	嫁 ケ 久 保	梅田町三丁目嫁ヶ久保	市畑

番 号	区 分	地 区 名	所 在 地	備 考
155	崩壊流出	花 台	梅田町三丁目花台	
156	〃	木 和 田	梅田町三丁目木和田	大和田
157	〃	ヲ イ ノ ガ 沢	梅田町三丁目ヲイノガ沢	平ヶ谷
158	〃	湯 山	梅田町三丁目湯山	
159	〃	小 滝	梅田町三丁目小滝	阿治路谷戸
160	〃	大 滝	梅田町三丁目大滝	
161	〃	子 繫	梅田町三丁目子繫	小繫
162	〃	小 滝 沢	梅田町三丁目小滝沢	
163	〃	伊 勢 沢	梅田町三丁目伊勢沢	シウジ久保
164	〃	滝 ノ 沢	梅田町四丁目滝ノ沢	橋詰
165	〃	大 石 窪	梅田町四丁目大石窪	橋詰
166	〃	作 綱	梅田町四丁目作綱	上原
167	〃	碁 場 小 路	梅田町四丁目碁場小路	
168	〃	根 禮 ノ 沢	梅田町四丁目根禮ノ沢	碁場小路
169	〃	加 奈 地	梅田町四丁目加奈地	荷場
170	〃	細 久 保	梅田町四丁目細久保	
171	〃	初 ノ 沢	梅田町四丁目初ノ沢	初ノ沢
172	〃	大 茂	梅田町四丁目大茂	
173	〃	寺 ノ 入	梅田町四丁目寺ノ入	中居
174	〃	藤 沢	梅田町四丁目藤沢	燧沢
175	〃	唐 松	梅田町四丁目唐松	
176	〃	西 ぞ ろ め き	梅田町四丁目西ぞろめき	
177	〃	寄 日	梅田町五丁目寄日	中居
178	〃	柏 久 保	梅田町五丁目柏久保	寄日
179	〃	滝 沢	梅田町五丁目滝沢	赤松
180	〃	北 沢	梅田町五丁目北沢	上谷戸
181	〃	萩 平	梅田町五丁目萩平	
182	〃	高 仁 田	梅田町五丁目高仁田	芹畑
183	〃	米 沢	梅田町五丁目米沢	
184	〃	高 竹	梅田町五丁目高竹	
185	〃	屋 敷 山	梅田町五丁目屋敷山	木根坂
186	〃	後 沢	梅田町五丁目後沢	
187	〃	上 藤 生	梅田町五丁目上藤生	
188	〃	清 水 B	梅田町五丁目清水	
189	〃	東 原 沢	梅田町五丁目東原沢	
190	〃	馬 見 山 沢	梅田町五丁目馬見山沢	
191	〃	閉 籠 里	梅田町五丁目閉籠里	
192	〃	津 久 原	梅田町五丁目津久原	
193	〃	高 台	梅田町五丁目高台	

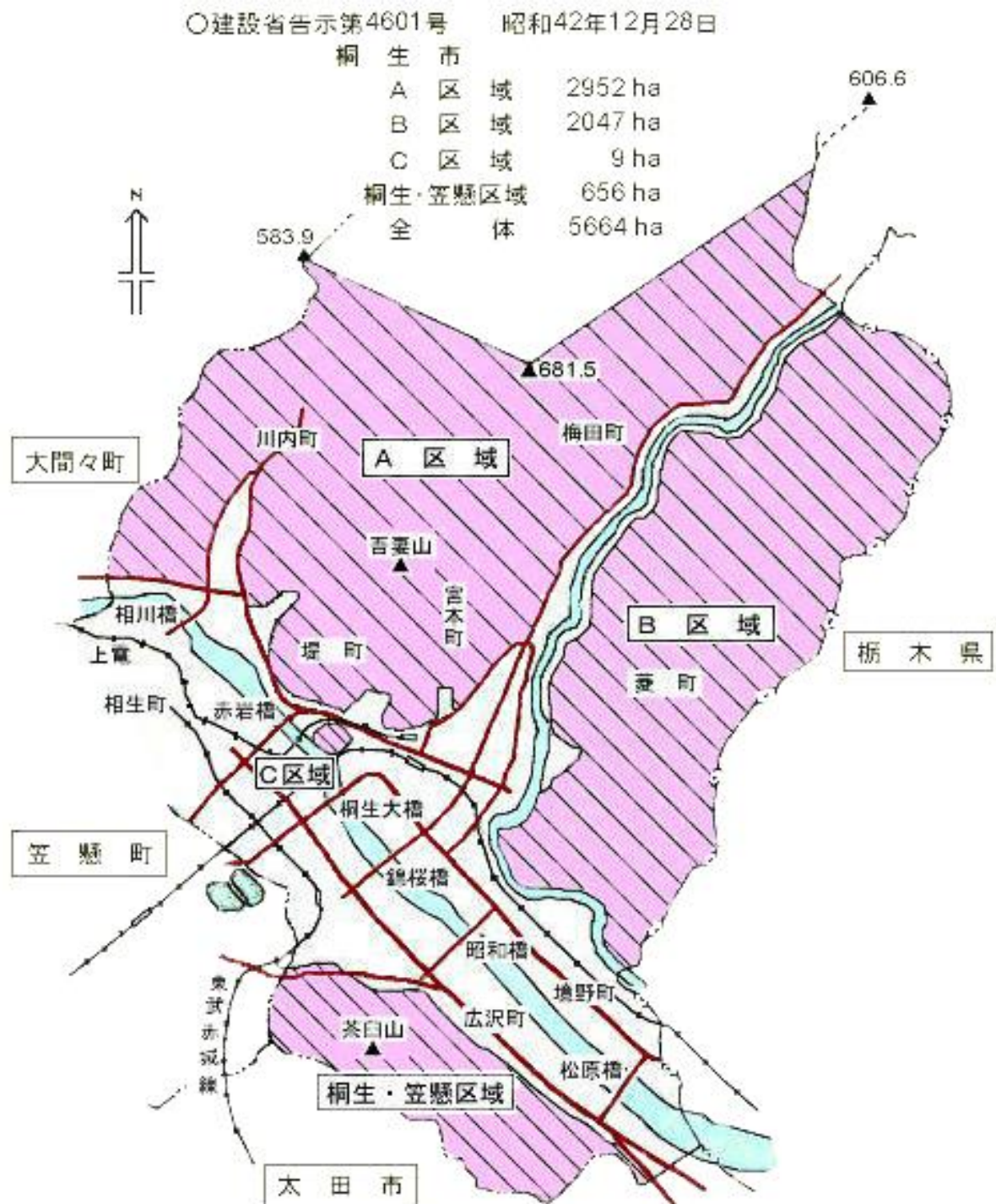
番 号	区 分	地 区 名	所 在 地	備 考
194	崩壊流出	石 鴨	梅田町五丁目石鴨	
195	〃	新 井 山	川内町一丁目新井山	
196	〃	麦 久 保	川内町一丁目麦久保	
197	〃	蜂 ケ 沢	川内町一丁目蜂ヶ沢	
198	〃	芝	川内町二丁目芝	
199	〃	西 の 入	川内町二丁目西の入	西ノ入
200	〃	岩 久 保	川内町三丁目岩久保	
201	〃	鳥 ノ 海	川内町五丁目鳥ノ海	トリノウミ
202	〃	麦 生 小 路	川内町五丁目麦生小路	第一町会
203	〃	麦 生 小 路	川内町五丁目麦生小路	第一町会
204	〃	栃 の 木 久 保	川内町五丁目栃ノ木久保	梅木久保
205	〃	一 ノ 沢	川内町五丁目一ノ沢	第二町会
206	〃	皿 久 保	川内町五丁目皿久保	第一町会
207	〃	菖 蒲	川内町五丁目菖蒲	第四町会
208	〃	入 打	川内町五丁目入打	第四町会
209	〃	原 ノ 入	川内町五丁目原ノ入	第四町会
210	〃	大 崩	川内町五丁目大崩	第四町会
211	〃	大 崩	川内町五丁目大崩	第四町会
212	〃	平 石	川内町五丁目平石	第三町会
213	〃	馬 瀬 谷 戸	川内町五丁目馬瀬谷戸	馬瀬谷
214	〃	駒 見	川内町五丁目駒見	棒谷戸
215	〃	赤 地	川内町五丁目赤地	赤柴
216	〃	三 ツ 淵	川内町五丁目三ツ淵	赤柴
217	〃	駒 見	川内町五丁目駒見	赤柴
218	〃	赤 柴	川内町五丁目赤柴	
219	〃	赤 柴	川内町五丁目赤柴	
220	〃	駒 見	川内町五丁目駒見	赤柴
221	〃	田 中 A	川内町五丁目田中	
222	〃	馬 瀬 谷 戸	川内町五丁目馬瀬谷戸	
223	〃	北 ノ 入	川内町五丁目北ノ入	
224	〃	姥 穴	菱町一丁目姥穴	
225	〃	小 友 東 ノ 入	菱町一丁目小友東ノ入	上小友
226	〃	高 萩	菱町一丁目高萩	
227	〃	間 の 山	菱町一丁目間の山	間ノ山
228	〃	金 場	菱町一丁目金場3135～3141	
229	〃	北 原	菱町二丁目北原	
230	〃	東 の 入	菱町二丁目東ノ入	東ノ入
231	〃	藤 四 郎 ケ 入	菱町二丁目藤四郎ヶ入	
232	〃	寺 谷	菱町二丁目寺谷	

番 号	区 分	地 区 名	所 在 地	備 考
233	崩壊流出	西ノ入	菱町二丁目西ノ入	
234	〃	木落シ	菱町二丁目木落シ	
235	〃	金葛	菱町四丁目金葛	
236	〃	沢入口	菱町四丁目沢入口	沢入沢
237	〃	伊豆田	菱町四丁目伊豆田	
238	〃	小松	菱町五丁目小松	
239	〃	小松	菱町五丁目小松	
240	〃	引田	菱町五丁目引田	
241	〃	カラマキ	菱町五丁目カラマキ	
242	〃	粃谷	菱町五丁目粃谷	
243	〃	茂倉	菱町五丁目茂倉	
244	〃	茂倉	菱町五丁目茂倉	
245	〃	穴切	菱町五丁目穴切	
246	〃	田ノ入	菱町五丁目田ノ入	
247	〃	祖父ヶ入	菱町五丁目祖父ヶ入	
248	〃	大平	新里町赤城山大平	
249	〃	畑平	新里町赤城山畑平	
250	〃	大平	新里町赤城山大平	
251	〃	板橋	新里町板橋	
252	〃	明美沢	新里町板橋明美沢	
253	〃	上赤坂	新里町板橋上赤坂	
254	〃	西窪	新里町板橋西窪	
255	〃	大梨子	新里町関大梨子	
256	〃	大梨子	新里町関大梨子	
257	〃	松ノ皆戸	新里町大久保松ノ皆戸	
258	〃	北	新里町大久保北	
259	〃	西沢	新里町奥沢西沢	
260	〃	童子沢	新里町山上童子沢	
261	〃	善田下	新里町新川善田下	
262	〃	早房	黒保根町水沼早房	
263	〃	小田ノ沢	黒保根町水沼小田ノ沢	
264	〃	クネノウチ	黒保根町水沼クネノウチ	
265	〃	向山	黒保根町水沼向山	
266	〃	荒神山	黒保根町八木原荒神山	
267	〃	亀谷戸	黒保根町上田沢亀谷戸	
268	〃	大小渚	黒保根町上田沢大小渚	
269	〃	大小渚	黒保根町上田沢大小渚	
270	〃	亀谷戸	黒保根町上田沢亀谷戸	
271	〃	亀谷戸	黒保根町上田沢亀谷戸	

番 号	区 分	地 区 名	所 在 地	備 考
272	崩壊流出	控 鳥 屋	黒保根町上田沢控鳥屋	
273	〃	栗 生	黒保根町上田沢栗生	
274	〃	小 手 扇	黒保根町上田沢小手扇	
275	〃	西 釜 柿	黒保根町上田沢西釜柿	
276	〃	東 原	黒保根町上田沢東原	
277	〃	竹 ノ 久 保	黒保根町上田沢竹ノ久保	
278	〃	南 平 久 保	黒保根町上田沢南平久保	
279	〃	栗 生	黒保根町上田沢栗生	
280	〃	名 称 な し	黒保根町上田沢	
281	〃	上 石 神	黒保根町上田沢上石神	
282	〃	大 坂	黒保根町上田沢大坂	
283	〃	鷲 ノ 手	黒保根町上田沢鷲ノ手	
284	〃	古 谷	黒保根町上田沢古谷	
285	〃	後 越	黒保根町上田沢後越	
286	〃	沢 入	黒保根町上田沢沢入	
287	〃	荻 ノ 目	黒保根町上田沢荻ノ目	
288	〃	舞 台	黒保根町上田沢舞台	
289	〃	沢 入 B	黒保根町上田沢沢入	
290	〃	苗 笹 後	黒保根町上田沢苗笹後	
291	〃	神 明	黒保根町上田沢神明	
292	〃	寄 居	黒保根町上田沢寄居	
293	〃	田 島 灰 谷 蟬 通 り	黒保根町上田沢田島灰谷蟬通り	
294	〃	柿 平	黒保根町上田沢柿平	
295	〃	奥 山	黒保根町上田沢奥山	
296	〃	中 組	黒保根町上田沢中組	
297	〃	松 葉 平	黒保根町上田沢松葉平	
298	〃	鳥 尾 坂	黒保根町下田沢鳥尾坂	
299	〃	西 久 保	黒保根町下田沢西久保	
300	〃	株 枿	黒保根町下田沢株枿	
301	〃	下 ノ 端	黒保根町下田沢下ノ端	
302	〃	柴 平	黒保根町下田沢柴平	
303	〃	原 ノ 道 上	黒保根町下田沢原ノ道上	
304	〃	下 南 雲	黒保根町下田沢下南雲	
305	〃	中 棚	黒保根町下田沢中棚	
306	〃	前 田 原	黒保根町下田沢前田原	
307	〃	平 間	黒保根町下田沢平間	
308	〃	梁 木	黒保根町下田沢梁木	
309	〃	高 檜	黒保根町下田沢高檜	
310	〃	赤 面 (猿 川)	黒保根町下田沢赤面	

番 号	区 分	地 区 名	所 在 地	備 考
311	崩壊流出	赤 面	黒保根町下田沢赤面	
312	〃	南 中 曾 根	黒保根町下田沢南中曾根	
313	〃	押 立	黒保根町下田沢押立	
314	〃	上 ノ 原	黒保根町下田沢上ノ原	気勝沢川
315	〃	前 田 原	黒保根町下田沢前田原	堀合
316	〃	柏 山	黒保根町下田沢柏山	
317	〃	西 柿 ノ 木 平	黒保根町長下田沢柿ノ木平	
318	〃	馬 橋	黒保根町宿廻馬橋	
319	〃	笹 後 沢	黒保根町宿廻笹後沢	
320	〃	次 郎 戸 皆 戸	黒保根町宿廻次郎戸皆戸	
321	〃	樽 下	黒保根町宿廻樽下	
322	〃	樽 下	黒保根町宿廻樽下	
323	〃	樽 下	黒保根町宿廻樽下	
324	〃	田 代	黒保根町宿廻田代	
325	〃	井 掘	黒保根町宿廻井掘	
326	〃	十 二 ケ 久 保	黒保根町宿廻十二ヶ久保	
327	〃	駒 見 反	黒保根町宿廻駒見反	
328	地すべり	栗 門	黒保根町上田沢栗門	
329	〃	下 組	黒保根町上田沢下組	

2-8 宅地造成工事規制区域図



2-9 災害危険区域に関する類似用語の説明

区分	用語	所管省庁	説明
土石流	砂防指定地	国土交通省	砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定する土地。
	土石流危険溪流	国土交通省	土石流が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する溪流。
	崩壊土砂流出危険地区	林野庁	山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となって流出するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
地すべり	地すべり防止区域	国土交通省 農林水産省	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条の規定に基づき、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域であって、公共の利害に密接な関連を有するものとして、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域。
	地すべり危険箇所	国土交通省	地すべりが発生する危険性があり、河川、道路、鉄道、公共建物、人家等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。
		農林水産省	地すべりが発生する危険性があり、農地等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が農林水産省の定めた基準に該当する箇所。
	地すべり危険地区	林野庁	地すべりが発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域	国土交通省	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条の規定に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により、相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として、都道府県知事が指定する区域。
	急傾斜地崩壊危険箇所	国土交通省	急傾斜地の崩壊が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。
	山腹崩壊危険地区	林野庁	山腹の崩壊が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。

区分	用語	所管省庁	説明
雪崩	雪崩危険箇所	国土交通省	雪崩が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。
	なだれ危険箇所	林野庁	雪崩が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する箇所。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。
	土砂災害特別警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条の規定に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造規制をすべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。

2-10 土砂災害警戒区域等の指定状況

令和2年4月1日現在

告示年月日	告示番号	指定 地区数	大 字	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
				急傾斜地 の崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地 の崩壊	土石流	地すべり	計
平成18年 1月31日	第74号	1	梅田町4丁目 (皆沢)	9	6		15	9	6		15
平成26年 10月14日	第301号	44	川内町五丁目 ほか43地区	511	236	6	753	508	211		719
合 計	指定済み	45	地区	520	242	6	768	517	217		734

2-11 土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
皆沢	梅田町四丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	H18. 1. 31	74
皆沢1	〃	〃	○	○	H18. 1. 31	74
皆沢3	〃	〃	○	○	H18. 1. 31	74
皆沢4	〃	〃	○	○	H18. 1. 31	74
皆沢5	〃	〃	○	○	H18. 1. 31	74
皆沢6	〃	〃	○	○	H18. 1. 31	74
皆沢7	〃	〃	○	○	H18. 1. 31	74
皆沢川西1	〃	〃	○	○	H18. 1. 31	74
皆沢平イ	〃	〃	○	○	H18. 1. 31	74
前ノ沢	〃	土石流	○	○	H18. 1. 31	74
向ノ沢	〃	〃	○	○	H18. 1. 31	74
内松奥沢	〃	〃	○	○	H18. 1. 31	74
内松奥沢1	〃	〃	○	○	H18. 1. 31	74
内松奥沢2	〃	〃	○	○	H18. 1. 31	74
登り沢	〃	〃	○	○	H18. 1. 31	74
唐沢-2	太田市吉沢町	急傾斜地の崩壊	○	○	H26. 10. 14	301
龍戸	広沢町六丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
団地裏	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
曲松	菱町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
熊野	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上小友	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宿島	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
山腰	菱町三丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
広見	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
泉竜院	菱町二丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
一色	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
幸橋上-1	菱町三丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
幸橋上-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
八幡山(A)-1	菱町四丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
八幡山(A)-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
八幡山(A)-3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
八坂神社	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
祖父ヶ入-1	菱町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
祖父ヶ入-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
粳谷	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
丸山南	堤町二丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
丸山	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
西堤-1	堤町三丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西堤-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
渡良瀬	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
上電西桐生	堤 町 一 丁 目	急傾斜地の崩壊	○	○	H26. 10. 14	301
雷電山	宮 本 町 二 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
老人ホーム脇1	宮 本 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
老人ホーム脇2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
公園下	宮 本 町 四 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
村松沢1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
村松沢2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
北中裏(A)-1	西 久 方 町 一 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
北中裏(A)-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
北中裏(B)	平 井 町	〃	○	○	H26. 10. 14	301
平井	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
経ヶ峯-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
経ヶ峯-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
外語学院	天 神 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
荒神山	梅 田 町 一 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上湯沢-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上湯沢-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
梅田中上-1	梅 田 町 二 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
梅田中上-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
梅田中上-3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
梅田橋-1	梅 田 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
梅田橋-2	梅 田 町 二 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
高園寺-1	梅 田 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
高園寺-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
馬立集会所-1	梅 田 町 五 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
馬立集会所-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
石鴨	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
峠	川 内 町 一 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
姥ヶ入1	川 内 町 二 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
姥ヶ入2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
姥ヶ入3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
柳谷戸	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
派出所裏	川 内 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
永明下	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鳥の海	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堂院谷戸	川 内 町 五 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
一丁田団地	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内北小裏	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
馬瀬谷戸-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
栃久保	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
勇進会館-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
勇進会館-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
杵山	広 沢 町 四 丁 目	急傾斜地の崩壊	○	○	H26. 10. 14	301
宮本橋	宮 本 町 四 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
細田	菱 町 一 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
橋場橋	川 内 町 五 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
橋上	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
高源寺	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上菱団地	菱 町 五 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
祖父ヶ入(B)	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
穴切	梅 田 町 四 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
橋前場	川 内 町 二 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西釈迦堂	川 内 町 一 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
観音寺	川 内 町 五 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
二渡谷戸-1	梅 田 町 四 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
二渡谷戸-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鍛冶谷戸	梅 田 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
楽山荘-1	堤 町 一 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
楽山荘-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
楽山荘-3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
楽山荘-4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
楽山荘-5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下久保-1	川 内 町 四 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下久保-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下久保-3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
岡ノ上団地	広 沢 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
日枝神社	梅 田 町 一 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
永明下(B)	川 内 町 四 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
坂ノ下	川 内 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
播摩谷戸	川 内 町 一 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
万が入-1	堤 町 二 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
万が入-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西方寺	梅 田 町 一 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
すみれ保育園-1	相 生 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
すみれ保育園-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小久保	菱 町 四 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
八幡山(B)	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
富士山下	相 生 町 二 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
兎山-1	堤 町 一 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
兎山-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東原2	梅 田 町 五 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
津久原1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
馬立2-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
馬立2-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
馬立4-1	梅田町五丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	H26. 10. 14	301
馬立4-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
馬立6	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大門1-1	梅田町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大門1-2	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
小谷戸1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小谷戸2-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小谷戸2-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
引田2	菱町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
籾谷1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
茂倉3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
菱町五丁目1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上原3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
菱町四丁目3-1	菱町四丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
菱町四丁目3-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
菱町四丁目4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
菱町四丁目5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
菱町四丁目6	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
湯沢1	梅田町二丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
梅田南小前1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上原1	梅田町四丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上原2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
猿石3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
備前谷戸2	梅田町三丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
中野平5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
木品1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
木品2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
木品3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
田端1	梅田町四丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
滝沢1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
一色2	菱町二丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
曲松1	菱町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
曲松2-1	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
曲松2-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
曲松5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宿島1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
菱町1丁目1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
深山1-1	菱町二丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
深山1-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
雉ノ尾1	菱町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
城ノ岡団地1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
広沢町3丁目1	広沢町三丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
広沢町4丁目2-1	広 沢 町 四 丁 目	急傾斜地の崩壊	○	○	H26. 10. 14	301
広沢町4丁目2-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
広沢町4丁目3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
広沢町6丁目1	広 沢 町 六 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
広沢町6丁目2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小谷2	菱 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堂場5	川 内 町 五 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
棒谷戸2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
山崎1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
中島1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
漆原1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
腰巻2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
久保田1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
前沢1	梅 田 町 一 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町五丁目2	川 内 町 五 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町五丁目6	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鳥の海1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町三丁目1	川 内 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町三丁目2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町二丁目1	川 内 町 二 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東釋迦堂1	川 内 町 一 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東釋迦堂2-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東釋迦堂2-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東釋迦堂2-3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町一丁目2-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町一丁目2-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
丸山前1-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
丸山前1-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
峠2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
梅原1	天 神 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宮本町四丁目1-1	宮 本 町 四 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宮本町四丁目1-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宮本町四丁目2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宮本町四丁目3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宮本町四丁目4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宮本町四丁目5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宮本町三丁目1-1	宮 本 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宮本町三丁目1-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堤町一丁目1	堤 町 一 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堤町一丁目3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堤町一丁目4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堤町三丁目3	堤 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
平井町1-1	平井町	急傾斜地の崩壊	○	○	H26. 10. 14	301
平井町1-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
平井町7	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西久方町一丁目1	西久方町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
日光	新里町奥沢	〃	○	○	H26. 10. 14	301
高泉-1	新里町高泉	〃	○	○	H26. 10. 14	301
高泉-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
早房-1	黒保根町水沼	〃	○	○	H26. 10. 14	301
早房-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
早房-3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
中谷戸	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鍛冶屋-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鍛冶屋-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鍛冶屋-3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
涌丸-1	黒保根町上田沢	〃	○	○	H26. 10. 14	301
涌丸-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
涌丸-3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
涌丸-4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
栗門-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
栗門-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
栗門-3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
栗門-4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
栗門-5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
高櫓-1	黒保根町下田沢	〃	○	○	H26. 10. 14	301
高櫓-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
津久瀬	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
本宿	黒保根町宿廻	〃	○	○	H26. 10. 14	301
梨木-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
梨木-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上の平-1	黒保根町上田沢	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上の平-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
本宿(C)	黒保根町宿廻	〃	○	○	H26. 10. 14	301
間々下-1	黒保根町上田沢	〃	○	○	H26. 10. 14	301
間々下-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
古谷6	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
沢入1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
沢入6	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
田沢上1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
田沢下2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
出合原1	黒保根町下田沢	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下田沢1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
柏山上1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
津久瀬1	黒保根町下田沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H26. 10. 14	301
川口4-1	黒保根町宿廻	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川口4-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
水沼3	黒保根町水沼	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堤町1-1	堤町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堤町1-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西久方町一丁目4-1	西久方町二丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西久方町一丁目4-2	西久方町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西久方町一丁目4-3	西久方町二丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
赤地1	川内町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
中島3-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
中島3-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
麦生小路2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
割田1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
横山1	川内町四丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
駒形1	川内町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
駒形2-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
駒形2-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
駒形3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
駒形4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
駒形5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
滝ノ沢4-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
滝ノ沢4-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
滝ノ沢5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
滝ノ沢6	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堂場2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堂場3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堂場4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堂場6	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堂場7	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
赤地1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大崩1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
棒谷戸1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
棒谷戸3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
橋上1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
橋上2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
橋上3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
橋上4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
山崎2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
山崎3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
山崎4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
柳原1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
柳原2	川内町五丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	H26. 10. 14	301
柳原5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
柳原6	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
田中4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
山田1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大石岩戸1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大石岩戸2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大石岩戸3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
原ノ入1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
中岩戸1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
中岩戸2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
中岩戸3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
腰巻1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
久保田2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
赤萩1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
赤萩2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
笹久保1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
笹久保2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東谷戸1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東谷戸2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
三ツ淵1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
赤柴1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
赤柴2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
赤柴3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
赤柴4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
赤柴5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
梅ノ木久保1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
栃久保1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
中島2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
山崎5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
山崎6	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
麦生小路3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町五丁目1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町五丁目3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町五丁目4-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町五丁目4-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町五丁目5-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町五丁目5-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町五丁目7	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町五丁目8	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堂院谷戸1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
割田2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
川内町三丁目3	川内町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	H26. 10. 14	301
牛谷戸1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
塞神1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町四丁目1	川内町四丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町四丁目2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西ノ入3	川内町二丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西ノ入4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西ノ入5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町二丁目2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小入1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
佃1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
釋迦堂1	川内町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町一丁目1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川内町一丁目3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
蜂ヶ沢1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
師々田1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
丸山前2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
峠1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堤町一丁目2	堤町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堤町一丁目7	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堤町三丁目2-1	堤町三丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堤町三丁目2-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
平井町2	平井町	〃	○	○	H26. 10. 14	301
平井町5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
平井町6	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西久方町一丁目3	西久方町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東原1	梅田町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
津久平2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
津久平3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
津久原2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
津久原4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
津久原5-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
津久原5-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
蛇留淵1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
蛇留淵2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
馬立1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
北沢1-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
北沢1-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
閉籠里1-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
閉籠里1-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大門2	梅田町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大門5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
大門6	梅 田 町 一 丁 目	急傾斜地の崩壊	○	○	H26. 10. 14	301
小久保2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
仙ヶ沢2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
越後城1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
経玉木1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
経玉木2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
高間々1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
前沢2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
引田1	菱 町 五 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
引田3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
茂倉1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
茂倉2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大下1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大日前1-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大日前1-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上ノ田2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
栗生1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
菱町五丁目2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
菱町五丁目3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
菱町五丁目4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
金葛1	菱 町 四 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
菱町四丁目2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
橋詰1	梅 田 町 二 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
中居1	梅 田 町 四 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
猿石2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鍛冶谷戸1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鍛冶谷戸2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鍛冶谷戸3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
野中沢1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
諸沢1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
後沢1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
後沢3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
後沢4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
五所平1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宿廻1	梅 田 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
淵上1-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
淵上1-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
中野平1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
中野平3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
木品6	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
木品7	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
木品8	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
梅田町三丁目1	梅 田 町 三 丁 目	急傾斜地の崩壊	○	○	H26. 10. 14	301
梅田町三丁目2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宮谷戸1	梅 田 町 四 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
碁場小路1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
碁場小路3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
荷場1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
荷場2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
一色1	菱 町 二 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
藤四郎1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
橋詰3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
庚申塚1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小沢5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下出1-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下出1-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宿島2	菱 町 一 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
雉ノ尾2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
膳棚1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小谷1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
平井町4	平 井 町	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宮谷1	菱 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
山越1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
広沢町4丁目1	広 沢 町 四 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
田中14	広 沢 町 五 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
田中15	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
加茂ノ入1	広 沢 町 六 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
平井町3	平 井 町	〃	○	○	H26. 10. 14	301
舟原1	新 里 町 赤 城 山	〃	○	○	H26. 10. 14	301
関1-1	新 里 町 関	〃	○	○	H26. 10. 14	301
関1-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
本宿(B)	黒 保 根 町 宿 廻	〃	○	○	H26. 10. 14	301
栗門1	黒 保 根 町 上 田 沢	〃	○	○	H26. 10. 14	301
古谷1-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
古谷1-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
古谷2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
古谷3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
古谷4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
古谷5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東原5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東原7	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
沢入2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
沢入4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
沢入5-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
沢入5-2	黒保根町上田沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H26. 10. 14	301
田沢上2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川久保1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下組1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下組3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下組4-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下組4-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上田沢2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
田沢下1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
田沢下3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
田沢中3A	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
出合原2-1	黒保根町宿廻	〃	○	○	H26. 10. 14	301
出合原2-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下田沢2	黒保根町下田沢	〃	○	○	H26. 10. 14	301
高櫓1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下田沢3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宿廻1	黒保根町宿廻	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宿廻1A	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川口2-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川口2-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川口2-3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川口5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
川口6	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
城1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
城下1-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
城下1-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
本宿1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上八木原1	黒保根町八木原	〃	○	○	H26. 10. 14	301
八木原1-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
八木原1-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鴨押イ	川内町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鴨押ロ	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
橋上イ	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
漆原イ	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
横道イ	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
牛ヶ久保イ	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東原3	梅田町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東原4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
清水2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
清水3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
津久平1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
葛平1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
柳原3-1	川内町五丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	H26. 10. 14	301
柳原3-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
柳原4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大門3	梅田町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大門4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
猿石1	梅田町四丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
中野平6	梅田町三丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鍋足1-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鍋足1-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上小友4	菱町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上小友2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
広沢町6丁目3	広沢町六丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東実平イ	梅田町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
内野イ	菱町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
塩ノ瀬イ	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
栗生イ	梅田町二丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小弥五郎イ	菱町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上小友イ	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
舟原イ-1	新里町赤城山	〃	○	○	H26. 10. 14	301
舟原イ-2	新里町板橋	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堤町1-3	堤町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鳥ノ海橋上	川内町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下阿武儀-1	黒保根町宿廻	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下阿武儀-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
山ノ上沢	広沢町六丁目	土石流	○		H26. 10. 14	301
前ノ入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
後ノ入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鍛冶ヶ入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
杉ノ入沢	広沢町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
御熊入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
夏保沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
榎入沢-1	広沢町四丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
榎入沢-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
姥沢川	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
姥沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
三堂ノ入沢	広沢町三丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東古庭ノ入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西古庭ノ入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東寺ノ入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西寺ノ入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
天津沢	堤町三丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
岩ノ入沢	堤町二丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
西ノ入沢(西堤沢)	堤 町 二 丁 目	土石流	○	○	H26. 10. 14	301
東沢(東堤沢)	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堂ノ入沢	宮 本 町 三 丁 目	〃	○		H26. 10. 14	301
豊ヶ沢	宮 本 町 四 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
村松沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
物見沢	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
躑躅窪沢-1	平 井 町	〃	○	○	H26. 10. 14	301
躑躅窪沢-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宮沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
赤城沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
平井沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
牛窪沢	梅 田 町 一 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鳳仙寺沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
水無沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
森沢	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
西方寺沢-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西方寺沢-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
姥沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
菱小屋沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
高松沢-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
高松沢-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
仙ヶ沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
平仁田沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
十八曲沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
樋合沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
箴沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
田ノ入沢	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
深山沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
後山沢	梅 田 町 三 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
脇沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大滝沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
入道久保沢	梅 田 町 二 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上ノ山沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
女沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
滝ノ沢	梅 田 町 四 丁 目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大石窪沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
作網沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
寺ノ入沢	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
大窪沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
藤沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
諸沢	梅 田 町 五 丁 目	〃	○		H26. 10. 14	301
出沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
寄日沢	梅田町五丁目	土石流	○	○	H26. 10. 14	301
米沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東原沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
桐生川左支川1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
後沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
朝日沢-1	菱町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
朝日沢-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
後沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
唐沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
田ノ入沢-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
田ノ入沢-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
引田沢-1	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
引田沢-2	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
茅沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
祖父ヶ入沢-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
祖父ヶ入沢-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
沢入沢	菱町四丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
谷山沢	菱町二丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
寺谷沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
藤四郎ヶ入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
熊ノ沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
柳谷沢-1	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
柳谷沢-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
間ノ山沢	菱町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
田ノ入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
膳棚沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
桂山沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
女沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
金場沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
落々久保沢	川内町四丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西久保沢	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
南岩久保沢	川内町三丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
岩久保西ノ入沢-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
岩久保西ノ入沢-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
岩久保西ノ入沢-3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
岩久保沢	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
新井沢	川内町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
岩ノ下沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
皿久保沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下谷沢	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
谷沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
一ノ沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
梨ノ木入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
梅ノ木久保沢	川内町五丁目	土石流	○	○	H26. 10. 14	301
北ノ入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
栃久保沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
駒見沢川	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
赤地沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東赤地沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
うつら久保沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
平久保沢	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
広間沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下広間沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
山田川-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
山田川-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
山田川-3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
平石沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大久保沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
表石沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
原ノ入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
入打沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
菖蒲沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
むじな久保沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
前ノ沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
岩ノ下沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
前ノ入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
笹久保沢-1	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
笹久保沢-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
笹久保沢-3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下室ノ手三ノ沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下室ノ手四ノ沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
和田沢	川内町三丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小入沢	川内町二丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小芝沢	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
大芝沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
姥ヶ入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下姥ヶ沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
曲手沢	川内町一丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東小倉川(小倉川)	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上麦久保沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
麦久保沢-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下麦久保沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上吾妻沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
吾妻沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
青木沢	川内町一丁目	土石流	○	○	H26. 10. 14	301
蜂ヶ沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
師々田沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
観音沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
金兵衛沢	宮本町四丁目	〃	○		H26. 10. 14	301
花台沢	梅田町三丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鍋足沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
基場小路沢	梅田町四丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
根礼ノ沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
名下知窪沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
忍山川右支川2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
忍山川左支川1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
柏久保沢	梅田町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
北沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
大下沢	菱町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
茂倉沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
カラマキ沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小松沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
金葛沢	菱町四丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下出沢	菱町二丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鳶ノ沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西ノ入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
森山沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小友東ノ入沢(小友川)-2	菱町一丁目	〃	○		H26. 10. 14	301
小友東ノ入沢(小友川)-3	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小友東ノ入沢(小友川)-4	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小友東ノ入沢(小友川)-5	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
高沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
麦生小路沢-1	川内町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
麦生小路沢-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東皿久保沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
沢入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
沢ノ入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
室ノ手沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下室ノ手一ノ沢-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下室ノ手一ノ沢-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下室ノ手二ノ沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東ノ入沢-1	川内町二丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鹿田沢	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
西加茂入沢	広沢町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
忍山川右支川1	梅田町四丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
大茂沢	梅田町四丁目	土石流	○	○	H26. 10. 14	301
室ノ手上ノ沢	川内町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西ノ入一ノ沢	川内町二丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西ノ入二ノ沢-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
加茂入沢	広沢町六丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西ノ入沢	広沢町五丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西姥沢	広沢町三丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西万ヶ入沢	堤町三丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東・高泉沢	新里町奥沢	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上湯川三ノ沢	黒保根町宿廻	〃	○		H26. 10. 14	301
深沢川-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
深沢川-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
宿廻沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
梨木沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西久保沢	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
城沢	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
上柏山沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
南上柏山沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鳥居川	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
鳥居川(本川)	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
江戸川	黒保根町下田沢	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小田ノ沢(鳥居沢)	黒保根町水沼	〃	○	○	H26. 10. 14	301
堂尻沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
滝ノ沢	黒保根町下田沢	〃	○	○	H26. 10. 14	301
平沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鷺ノ手沢	黒保根町上田沢	〃	○	○	H26. 10. 14	301
栗生沢-1	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
栗生沢-2	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下栗生沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西ノ沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
新沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下良見二ノ沢	黒保根町宿廻	〃	○	○	H26. 10. 14	301
湯川沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
北久良見沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
西宿廻沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
小動沢	黒保根町水沼	〃	○	○	H26. 10. 14	301
ナブリ沢	黒保根町下田沢	〃	○	○	H26. 10. 14	301
麦久保沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
松山沢	黒保根町上田沢	〃	○		H26. 10. 14	301
金比羅沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
古谷沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
下古谷沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
西沢入沢	黒保根町上田沢	土石流	○	○	H26. 10. 14	301
上西沢入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
東沢入沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
上新沢	〃	〃	○	○	H26. 10. 14	301
八木原沢	黒保根町八木原	〃	○	○	H26. 10. 14	301
荒神沢	広沢町三丁目	〃	○		H26. 10. 14	301
東高津戸沢	川内町四丁目	〃	○	○	H26. 10. 14	301
鹿角	黒保根町下田沢	地すべり	○		H26. 10. 14	301
湧丸	黒保根町上田沢	〃	○		H26. 10. 14	301
鷲ノ手	〃	〃	○		H26. 10. 14	301
馬瀬谷戸	川内町五丁目	〃	○		H26. 10. 14	301
下組	黒保根町上田沢	〃	○		H26. 10. 14	301
栗門	〃	〃	○		H26. 10. 14	301

2-12 農業用ダム・防災重点ため池一覧表

令和3年11月15日現在

農業用ダム

名 称	所 在 地	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m ³)
早川貯水池	桐生市新里町新川地先	26.0	230	900,000

防災重点ため池

名 称	所 在 地	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m ³)
上 沼	桐生市新里町奥沢地先	9.5	37	4,000
下 沼	桐生市新里町奥沢地先	7.0	65	8,000
童沢貯水池	桐生市新里町山上地先	10.0	100	40,000
新沼貯水池	桐生市新里町山上地先	3.6	100	10,000

3-1 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設一覧表

令和7年4月末時点

No.	施設名	住所	備考
1	明照保育園	桐生市本町6-398	
2	大和病院	桐生市稲荷町2-9	
3	樹徳高等学校	桐生市錦町1-1-20	
4	住宅型有料老人ホーム 宣	桐生市錦町1-996-3	
5	病児保育室 はなぞの	桐生市織姫町4-33	
6	おりひめ医院 訪問リハビリテーション	桐生市織姫町4-33	
7	桐生厚生総合病院	桐生市織姫町6-3	
8	赤城特別支援 桐生厚生総合病院内教室	桐生市織姫町6-3	
9	桐生高等学校	桐生市美原町1-39	
10	中央中学校	桐生市美原町2-15	
11	桐生市美原長寿センター	桐生市美原町5-47	
12	桐生市立商業高等学校	桐生市清瀬町6-1	
13	桐生大学附属幼稚園	桐生市新宿1-4-54	
14	マーズ	桐生市新宿2-2-8	
15	南小学校	桐生市新宿2-7-1	
16	南小学校第1・2放課後児童クラブ	桐生市新宿2-7-1	
17	桐生市総合福祉センター	桐生市新宿3-3-19	
18	桐生市地域活動支援センター 北斗七星の家	桐生市新宿3-3-19	
19	桐生市地域活動支援センター 虹の作業所第1	桐生市新宿3-3-19 桐生市総合福祉センター内3F	
20	きらきら星	桐生市新宿3-3-19 桐生市総合福祉センター内4F	
21	さつきホーム	桐生市琴平町9-6	
22	グループホーム サンシャイン ことひら	桐生市琴平町273-1	
23	立正保育園	桐生市浜松町1-8-7	
24	グループホーム ポピーの家	桐生市仲町1-6-15	
25	にじいろこども園	桐生市仲町1-11-21	
26	グループホーム 仲町の家	桐生市仲町1-13-33	
27	東小学校	桐生市仲町2-4-21	
28	若葉放課後児童クラブ	桐生市仲町2-4-21	
29	桐生市東長寿センター	桐生市東1-8-41	
30	昭和こども園	桐生市東2-4-45	
31	清流中学校	桐生市東3-7-1	

No.	施 設 名	住 所	備 考
32	ひかりこども園	桐生市東4-1-18	
33	いちばん星	桐生市東5-6-14	
34	らららこども園	桐生市東5-6-47	
35	やよいホーム	桐生市宮前町1-4-12 ジュネスきり	
36	みどりホーム	桐生市相生町2-163-6	
37	児童デイサービス アニマート桐生みどり	桐生市巴町1-1114-25 巴町佐瀬店舗	
38	桐生市地域活動支援センター 虹の作業所第2	桐生市元宿町9-38	
39	桐生北こども園	桐生市東久方町1-1-36	
40	桐生工業高等学校	桐生市西久方町1-1-41	
41	城田クリニック	桐生市天神町3-5-24	土砂と重複
42	両毛ヤクルト販売㈱ 桐生東センター	桐生市境野町2-741-4	
43	ふれあいホーム大地の里	桐生市境野町2-1281-3	
44	デイホーム大地	桐生市境野町2-1281-3	
45	ケアホーム いまじん	桐生市境野町2-1459	
46	桐生市境野長寿センター	桐生市境野町3-1295-1	
47	グループホーム あおぞら	桐生市境野町3-2113	
48	ふれあいホーム おおぞら	桐生市境野町3-2113	
49	ゆとりハウス	桐生市境野町3-2125-1	
50	コスモス白滝	桐生市境野町4-1065-1	
51	沼の上保育園	桐生市境野町4-1095-1	
52	境野小学校	桐生市境野町6-1616-1	
53	桐生市立境野幼稚園	桐生市境野町6-1616-1	
54	境野学童四ツ葉第1・2クラブ	桐生市境野町6-1616-1	
55	境野中学校	桐生市境野町6-1673	
56	ふれあいホーム こもれ陽の里	桐生市境野町7-1731-9	
57	デイホーム こもれ陽	桐生市境野町7-1731-9	
58	サンライズさかいの	桐生市境野町7-1788-1	
59	ケアハウス さかいの	桐生市境野町7-1788-1	
60	双葉苑	桐生市広沢町1-2643-1	
61	ケアハウス ふたば	桐生市広沢町1-2643-1	
62	障害者支援施設 桐花園	桐生市広沢町1-2647	
63	両毛整肢療護園	桐生市広沢町1-2648-1	
64	デイホーム桐生広沢	桐生市広沢町1-2725-1	
65	桜木中学校	桐生市広沢町1-2874	
66	認定こども園 おおぞら	桐生市広沢町1-2903-2	
67	両毛ヤクルト販売㈱広沢センター	桐生市広沢町1-2932-9	

No.	施 設 名	住 所	備 考
68	えるふ	桐生市桜木町1381-7	
69	広沢幼稚園	桐生市広沢町4-2099	
70	ユートピア広沢	桐生市広沢町6-307-3	
71	ケアハウス リバーサイド広沢	桐生市広沢町6-307-3	
72	ケアハウス サンフラワー広沢	桐生市広沢町6-307-3	
73	グレイス広沢	桐生市広沢町6-307-11	
74	ハーモニー広沢	桐生市広沢町6-332-1	
75	ケアハウス ハートフル広沢	桐生市広沢町6-332-1	
76	サンロイヤル広沢	桐生市広沢町6-335-1	
77	やまぐちハウス彩-iRodori-	桐生市広沢町6-355	
78	山口クリニック	桐生市広沢町6-355	
79	桐生整形外科 広沢クリニック	桐生市広沢町間ノ島284-1	
80	群馬県立あさひ養護学校	桐生市広沢町間ノ島440	
81	たかぞのこども園	桐生市梅田町1-273-1	
82	グループホーム クララ梅田	桐生市梅田町1-385-4	土砂と重複
83	瀬々らぎの里	桐生市梅田町1-724-1	
84	有料老人ホーム ていねい桐生	桐生市梅田町1-766-1	土砂と重複
85	高齢者福祉シェアハウス えがお相生	桐生市相生町2-178-1	
86	COCO-LO	桐生市相生町2-261-3	
87	岸病院	桐生市相生町2-277	土砂と重複
88	デイケア ひだまり赤岩	桐生市相生町2-277(岸病院敷地内)	土砂と重複
89	有料老人ホーム みらい	桐生市相生町2-312-1	
90	999(スリーナイン) あーと	桐生市相生町2-312-4	
91	999(スリーナイン) 桐生みどり	桐生市相生町2-316-1	
92	グループホーム クララ相生	桐生市相生町2-368-6	
93	桐生清桜高等学校	桐生市相生町3-551-1	
94	ひまわり保育園	桐生市相生町3-683-1	
95	たかのす聖母保育園	桐生市川内町2-81-4	
96	ふれあい苑「寿」	桐生市川内町5-26-1	土砂と重複
97	ふれあい苑「寿三号」	桐生市川内町5-50-1	土砂と重複
98	桐生みやま園	桐生市川内町5-1199	
99	Iris La・Foret (アイリス・ラ・フォーレ)	桐生市菱町1-350-1	土砂と重複
100	日新病院	桐生市菱町3-2069-1	
101	桜木小学校	桐生市相生町1-383	
102	さくらクラブ	桐生市相生町1-383	

3-2 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設一覧表

令和7年4月末時点

No.	施設名	住所	備考
1	たちばな保育園 (子育て支援センター)	桐生市西久方町2-3-8	
2	城田クリニック	桐生市天神町3-5-24	洪水と重複
3	藤和の丘	桐生市広沢町6-596-3	
4	グループホーム クララ梅田	桐生市梅田町1-385-4	洪水と重複
5	有料老人ホーム ていねい桐生	桐生市梅田町1-766-1	洪水と重複
6	梅田中学校	桐生市梅田町2-347-1	
7	特別養護老人ホーム 梅の郷	桐生市梅田町4-1774-4	
8	医療法人岸会 岸病院	桐生市相生町2-277	洪水と重複
9	デイケア ひだまり赤岩	桐生市相生町2-277(岸病院敷地内)	洪水と重複
10	すみれ保育園	桐生市相生町3-493-15	
11	グループホーム サンシャイン	桐生市川内町1-322-1	
12	特別養護老人ホーム 思いやり	桐生市川内町1-361-2	
13	介護老人保健施設 かがやき	桐生市川内町1-407-1	
14	ふれあい苑「寿」	桐生市川内町5-26-1	洪水と重複
15	ふれあい苑「寿三号」	桐生市川内町5-50-1	洪水と重複
16	Iris La・Foret(アイリス ラ・フォーレ)	桐生市菱町1-350-1	洪水と重複
17	市立黒保根保育園	桐生市黒保根町水沼199-1	

4-1 各種ライフライン担当連絡先一覧表

4-1-1 水道担当連絡先

令和7年4月1日現在

事業者名	担当部局	所在地	連絡先
桐生市	水道局	桐生市美原町 2-5	0277-32-4352(代表)

4-1-2 し尿処理施設担当連絡先

令和2年4月1日現在

事業主体名	施設名	施設所在地	電話番号	FAX	規模 (kl/日)
桐生市	桐生市 境野水処理センター	桐生市 境野町 3-1511-1	0277-44-6184	0277-44-6186	195

4-1-3 下水道処理担当連絡先

令和7年4月1日現在

市町村名	担当部課名		電話番号
桐生市	水道局	下水道課	0277-32-4352

4-1-4 都市ガス会社連絡先

ガス会社名	担当窓口	所在地	電話番号
桐生瓦斯(株)	導管管理センター	桐生市仲町 3-6-32	0277-44-8141

4-1-5 LPガス団体連絡先

団体名	所在地	電話番号
(一社)群馬県LPガス協会	前橋市大渡町 1-10-7	027-255-6121

5-1 気象台の観測所

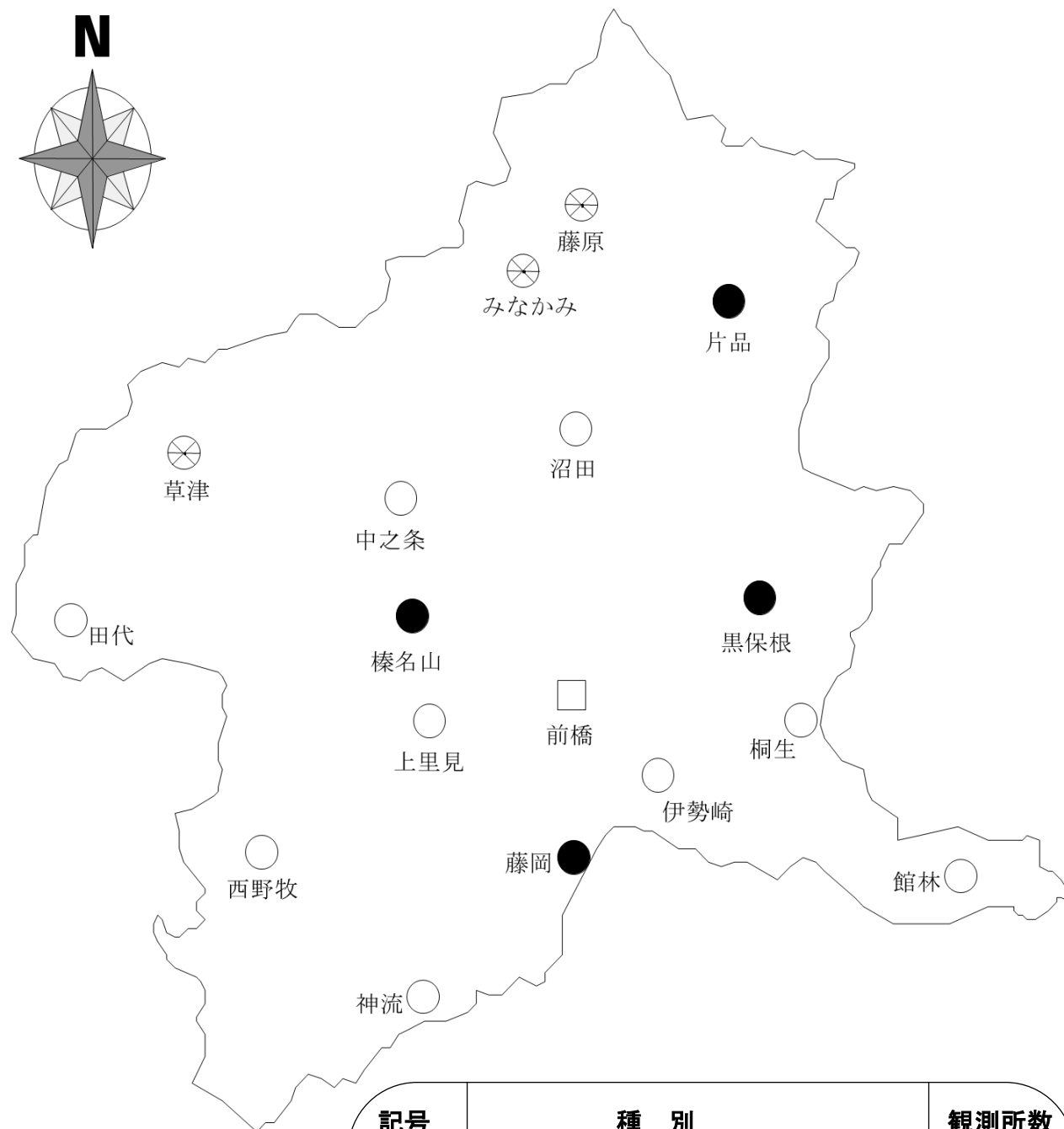
1 気象官署

名 称	水 系	所 在 地	観測開始	備 考
前橋地方気象台	利 根 川	前橋市昭和町 前橋市元総社町 前橋市大手町	M29. 12. 1	気候観測、 地域気象、積雪

2 地域気象観測所

観 測 所 名	水 系	所 在 地	観測開始	観測種別
藤 原	利 根 川	利根郡みなかみ町藤原	S52. 11. 11	地域気象、積雪
み な か み	利 根 川	利根郡みなかみ町幸知	S52. 12. 23	〃
草 津	吾 妻 川	吾妻郡草津町草津	S49. 11. 19	〃
沼 田	利 根 川	沼田市井土上町	S49. 11. 19	地域気象
中 之 条	吾 妻 川	吾妻郡中之条町伊勢町	S52. 12. 21	〃
田 代	吾 妻 川	吾妻郡嬭恋村田代	S49. 11. 19	〃
桐 生	渡 良 瀬 川	桐生市元宿町	S49. 11. 19	〃
上 里 見	烏 川	高崎市上里見町	S49. 11. 19	〃
伊 勢 崎	粕 川	伊勢崎市宮子町	H10. 7. 27	〃
西 野 牧	鐺 川	甘楽郡下仁田町西野牧	S49. 11. 19	〃
館 林	渡 良 瀬 川	館林市富士原町	S49. 11. 19	〃
神 流	神 流 川	多野郡神流町大字黒田	S52. 11. 17	〃
片 品	片 品 川	利根郡片品村鎌田	S52. 7. 19	地域雨量
榛 名 山	沼 尾 川	高崎市榛名湖町沼ノ原	S49. 11. 1	〃
黒 保 根	渡 良 瀬 川	桐生市黒保根町水沼	S53. 6. 16	〃
藤 岡	神 流 川	藤岡市藤岡	S49. 11. 1	〃

※ 地域気象観測：有線ロボット気象計による降水量・気温・風・日照の自動観測
 積雪観測：有線ロボット積雪深計による積雪の深さの自動観測
 地域雨量観測：有線ロボット雨量計による降水量の自動観測



記号	種 別	観測所数
□	気象官署（前橋地方気象台）	1ヶ所
○	地域気象観測所 （気温・風向風速・降水量・日照時間）	9ヶ所
⊗	地域気象観測所 （気温・風向風速・降水量・日照時間・積雪）	3ヶ所
●	地域雨量観測所	4ヶ所

5－2 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合発表される。

※ 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

5－3 警報・注意報発表基準

5－3－1 警報・注意報発表基準一覧表

種 類			発 表 基 準
警 報	一般の 利用に 適合するもの	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 浸水害：表面雨量指数 25 土砂災害：土壌雨量指数 120
		洪 水 警 報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 流域雨量指数：山田川流域=11.7 鎗木川流域=7.7 蔵沢川流域=6.6 指定河川洪水予報による基準：渡良瀬川上流部〔高津戸・広見橋〕
		暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 平均風速が18m/s以上
		暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 平均風速が18m/s以上で、雪を伴う
		大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 12時間降雪の深さ：山地30cm 平地20cm
	水防活動 の利用に 適合するもの	水防活動用 大雨警報※	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
		水防活動用 洪水警報※	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
注 意 報	一般の 利用に 適合するもの	大 雨 注 意 報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 浸水害：表面雨量指数 13 土砂災害：土壌雨量指数 70
		洪 水 注 意 報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 流域雨量指数：山田川流域=9.3 鎗木川流域=6.1 蔵沢川流域=5.2 指定河川洪水予報による基準：渡良瀬川上流部〔高津戸・広見橋〕
		強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 平均風速が13m/s以上
		風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 平均風速が13m/s以上で、雪を伴う
		大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 12時間降雪の深さ：山地10cm 平地5cm
		雷 注 意 報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。
		濃 霧 注 意 報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき。 視程が100m以下
		乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想されるとき。 最小湿度が25%以下で、実効湿度が50%以下
		な だ れ 注 意 報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 ①積雪があつて、24時間の降雪の深さが30cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上
		低 温 注 意 報	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合。 冬期：最低気温が－6℃以下と予想される場合。

種 類			発 表 基 準
		霜 注 意 報	早霜、晩霜期に農作物に著しい被害が予想される場合。 最低気温が3℃以下と予想される場合。
		着 氷・雪 注 意 報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等の被害が予想されるとき。
	水防活動 の利用に 適合する もの	水 防 活 動 用 大雨注意報※	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
		水 防 活 動 用 洪水注意報※	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報			1 時間雨量 100mm

※ 水防活動の利用に適合する注意報、警報は、一般の注意報、警報のうち水防に関係するものを用いて行い、水防活動用の語は使用しない。

5－3－2 警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 発表基準欄の数値は、群馬県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
- (2) 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。
また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は、自動的に解除されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- (3) 気象警報については、警報の本文冒頭に防災上特に必要とする事項を要約した「見出し的警告文」を付加して発表する。
気象の状態が急激に変化し、緊急に警報を発表又は切り替える必要がある場合には、見出し的警告文のみの速報形式で発表する。この速報形式によった場合の詳しい内容は、府県気象情報で発表する。
- (4) 「土壌雨量指数」は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数で、土壌中に貯まっていると推定される雨水の量を指標化した数値である。「流域雨量指数」は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指数で、対象となる地域・時刻に河道内に存在すると推定される流域の雨水の量を指標化した数値である。いずれも解析雨量、降水短時間予報をもとに、およそ5km四方の領域ごとに算出する。
- (5) 大雨を要因とする特別警報の指標
次のア又はイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合
ア 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。
イ 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現(ただし、3時間降雨量が150mmを超える格子のみをカウント対象とする)。
- (6) 台風等を要因とする特別警報の指標
「伊勢湾台風級」(中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が襲来する場合。
- (7) 雪を要因とする特別警報の指標
府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

5－4 気象庁震度階級関連解説表

1 使用に当たっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返すときの1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

2 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

3 木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

4 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

5 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、緩い砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

6 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合せ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(輻輳)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

7 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

(出典：気象庁 「気象庁震度階級関連解説表」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/jma-shindo-kaisetsu.pdf>)

6－1 避難所に関する類似用語の説明等

6－1－1 避難所に関する類似用語の説明

用 語	説 明
指定緊急避難場所	災害が差し迫った状況や発災時に、緊急的に避難し、身の安全を確保することができる施設や場所
指 定 避 難 所	円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、被災者が一定期間滞在する施設
指 定 福 祉 避 難 所	災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害者など特別な配慮を必要とする人が直接避難する避難所

6－1－2 異常な現象ごとの指定緊急避難場所指定基準

異 常 現 象	指 定 基 準
洪水災害	浸水想定区域に立地していない施設や場所。若しくは、想定水位以上の高さに避難者を受け入れる部分があり、かつ避難上有効な経路がある施設。 (2階以上の階に避難できる施設等)
土砂災害	土砂災害警戒区域等の危険箇所内に立地していない施設や場所。若しくは、鉄筋コンクリート造などの強固な構造の施設。
地震	地震に対して安全な構造(新耐震基準)を有している施設。若しくは、その周辺に地震発生時に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物等がない場所。
大規模火事	大規模火事による輻射熱等の影響が及ばない施設や場所。
内水氾濫	洪水災害と同じ。

6-2 避難所一覧表

6-2-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

凡例 「○」：適 「－」：不適

地区	No.	施設・場所名	所在地	電話番号	管理担当	指定緊急避難場所 (異常な現象の種類)					指定避難所
						洪水災害	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
1区 ～ 10区	1	桐生高等学校	美原町1番39号	45-2756	学校長	○	○	○	○	○	○
	2	昭和小学校跡	美原町2番5号	46-1111	教育総務課長	○	○	○	○	○	○
	3	中央中学校	美原町2番15号	44-2472	学校長	○	○	○	○	○	○
	4	昭和公民館	美原町3番6号	43-6056	館長	○	○	○	－	○	○
	5	新川公園	稲荷町1番1号		公園緑地課長	－	○	○	○	－	－
	6	中央公民館	稲荷町1番4号	47-4343	館長	○	○	－	○	○	○
	7	商業高等学校	清瀬町6番1号	44-2477	学校長	○	○	○	○	○	○
	8	錦町二丁目児童公園	錦町二丁目1305番地1		公園緑地課長	－	○	○	－	－	－
	9	桐生地域地場産業振興センター	織姫町2番5号	46-1011	(公財)桐生地域地場産業振興センター理事長	○	○	－	○	○	－
	10	桐生市市民文化会館	織姫町2番5号	40-1500	(公財)桐生市スポーツ文化事業団理事長	○	○	－	○	○	－
	11	南小学校	新宿二丁目7番1号	44-2435	学校長	○	○	○	○	○	○
	12	南体育館・運動場	新宿三丁目3番19号	44-4485	館長	○	○	○	○	○	○
	13	南公民館	新宿三丁目9番52号	44-4485	館長	○	○	○	－	○	○
	14	小梅琴平公園	小梅町・琴平町地内		公園緑地課長	－	○	○	○	－	－
	15	浜松町児童公園	浜松町一丁目810番地1		公園緑地課長	－	○	－	－	－	－
	16	東町児童公園	仲町一丁目832番地		公園緑地課長	－	○	○	－	－	－
	17	東小学校	仲町二丁目4番21号	45-2432	学校長	○	○	○	○	○	○
	18	東一丁目児童公園	東一丁目910番地22		公園緑地課長	－	○	○	－	－	－
	19	清流中学校	東三丁目7番1号	45-2974	学校長	○	○	○	○	○	○
	20	東三丁目児童公園	東三丁目1010番地		公園緑地課長	－	○	○	－	－	－
	21	東公民館	東五丁目6番8号	43-3088	館長	○	○	○	－	○	○
	22	らららこども園	東五丁目6番47号	47-1066	園長	－	○	－	－	－	－
	23	清水町児童公園	東七丁目17番地1		公園緑地課長	－	○	○	－	－	－
	24	旧元宿保育園	元宿町3番16号		桐生市子育て支援課	○	○	－	－	○	－
	25	桐生市保健福祉会館	末広町13番4号	47-1152	子育て支援課長	○	○	○	○	○	－
	26	水道山公園	宮本町二丁目14番56号		公園緑地課長	○	○	○	－	○	－
	27	吾妻公園	宮本町三丁目10番1号		公園緑地課長	○	－	○	－	○	－
	28	桐生が岡公園	宮本町三丁目8番13号		公園緑地課長	○	○	○	－	○	－
	29	西小学校	小曽根町1番9号	22-3171	学校長	○	○	○	○	○	○
	30	西運動場	小曽根町3番30号	22-6673	西公民館長	○	○	○	○	○	－
	31	教育支援センター	小曽根町3番30号	64-6314	教育長	○	○	○	○	○	○
	32	西公民館	永楽町2番16号	22-6637	館長	○	○	○	－	○	○
	33	桐生工業高等学校	西久方町一丁目1番41号	22-7141	学校長	○	○	○	○	○	○
	34	北中学校跡	西久方町一丁目9番1号	46-1111	教育総務課長	○	－	－	○	○	－
	35	旧北幼稚園	西久方町一丁目4番9号	46-1111	地域づくり課長	○	○	－	－	○	－

地区	No.	施設・場所名	所在地	電話番号	管理担当	指定緊急避難場所 (異常な現象の種類)					指定避難所
						洪水災害	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
1区 ～ 10区	36	北小学校	西久方町二丁目1番5号	22-3173	学校長	○	○	○	○	○	○
	37	群馬大学理工学部 体育館・工学会館 駐車場・テニスコート	天神町一丁目5番1号	30-1111	学長	○	○	—	○	○	—
	38	北公民館	東久方町三丁目3番26号	44-7907	館長	○	○	—	—	○	○
	39	ふれあいホーム	天神町三丁目14番16号	44-9145	所長	—	○	—	—	—	—
	40	天神町児童公園	天神町三丁目344番地		公園緑地課長	—	○	○	—	—	—
11区	41	境野公民館	境野町二丁目612番地4	43-9493	館長	○	○	—	—	○	○
	42	境野町児童公園	境野町二丁目612番地4		公園緑地課長	—	○	○	—	—	—
	43	関根児童公園	境野町三丁目1320番地2		公園緑地課長	—	○	○	—	—	—
	44	三ツ堀会館	境野町三丁目1489番地7	47-3664	三ツ堀町会長	○	○	—	—	○	—
	45	みつぼり保育園	境野町三丁目1302番地4	44-1026	園長	—	○	—	—	—	—
	46	諏訪児童公園	境野町四丁目853番地		公園緑地課長	—	○	○	—	—	—
	47	沼の上保育園	境野町四丁目1095番地1	46-1218	園長	—	○	—	—	—	—
	48	境野小学校	境野町六丁目1616番地1	45-2648	学校長	○	○	○	○	○	○
	49	境野幼稚園	境野町六丁目1616番地1	45-0004	園長	○	○	○	—	○	—
	50	境野中学校	境野町六丁目1673番地	44-4249	学校長	○	○	○	○	○	○
12区	51	桜木中学校	広沢町一丁目2874番地	52-7200	学校長	○	○	○	○	○	○
	52	認定こども園おおぞら	広沢町一丁目2903番地2	52-6140	園長	○	○	—	—	○	—
	53	広沢町児童遊園	広沢町二丁目3165番地47		公園緑地課長	○	○	○	—	○	—
	54	神明小学校	広沢町二丁目3242番地1	53-1101	学校長	○	○	○	○	○	○
	55	桜木公民館	広沢町二丁目3334番地1	52-2369	館長	○	○	○	—	○	○
	56	KIRINAN BASE (旧桐生南高等学校)	広沢町三丁目4193番地		株式会社オープンハウス桐生	—	—	○	—	—	—
13区	57	間ノ島児童公園	広沢町間ノ島21番地24		公園緑地課長	—	○	○	—	—	—
	58	広沢中学校	広沢町四丁目1864番地2	52-7050	学校長	○	○	○	○	○	○
	59	広沢公民館	広沢町四丁目1970番地172	52-7143	館長	○	○	○	—	○	○
	60	広沢小学校	広沢町四丁目2044番地2	52-2028	学校長	○	○	○	○	○	○
	61	広沢幼稚園	広沢町四丁目2099番地	52-1216	園長	○	○	—	—	○	—
	62	桐生市南公園	広沢町五丁目4716番地11		公園緑地課長	○	○	○	○	○	—
	63	広沢南部保育園	広沢町六丁目606番地	54-5128	園長	○	—	—	—	○	—
	64	広沢町六丁目公園	広沢町六丁目845番地11		公園緑地課長	○	○	○	—	○	—
	65	広沢老人憩の家	広沢町六丁目1103番地1	54-0881	館長	—	○	—	—	—	—
	66	松原橋公園	広沢町六丁目地内		公園緑地課長	—	○	○	○	—	—
	67	一本木会館	広沢町七丁目5022番地4	52-8203	広沢七丁目町会長	○	○	—	—	○	—
	68	桐生水質浄化センター	広沢町七丁目5005番地	53-2301	センター長	○	○	—	○	○	—
14区	69	R高等学校 グランド	梅田町一丁目185番地1		学校法人角川ドワンゴ学園	—	—	○	—	—	—
	70	R高等学校 体育館・セミナーハウス	梅田町一丁目185番地1	66-9943	学校法人角川ドワンゴ学園	—	—	○	—	—	○
	71	たかぞのこども園	梅田町一丁目273番地1	32-1275	園長	○	○	—	—	○	—
	72	梅田南小学校	梅田町二丁目179番地	32-1400	学校長	○	○	○	○	○	○

地区	No.	施設・場所名	所在地	電話番号	管理担当	指定緊急避難場所 (異常な現象の種類)					指定避難所
						洪水災害	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
14区	73	梅田中学校	梅田町二丁目347番地1	32-1018	学校長	○	—	○	○	○	○
	74	梅田ふるさとセンター	梅田町五丁目7568番地1	32-1100	所長	○	—	—	—	○	—
15区	75	赤岩児童公園	相生町二丁目265番地7		公園緑地課長	—	○	○	—	—	—
	76	相生幼稚園	相生町二丁目408番地9	53-3263	園長	○	○	○	—	○	—
	77	相生小学校	相生町二丁目420番地	54-4785	学校長	○	○	○	○	○	○
	78	相生保育園	相生町二丁目421番地1	54-6540	園長	○	○	—	—	○	—
	79	愛宕児童公園	相生町二丁目486番地17		公園緑地課長	○	○	○	—	○	—
	80	相生公民館	相生町二丁目620番地14	53-9494	館長	○	○	○	—	○	○
	81	桐生市民体育館	相生町三丁目300番地	54-5705	スポーツ振興課長	○	○	○	○	○	○
	82	桐生清桜高等学校	相生町三丁目551番地1	52-2455	学校長	○	○	○	○	○	○
	83	すみれ保育園	相生町三丁目593番地15	52-9093	園長	○	—	—	—	○	—
	84	市民広場	相生町三丁目722番地2		公園緑地課長	—	○	○	○	—	—
	85	相生中学校	相生町五丁目247番地	53-6121	学校長	○	○	○	○	○	○
	86	相生町児童公園	相生町五丁目436番地6		公園緑地課長	○	○	○	—	○	—
	87	相生町五丁目7号公園	相生町五丁目554番地3		公園緑地課長	○	○	○	—	○	—
	88	天沼小学校	相生町五丁目713番地1	52-5600	学校長	○	○	○	○	○	○
16区	89	鷹ノ巣1号公園	川内町二丁目91番地		公園緑地課長	○	○	○	○	○	—
	90	新堀公園	川内町三丁目532番地		公園緑地課長	○	○	○	—	○	—
	91	川内小学校	川内町三丁目572番地	65-9021	学校長	○	○	○	○	○	○
	92	川内中学校	川内町五丁目358番地	65-9322	学校長	○	○	○	○	○	○
	93	川内長寿センター	川内町五丁目398番地1	65-5801	施設長	○	○	○	○	○	○
	94	川内北小学校跡	川内町五丁目1575番地	46-1111	文化財保護課長	○	○	—	○	○	—
	95	川内体育館	川内町五丁目1575番地	65-8868	川内公民館長	○	○	—	○	○	○
	96	みやま園	川内町五丁目1199番地	65-6666	園長	—	○	—	—	○	—
17区	97	群馬大学理工学部 菱グラウンド	菱町一丁目539番地1	30-1111	学長	—	—	○	○	—	—
	98	城の岡西公園	菱町一丁目3401番地2		公園緑地課長	○	○	○	—	○	—
	99	城の岡東公園	菱町一丁目3405番地1		公園緑地課長	○	—	○	—	○	—
	100	城の岡南公園	菱町一丁目3416番地6		公園緑地課長	○	○	○	—	○	—
	101	菱公民館	菱町二丁目1349番地1	46-3610	館長	○	○	○	—	○	○
	102	菱小学校	菱町二丁目1919番地1	44-4342	学校長	○	○	○	○	○	○
	103	桐生特別支援学校	菱町二丁目1955番地1	22-0011	学校長	○	○	○	○	○	○
	104	桐陽台1号公園	菱町二丁目3542番地17		公園緑地課長	○	○	○	—	○	—
	105	桐陽台2号公園	菱町二丁目3540番地5		公園緑地課長	○	○	○	—	○	—
	106	桐陽台3号公園	菱町二丁目3541番地1		公園緑地課長	○	○	○	—	○	—
	107	菱保育園	菱町三丁目1992番地	44-0112	園長	○	○	—	—	○	—
18区	108	菱町四丁目集会所	菱町四丁目2283番地1		菱町四丁目町会長	—	○	—	—	—	—
	109	上菱児童公園	菱町五丁目570番地4		公園緑地課長	○	—	○	—	○	—
	110	桜木小学校	相生町一丁目383番地	53-1400	学校長	○	○	○	○	○	○
	111	桜木幼稚園	相生町一丁目乙394番地	53-3304	園長	○	○	—	—	○	—
	112	桜木西公民館	相生町一丁目451番地1	53-4511	館長	○	○	○	—	○	○

地区	No.	施設・場所名	所在地	電話番号	管理担当	指定緊急避難場所 (異常な現象の種類)					指定避難所
						洪水災害	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
18区	113	足仲児童公園	相生町一丁目507番地9		公園緑地課長	○	○	○	—	○	—
新里地区	114	新里北小学校	新里町大久保302番地	74-3452	学校長	○	○	○	○	○	○
	115	新里町奥沢地区集会所	新里町奥沢476番地		奥沢自治会長	○	○	—	—	○	—
	116	上鶴ヶ谷住民センター	新里町鶴ヶ谷521番地		上鶴ヶ谷自治会長	○	○	—	—	○	—
	117	山上城跡公園	新里町山上297番地1		公園緑地課長	○	○	○	○	○	—
	118	新里中学校	新里町山上827番地	74-8549	学校長	○	○	○	○	○	○
	119	新里社会体育館	新里町山上828番地1	74-4151	新里公民館長	○	○	○	○	○	○
	120	新里中央小学校	新里町小林甲60番地	74-8449	学校長	○	○	○	○	○	○
	121	武井遺跡公園	新里町武井1100番地2		公園緑地課長	○	○	○	—	○	—
	122	新里福祉センター	新里町野397番地1	74-0090	所長	—	○	—	○	○	—
	123	八幡原公園	新里町新川741番地11		公園緑地課長	○	○	○	—	○	—
	124	新里東小学校	新里町新川2072番地	74-3115	学校長	○	○	○	○	○	○
	125	東新川駅北公園	新里町新川3783番地1		公園緑地課長	○	○	○	—	○	—
黒保根地区	126	黒保根保育園	黒保根町水沼199番地1	96-2355	園長	○	—	—	○	○	—
	127	旧黒保根中学校	黒保根町水沼342番地7	46-1111	教育総務課長	○	○	○	○	○	○
	128	黒保根学園	黒保根町水沼400番地	96-2508	学校長	○	○	○	○	○	○
	129	黒保根町交流促進センター	黒保根町水沼549番地1	96-2113	黒保根支所 地域振興整備課長	○	○	○	○	○	○
	130	黒保根町保健センター	黒保根町水沼562番地3	96-2266	健康長寿課長	○	○	○	○	○	○
	131	八木原集会所	黒保根町八木原173番地		八木原地区会長	—	○	—	—	—	—
	132	涌丸集会所	黒保根町上田沢286番地1		涌丸下地区会長	○	○	—	—	○	—
	133	上田沢集会所	黒保根町上田沢672番地		田沢下地区会長	○	—	—	—	○	—
	134	栗生・鷺ノ手集会所	黒保根町上田沢2218番地		田沢下地区会長	○	○	—	—	○	—
	135	津久瀬集会所	黒保根町下田沢14番地4		津久瀬地区会長	○	—	—	—	○	—
	136	前田原集会所	黒保根町下田沢243番地5		前田原地区会長	○	○	—	—	○	—
	137	出合原集会所	黒保根町下田沢612番地		出合原地区会長	○	○	—	—	○	—
	138	下田沢(柏山)集会所	黒保根町下田沢甲964番地		柏山下地区会長	○	○	—	—	○	—
	139	清水集会所	黒保根町下田沢1274番地1		清水地区会長	○	○	—	—	○	—
	140	鹿角集会所	黒保根町下田沢1439番地		鹿角地区会長	○	○	—	—	○	—
	141	楡沢集会所	黒保根町下田沢1992番地		楡沢地区会長	○	—	—	—	○	—
	142	柏山上集会所	黒保根町下田沢2790番地49		柏山上地区会長	○	○	—	—	○	—
	143	宿廻集会所	黒保根町宿廻131番地		本宿地区会長	○	○	—	—	○	—
	144	城集会所	黒保根町宿廻563番地4		城地区会長	○	○	—	—	○	—
	145	川口集会所	黒保根町宿廻639番地7		川口地区会長	○	—	—	—	○	—

家庭動物同行者対応避難場所

施設	所在地
西公民館分館 運動場(旧西中学校校庭)	小曾根町3番30号
桐生市南公園駐車場	広沢町五丁目4716番地11

6-2-2 指定福祉避難所一覧表

No.	施 設・場 所	所 在 地	電話 番号	受 入 対 象 者	想定収容 人数
1	特別養護老人ホーム 梅の郷	梅田町四丁目1774-4	20-5055	市（福祉課）が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5
2	特別養護老人ホーム 瀬々らぎの里	梅田町一丁目724-1	32-2122	市（福祉課）が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5
3	特別養護老人ホーム 菱風園	菱町一丁目3016-1	43-9972	市（福祉課）が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5
4	特別養護老人ホーム シルクの里	宮本町一丁目12-34	20-6622	市（福祉課）が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5
5	特別養護老人ホーム げんき・倶楽部	新里町新川1312	70-2220	市（福祉課）が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5
6	特別養護老人ホーム サンライズさかいの	境野町七丁目1788-1	20-8661	市（福祉課）が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5
7	サービス付き高齢者向け住宅 グレイス広沢	広沢町六丁目307-11	53-1150	市（福祉課）が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5
8	障害者支援施設 桐花園	広沢町一丁目2647	54-3500	市（福祉課）が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	2
9	特別養護老人ホーム 山笑	相生町一丁目610-1	47-6503	市（福祉課）が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5
10	特別養護老人ホーム のぞみの苑	相生町五丁目493	54-9535	市（福祉課）が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5

6-3 避難指示等の基準

1 河川に関する避難基準

渡良瀬川

基準水位観測所	高津戸基準水位観測所
高齢者等避難	観測所の水位が4.4m(避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	氾濫警戒情報が発表されたとき
	河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になったとき
	軽微な漏水・浸食等が発見されたとき
避難指示	観測所の水位が5.0m(氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	氾濫危険情報が発表されたとき
	河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(紫)」になったとき
	異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき
	草木ダム及び高津戸ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があったとき
緊急安全確保	観測所の水位が8.54m(計画高水位)に達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき
	河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(黒)」になったとき
	樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき
	大雨特別警報(浸水害)が発表されたとき
	決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき

桐生川(上流)

基準水位観測所	上久方基準水位観測所
高齢者等避難	観測所の水位が4.2m(避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	軽微な浸水・浸食が発見されたとき
避難指示	観測所の水位が4.58m(氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき
緊急安全確保	樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき
	大雨特別警報(浸水害)が発表されたとき
	決壊や越水・溢水が発生したとき

桐生川(下流)

基準水位観測所	広見橋基準水位観測所
高齢者等避難	観測所の水位が3.0m(避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	氾濫警戒情報が発表されたとき
	河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になったとき
	軽微な漏水・浸食等が発見されたとき
避難指示	観測所の水位が3.7m(氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	氾濫危険情報が発表されたとき
	河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(紫)」になったとき
	異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき
緊急安全確保	観測所の水位が4.00m(計画高水位)に達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき
	河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(黒)」になったとき
	樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき
	大雨特別警報(浸水害)が発表されたとき
	決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき

山田川

基準水位観測所	山田川基準水位観測所
高齢者等避難	観測所の水位が1.81m(避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	軽微な浸水・浸食が発見されたとき
避難指示	観測所の水位が1.98m(氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき
緊急安全確保	樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき
	大雨特別警報(浸水害)が発表されたとき
	決壊や越水・溢水が発生したとき

※ なお、基準値に達する前の情報として以下の状況を考慮するものとする。

- (1) 現地の状況把握(消防本部、土木課)
- (2) ダム地区における累積雨量と予測雨量(土木課)
- (3) ダムへの流入量とダム水位上昇の関係(土木課)
- (4) ダムの放流量と河川水位の関係(土木課)
- (5) 河川への流入量(累積雨量)と水位の関係(土木課)
- (6) 土のうの積み上げ高さとの関係(土木課)

2 土砂災害に関する避難基準

種 別	発令基準
高齢者等 避難	・「土砂災害危険度情報」の1 km四方危険度情報の時系列推移グラフにおいて、危険度の3時間予測値が土砂災害発生の危険性が非常に高いとされる判定基準線を上回ると予測される場合 ・過去の被災時雨量に達すると見込まれる場合 ・夜間に避難指示等が発令される見込みがある場合
避難指示	・「土砂災害危険度情報」の1 km四方危険度情報の時系列推移グラフにおいて、危険度の2時間予測値が土砂災害発生の危険性が非常に高いとされる判定基準線を上回ると予測される場合 ・近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生)が発見された場合 ・近隣で土砂災害が発生した場合 ・過去の被災時雨量に達した場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・前兆現象(山なり、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見された場合
緊急安全 確保	・大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合 ・「土砂災害危険度情報」の1 km四方危険度情報の時系列推移グラフにおいて、現在の危険度が土砂災害発生の危険性が非常に高いとされる判定基準線を上回る場合 ・土砂災害が発生した場合

※ なお、基準値に達する前の情報として以下の状況を考慮するものとする。

- (1) 現地の状況把握(消防本部、土木課、林業振興課)
- (2) 山地での累積雨量と地形の関係(土木課、林業振興課)
- (3) 樹木等の伐採と地形との関係(土木課、林業振興課)
- (4) 危険箇所の民家等との位置関係(土木課、林業振興課)

3 その他

- (1) 平時から、山地災害危険区域、土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所その他の危険箇所及びそれらの箇所で過去に発生した災害を把握する(土木課)。
- (2) 土木課、建築指導課等の職員をもって3～4人の専門チームを結成し、避難指示に関する情報収集及び協議検討を行う。
- (3) 土木課においては、情報収集を行い、データをリアルタイムに報告できるよう、帳票を作成する。

※ 避難指示等発令の決定については、上記基準に基づき、災害等の発生が予測される現場からの情報を、災害対策本部等で協議検討した上で行う。

7-1 桐生市で管理する水門・樋管等

河川名	名称	位置	規模操作方法	所管	操作責任者	電話
桐生川	雑排水門	梅田町一丁目170	φ400m/m ヒューム管 フラップゲート	土木課	土木課	路政係 内線613
広沢川	用水取水門	広沢町四丁目1995-1 原田克史宅脇	〃 巾1.4m 高1.7m	〃	土木課	路政係 内線613
〃	〃	広沢町四丁目1995-3 小林守宅脇	〃 巾2.7m 高3.0m	〃		
渡良瀬川 広沢用水	〃	広沢町五丁目1880-2 毒島宅脇	〃 巾0.9m 高1.7m	〃		
〃	〃	広沢町五丁目1386-3 志多美屋脇	〃 巾2.0m 高2.4m	〃		
〃	除塵機	広沢町六丁目943-3 阿久沢栄市宅脇	鉄製手動捲上式除塵機 巾2.0m 高3.0m	〃	土木課	路政係 内線613
〃	〃	広沢町六丁目440 大同橋脇	鉄製電動・手動捲上式 巾4.0m 高3.0m	〃		
桐生川 久保田用水	雑排水門	菱町四丁目2157-4 新井清一宅脇	鉄製電動捲上式 巾1.0m 高2.4m	〃	管理委託者	
渡良瀬川 赤岩用水	除塵機	境野町七丁目1753-1 小林段ボール脇	〃 巾2.4m 高2.3m	〃	管理委託者	
桐生川 大堰用水	用水取水門	梅田町一丁目 215-5	鉄製手動捲上式 巾1.3m 高1.0m	〃	土木課	路政係 内線613
桐生川	下小友樋管	境野町四丁目	銅製スライドゲート電動式 巾2.1m 高1.9m	国土交通省	土木課	路政係 内線613
〃	新川樋門	浜松町二丁目	銅製スライドゲート電動式 巾5.0m 高3.2m 2連	〃	管理委託者	
渡良瀬川	小梅排水樋管	小梅町22	φ400m/m ヒューム管 フラップゲート	土木課	土木課	路政係 内線613
〃	天津沢第1樋管	堤町三丁目2575-2	φ600m/m ヒューム管 フラップゲート	〃		
〃	天津沢第2樋管	〃 2624-3	φ700m/m ヒューム管 フラップゲート	〃		
〃	天津沢第3樋管	〃 2825	φ800m/m ヒューム管 フラップゲート	〃		
〃	鷹ノ巣排水樋管	川内町二丁目4-2	φ800m/m ヒューム管 フラップゲート	〃		
桐生川	境野排水樋管	境野町七丁目	スライドゲート 手動ラック式 巾1.8m 高1.3m 1連	下水道課	下水道課	維持係 内線752
〃	白髭排水樋管	境野町五丁目247	φ700m/m ヒューム管 カク落し	土木課	土木課	路政係 内線613
〃	松宮排水樋管	境野町五丁目318-27	鋼製ローラーゲート 手動ラック式 巾1.5m 高1.5m	下水道課	下水道課	維持係 内線752
〃	宿の島排水樋管	菱町一丁目874-1	φ800m/m ヒューム管 フラップゲート	土木課	土木課	路政係 内線613
〃	広見排水樋管	菱町三丁目1267	φ500m/m ヒューム管	〃	〃	〃

河川名	名称	位置	規模操作方法	所管	操作責任者	電話
桐生川	六句排水樋管	菱町三丁目 3170-1～2118	φ800m/m ヒューム管 フラップゲート	土木課	土木課	路政係 内線613
〃	幸橋排水樋管	東三丁目1043-5	鉄製手動捲上式 巾0.7m 高4.0m φ600m/m	〃	〃	〃
〃	東久方排水樋管	東久方町二丁目 120-4	鉄製手動捲上式 巾0.7m 高3.0m φ600m/m	〃	〃	〃
〃	天神町樋管	天神町二丁目 320-1	鋼製ローラーゲート 電動ラック式 巾3.8m 高2.2m 1連	〃	〃	〃
〃	金葛上樋管	菱町四丁目 2442-2	φ500m/m ヒューム管 フラップゲート	〃	〃	〃
渡良瀬川 広沢用水	広沢用水樋管	相生町三丁目	鉄製手動捲上式 巾1.0m 高3.9m	農業振興課	農業振興課	農業振興係 内線840
渡良瀬川 赤岩用水	赤岩用水樋管	堤町三丁目	鋼製スライドゲート（電動） 巾1.7m 高1.6m 2門	〃	水道局 元宿浄水場	44-3363
渡良瀬川 広沢用水	余水吐水門	相生町二丁目	鉄製電動・手動捲上式	〃	農業振興課	農業振興係 内線840
〃	後谷用水門	広沢町一丁目 中川宅脇	鉄製手動捲上式 巾1.0m 高1.0m	〃	管理委託者	

7-2 水防詰所

水 防 詰 所		所 在 地	電 話
消 防 本 部		桐生市元宿町13-38	47-1700
桐 生 市 庁 舎		〃 織姫町1-1	46-1111
消 防 署		〃 元宿町13-38	47-1705
東 分 署		〃 天神町一丁目7-16	46-2399
南 分 署		〃 境野町七丁目1799-2	46-1165
桐 生 み ど り 消 防 署		みどり市笠懸町阿左美1912-6	77-1177
大 間 々 新 里 分 署		〃 大間々町大字桐原247	73-1555
黒 保 根 東 分 署		〃 東町萩原188-2	97-2609
桐生方面団	第 1 分 団	桐生市本町一丁目167-4	43-2058
	第 2 分 団	〃 本町四丁目75-1	46-3121
	第 3 分 団	〃 錦町一丁目6-43	43-8459
	第 4 分 団	〃 新宿二丁目4-30	46-2202
	第 5 分 団	〃 浜松町一丁目2-14	45-3524
	第 6 分 団	〃 仲町二丁目8-29	46-4351
	第 7 分 団	〃 東一丁目10-6	47-2917
	第 8 分 団	〃 堤町二丁目2-33	22-2146
	第 9 分 団	〃 宮本町一丁目11-1	22-6790
	第 10 分 団	〃 東久方町一丁目2-26	43-8894
	第 11 分 団	〃 境野町三丁目2159-3	43-0149
	第 12 分 団	〃 広沢町二丁目3364-2	52-7195
	第 13 分 団	〃 広沢町五丁目1351-3	52-6727
	第 14 分 団	〃 梅田町四丁目351-3	32-2038
	第 15 分 団	〃 相生町二丁目736-10	53-0733
	第 16 分 団	〃 川内町五丁目654-1	65-6907
	第 17 分 団	〃 菱町二丁目1843-10	47-5092
	第 18 分 団	〃 相生町一丁目361-8	54-1789
新里方面団	第 1 分 団	〃 新里町武井692-3	74-5710
	第 2 分 団	〃 新里町大久保308-3	74-5711
	第 3 分 団	〃 新里町新川2394-2	74-5712
	第 4 分 団	〃 新里町山上1314-1	74-6003
黒保根方面団	第 1 分 団	〃 黒保根町水沼562	96-2161
	第 2 分 団	〃 黒保根町上田沢2482	96-2162
	第 3 分 団	〃 黒保根町下田沢964	96-2163
	第 4 分 団	〃 黒保根町宿廻91-77	96-2164

7-3 水防倉庫及び備蓄資材

河 川 名			渡良瀬	山 田	桐 生	渡 良 瀬	渡良瀬	渡良瀬	桐 生	桐 生	桐 生
管 理 者			桐生市長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
倉庫錠保管者			土木課長	〃	〃	黒保根市民生活課長	警防課長	〃	〃	〃	〃
所 在 地			相生二丁目 十五分団詰所	川内町五丁目 川内公民館	梅田町二丁目 梅田公民館	黒保根町交流促進センター 黒保根町水沼	広沢水源 地 広沢町四丁目	境野昭和橋左岸 境野町三丁目	中里橋右岸下流 東久方町一丁目	菱町三丁目 幸橋左岸上流	ふれあいホーム 天神町三丁目
備蓄材	器 具	カ マ	6	4	3	0	10	10	8	8	8
		ノ コ ギ リ	8	6	1	0	8	8	8	8	8
		ナ タ	3	3	1	5	7	7	7	7	7
		ツ ル ハ シ	5	5	2	10	5	4	4	4	4
		ス コ ッ プ	30	15	13	20	19	18	18	18	18
		唐 鋏	5	5	0	0	5	4	4	4	4
		掛 矢	8	6	6	0	6	5	4	4	4
		ペ ン チ	5	3	3	0	4	4	4	4	4
		オ ノ	5	3	4	0	5	5	3	3	3
		ハ ン マ ー	10	8	9	2	7	9	7	6	6
		大 ハ ン マ ー	1	1	1	0	1	1	1	1	1
		木 槌	0	0	0	0	0	0	1	1	1
		しの・手がき	0	0	0	0	2	3	2	2	2
		カ ッ タ ー	1	1	1	0	2	3	2	2	2
		一 輪 車	1	1	1	0	3	3	3	3	3
		メ ガ ホ ン トランジスタ	0	0	0	0	2	1	1	1	1
		キャップライト	0	0	0	0	3	3	0	0	0
		チェーンソー	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	資 材	プレコン土のう	△100	△100	△100	△100	700	700	600	623	500
		縄 (束)	0	2	2	3	20	14	12	10	4
		丸 太	0	0	0	0	172	150	75	109	164
		鉄 線 (束)	2	2	2	0	2	5	3	1	2
		ク イ	0	0	0	0	32	0	0	0	0
		モ ッ コ	0	0	0	0	0	10	10	0	0
		釘 (袋)	0	0	0	0	1	1	1	1	1
		蛇 カ ゴ	0	0	0	0	0	54	0	0	0
		命 綱	10	10	10	0	10	20	10	10	10
		パ イ ス ケ	0	0	0	0	1	0	4	1	2
		シ ー ト	1	1	1	0	5	6	6	6	6
		鉄 パ イ プ	0	0	0	0	200	206	200	200	200

7－4 消火栓等数一覧表

種 別	所 在 箇 所
消 火 栓	2,783か所
防火水槽	528か所
プール等	32か所

8-1 火災・災害等即報要領

8-1-1 第1号様式

第1号様式 (火災)

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人					
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積		㎡ ㎡	
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部(署) 消 防 団 その他(消防防災ヘリコプター等)		台 台 台・機		人 人 人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

8-1-2 第2号様式

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
消防覚知方法		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要			危険物施設の 区 分	
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人(人)
			重 症	人(人)
			中等症	人(人)
			軽 症	人(人)
消防防災 活動状況 及 救急・救助 活動状況			出 場 機 関	出場人員
			自衛防災組織	人
			共同防災組織	人
			そ の 他	人
			消防本部(署)	台 人
			消 防 団	台 人
			消防防災ヘリコプター	機 人
			海上保安庁	人
			自 衛 隊	人
			そ の 他	人
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

8-1-3 第3号様式

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 人(人) 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

8-1-4 第4号様式(その1)

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

別紙
第4号様式(その1)

都道府県名 () ()

(避難勧告等の発令状況)

[illegible]

※対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

[illegible]

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

災害確定報告
第1号様式

資-103

8－3 報告に用いる被害程度の認定基準等

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな被害は除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (11) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (12) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (13) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (14) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (15) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (16) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (17) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

- (5) 「農産被害」とは農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害とする。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

8 被害等の調査

- (1) 被害状況等の調査は、次に掲げるものが関係機関及び団体の協力応援を得て行うものとする。

調 査 事 項	調 査 機 関	協 力 応 援 機 関 団 体
住 宅 等 一 般 被 害	市	自治組織
医療防疫衛生水道施設被害	市	桐生保健福祉事務所
農 業 関 係 被 害	市	東部農業事務所、新田みどり農業協同組合
林 業 関 係 被 害	市	桐生森林事務所、桐生広域森林組合 わたらせ森林組合
商 工 関 係 被 害	市	桐生商工会議所
土 木 施 設 被 害	市 土木事務所	
教 育 関 係 施 設 被 害	市	東部教育事務所
水 道 施 設 被 害	水道事業管理者	桐生管工事協同組合
市 有 財 産 被 害	市	市
警 察 関 係 施 設 被 害	警 察 署	市
火 災 速 報	市	
水 害 速 報	水 防 管 理 者	市

- (2) 被害状況等の調査に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。
- ア 調査に当たっては、関係機関相互に連絡し、調査脱ろう重複等のないよう十分注意する。
- イ 被害世帯人員等については、現地調査のほか、住民登録、食糧配給事務の諸記録等と照合して適確を期すること。
- (3) 市内官公署等防災上重要な施設の管理者は、相互に被害報告等の取扱いについて連絡するものとする。

9 被害報告

被害状況の報告は、防災行政用無線又は電話等により速やかに報告するものとする。

なお、通信途絶時又は相当遅延すると認められるときは、警察本部長と締結したところにより警察通信を利用して報告するものとする。

10 日曜、土曜、休日等における取扱い

日曜、土曜、休日等に被害状況を承知したときは、宿日直者は市長及び関係責任者に報告するとともに、県等に報告するものとする。

9－1－2 水防実施状況報告書（付表 - 2（1））

付 表 - 2 (1)																							
水 防 実 施 状 況 報 告 書																							
令和 年 月 日から 月 日 の (何々) に際し実施した水防活動が終結したので、水防実施箇所別表を添え、下記のとおり報告します。																							
水 防 管 理 者 名 (または土木事務所長名)																							
令和 年 月 日																							
群 馬 県 知 事 殿																							
記																							
水 防 作 業 実 施 日 時		自 至		日 月 日 月 月		時 時		水 防 作 業 実 施 箇 所 数		箇 所													
出 動 人 員		県 (市町村) 職員延		人		水防団員延		人		その他延 合計延 人													
所 要 経 費		人 件 費		円		資材物件費						円		合 計									
		手 当		円		その他		円		資 材		円		器 材		円		燃 料		円		その他	
出 水 の 概 況																							
水防作業の概況及びその効果																							

9-1-3 水防実施箇所別表（付表-2（2））

付表 - 2		(2) 水防実施箇所別表														(作成責任者)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
管理団体名																指定、非指定の別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
水防実施時の台風または豪雨名																報告年 月 日				令和 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
水防実施	場所		川岸		地元		m		水防作業の概況及びその効果								工法延長		物 件 費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	日 時		自 月 日		至 月 日		時 時										堤防		道路		橋		人員		田		畑		家		鉄道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	出動人員		水防団員		消防団員		その他										延		人		延		人		品材費		燃料費		雑 費		資材費 物件費 合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			か		む		布										な		竹		く		鉄		く		じ		板		量		生		丸		置		土		砂		円		円		円		円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
(一)使用内は車単位		た	わ	ら	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()</

9－1－4 水防活動報告書（付表 - 2 （3））

付表 - 2 (3) 水防活動報告書

令和〇〇年台風〇〇号における水防活動
(群馬県〇〇市消防団・令和〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日)

〇概要
〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水、各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇〇/〇〇～〇〇/〇〇 約〇〇時間	〇〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

10－1 群馬県防災航空隊応援要請

10－1－1 応援出動要請様式

(注意) No 1、2、4、5、7は必ず知らせること

(様式1号)

1 要請市町村等名	市			・消防本部
2 災害種別	火災・救助・救急・災害応急・その他			
3 災害覚知日時	令和	年	月	日() 午前・午後 時 分
4 出動要請日時	令和	年	月	日() 午前・午後 時 分
5 発生場所	(空からの目標)			
6 気象状況	天候 視程	風向 km	風速 雲高	m/秒 (高い・中位・低い) 気温
7 災害概要				
8 地上指揮者	職 無線の種類	氏名 (県内波 ・ 全国波 ・ 関東波 ・ 市町村波)	呼出名称	
9 離着陸場	名 称 空からの目標 電話・FAX番号等 ネット、有線の有無			
10 現地搭乗者	有・無	職	氏名	

*以下の事項については、航空隊から連絡します。

1 離陸予定時間	
2 到着予定時間	
3 活動時間	
4 出動時間	防災航空隊 指揮者 ほか隊員 人

10－１－２ 災害状況等報告書

(様式2号)

1	災 害 種 別	火 災 ・ 救 助 ・ 救 急 ・ 災害応急 ・ その他		
2	要請市町村等名 (市町村長等)	(団 体 名) 市 ・ 消防本部 (職・氏名)		
3	災 害 発 生 日 時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分		
4	発 生 場 所			
5	災 害 及 び 被 害 概 要			
6	死 傷 者 等	死者(性別・年令) 計 名 行方不明者 計 名	負傷者等 内 重傷 軽傷	名 名 名
7	対 応 状 況 (1) 経 緯 (2) 出動機関・人員 (3) 出動車輛・資機材			
8	そ の 他 参 考 と な る 事 項	(写真、災害状況図、活動状況図等添付)		

10-2-1 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート模式図

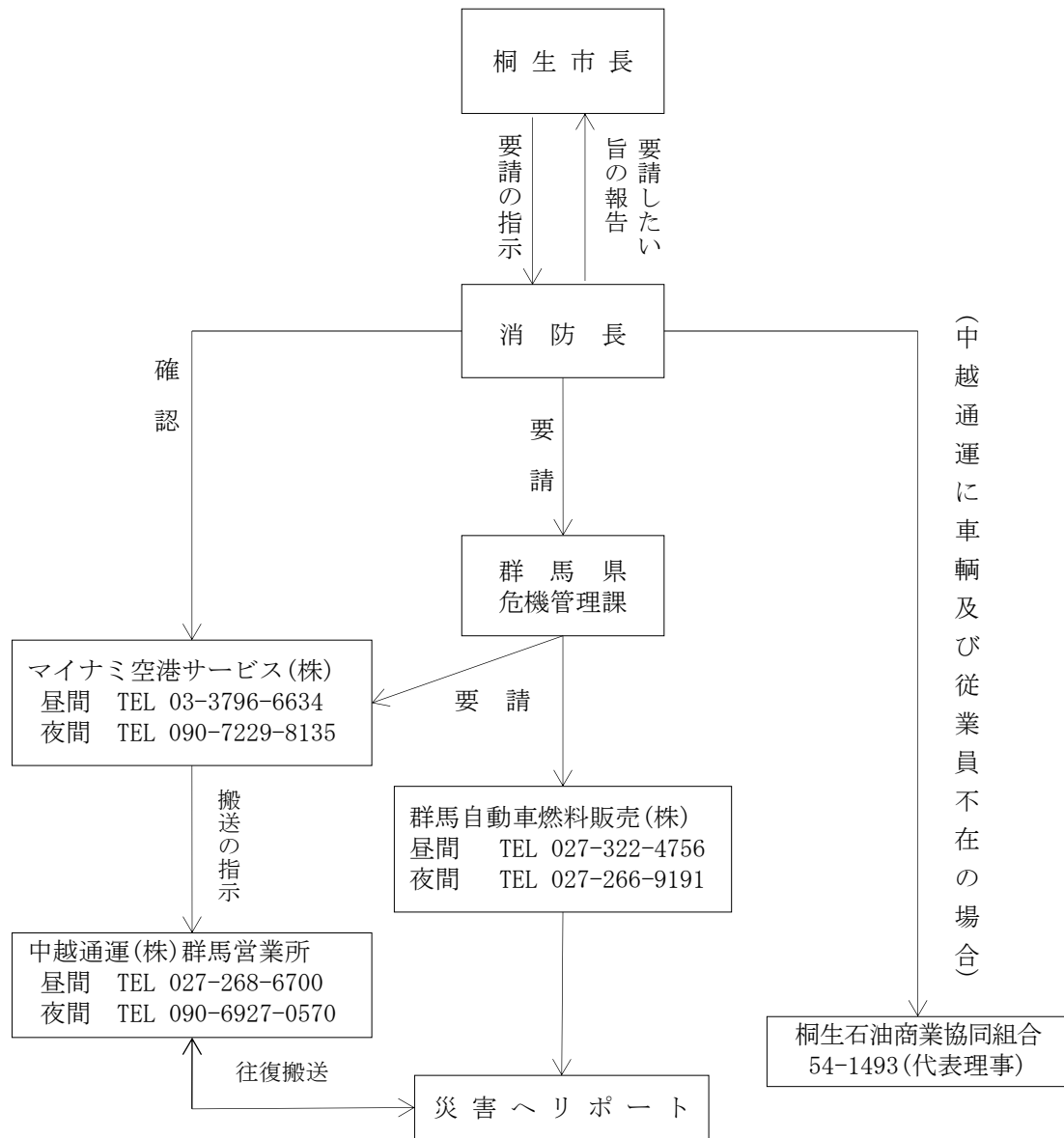
10－2－3 広域航空消防応援(ヘリコプター)要請連絡表

要請側 消防本部連絡者	要請側 都道府県連絡者	消 防 庁	応援側 都道府県連絡者	応援側 消防本部連絡者

① 要 請 先 (応 援 側) 市 町 村 名			
② 要 請 者 職 ・ 氏 名	消防本部消防長 市 町 村 長		
③ 要 請 日 時	年	月	日 時 分
④ 災 害 発 生 日 時	年	月	日 時 分
⑤ 災 害 発 生 場 所 災 害 の 概 況			
⑥ 応 援 の 種 別 活 動 の 拠 点	① 調査 ① 定置場	② 火災 ② 離発着場	③ 救助 ④ 救急 ⑤ 救援
⑦ 応 援 の (具 体 的) 内 容			
⑧ 必 要 資 機 材			
⑨ 離 発 着 可 能 な 場 所	第 1 順 位		
	第 2 順 位		
⑩ 給 油 体 制	給 油 の 可 否	可 ・ 否	
	給 油 の 方 法		
	体 制 作 り の 所 要 時 間		
⑪ 現 場 最 高 指 揮 者 職 ・ 氏 名 ・ 無 線 局 名			
⑫ 離 発 着 場 に お け る 資 機 材 の 準 備 状 況			
⑬ 他 機 関 の 航 空 及 び ヘ リ の 活 動 状 況			
⑭ 他 の 消 防 本 部 に 対 す る 応 援 ヘ リ 要 請 状 況			
⑮ 気 象 の 状 況	天候	風向	風力 m / s 視界 m
⑯ 誘 導 方 法			
⑰ 要 請 側 消 防 本 部 連 絡 先			
⑱ そ の 他			

10－2－4 給油体制模式図

燃 料 補 給 要 請 順 序



10－3 自衛隊の災害派遣要請等様式

10－3－1 派遣要請様式

令和 年 月 日

群馬県知事様

桐生市長

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 その他参考となるべき事項

例) ・必要な車両、航空機、資機材
・必要な人員
・連絡場所及び連絡責任者

10－3－2 部隊撤収要請様式

令和 年 月 日

群馬県知事様

桐生市長

自衛隊に対する災害派遣部隊撤収要請の要求について

災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

- 1 派遣要請を要請した災害
- 2 派遣要請を要請した期間
- 3 派遣要請を要求した区域及び活動内容
- 4 撤収要請を要求する理由
- 5 連絡責任者
- 6 その他参考となる事項

11-1 異常気象時の通行規制区間及び規制基準

平成31年4月1日現在

路線名	指定区間	延長 (km)	交通量	通行規制基準 (連続雨量(累計)) 【単位mm】		雨量観測所 対象番号	備考
				予備規制 (通行注意)	通行規制 (通行止)		
				気象条件	気象条件		
(一) 根利八木原大間々線	桐生市黒保根町八木原 みどり市大間々町塩原	4.0	2,459	80	100	42大間々 44黒保根	落土石
(一) 上藤生大州線	桐生市梅田町5丁目 (県界) 桐生市梅田町5丁目 (馬立橋手前200m)	6.0	252	80	120	45津久原	落土石 崩落

合計 10.0

※ 連続雨量とは、降り始めからの降雨量の累計であるが、降雨の中断が2時間未満の場合は連続雨量として加算するものとする。

11－2 輸送拠点一覧表

機 関 名	輸送拠点の名称	所 在 地
群 馬 県	群 馬 県 消 防 学 校	前橋市田口町 1 4 7 3
群 馬 県	群馬県地域防災センター	前橋市上細井町 2 1 4 2－1
桐 生 市	桐 生 地 方 卸 売 市 場	みどり市笠懸町阿左美 2 7 6 1－1

11－3 緊急通行車両関係様式

11－3－1 申出書

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認申出書 申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)	
活動地域	
車両の使用者	住 所 () 局 番
	氏名又は名称
緊急連絡先	住 所 () 局 番
	氏名又は名称
備 考	

11－3－2 緊急通行車両確認証明書

第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)	
活動地域	
車両の使用者	住 所 () 局 番
	氏名又は名称
有効期間	
備 考	

11－3－3 標章



※ 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

※ 記号の部分に、表面の面像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする

11－3－4 緊急通行車両確認処理簿

受付年月日	申出者	車両番号	交付年月日	指令番号

11－3－5 記載事項変更届出書

年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書	
申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

11－3－6 再交付申出書

年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書	
申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
再 交 付 申 出 の 理 由	
備 考	

12-1 ヘリポート予定地一覧表

施設名	管理責任者	電話	場所（運動場）
さくら遊園	公園緑地課長	46-1111	錦桜橋下流 260m 渡良瀬川右岸
陸上競技場	スポーツ振興課長	46-1111	桐生市元宿町17番33号
ユニー広場	スポーツ振興課長	46-1111	桐生市相生町三丁目444番地
群馬大学理工学部 菱グラウンド	理工学部長	22-3181	桐生市菱町一丁目539番地の1
松原橋公園	公園緑地課長	46-1111	渡良瀬川右岸松原橋上流100m
梅田台緑地公園	公園緑地課長	46-1111	梅田湖右岸
間ノ島公園	公園緑地課長	46-1111	昭和橋下流100m 渡良瀬川右岸
広沢町七丁目河川敷 グラウンド	下水道課長	46-1111	水質浄化センターそば
蕪町広場	公園緑地課長	74-1010	桐生市相生町四丁目306番地の1
新里赤城運動広場	新里支所 市民生活課長	74-2211	桐生市新里町赤城山712番地1
新里福祉センター駐車場	所長	74-0090	桐生市新里町野451番地3
新里総合グラウンド	新里支所 市民生活課長	74-2211	桐生市新里町新川3069番地
黒保根運動公園	黒保根支所 市民生活課長	96-2501	桐生市黒保根町水沼早房地内
花見ヶ原森林公園 多目的運動場	黒保根支所 地域振興整備課長	96-2113	桐生市黒保根町下田沢赤面地内
旧黒保根中学校校庭	教育総務課長	46-1111	桐生市黒保根町水沼342番地7

※ ヘリポートの表示は、石灰で直径10mの円を描き、着陸地点を表示する。
また、風向指示は吹き流しで行う（発煙筒でも可）。

13－1 災害備蓄品等備蓄状況

令和7年4月1日現在

品 目	累 計	単位
ア ル フ ァ 米	12,722	食
カ ン パ ン	11,316	缶
ビ ス ケ ッ ト	8,280	缶
飲 料 水	16,200	ℓ
毛 布	1,699	枚
幼 児 用 オ ム ツ	10,288	枚
介 護 用 オ ム ツ	1,911	枚
生 理 用 品	750	パック
ブ ル ー シ ー ト	403	枚
ア ル ミ マ ッ ト	1,000	枚
ラ ン タ ン	50	個
単 1 型 アルカリ乾電池	179	本
発 電 機	46	台
投 光 機 (三 脚 付)	48	式
ガソリン携行缶 (1 ℓ 缶)	96	缶
簡易トイレ (便座セット)	196	個
簡 易 ト イ レ (薬 剤)	6,692	個
間 仕 切 り	220	個

※ 飲料水は上記のほか、震災対策用飲料水貯水槽10基及び間ノ島団地(飲料水兼用)防火水槽2基で、437トンを常時確保している。

13－2 食料等の調達先一覧表

名 称	所 在 地	電 話
(株) セキチュー桐生南店	広沢町五丁目1438番地	53－5222
桐生石油商業協同組合	錦町三丁目1番36号	43－9821
新田みどり農業協同組合桐生支店	琴平町5番12号	46－2111
生活協同組合 コープぐんま	相生町一丁目111番地	52－7711
わらべや日洋(株)群馬工場	太田市大原町2394番地の1	78－6711
コカ・コーライーストジャパン(株) 東毛セールスセンター	太田市新田小金町5番地の191	0276-60-9872
株式会社 カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	0495-25-1000
株式会社 フレッセイ	前橋市力丸町491番地の1	027-265-3111
株式会社 ベイシア	前橋市亀里町900番地	027-210-0100
株式会社 フジタコーポレーション	太田市清原町319番地の3	0276-37-7878

14－1 市内清掃施設一覧表

令和2年4月1日現在

施設 種類	設置市町村等及び施設名称	利用市町村 (括弧書きの市町村は委託)	施設所在地	規模 [kl/日]	埋立地 面積 [㎡]	全体 容積 [㎡]
し尿	桐生市 桐生市境野水処理センター	桐生市 (みどり市)	桐生市境野町 3-1511-1	195	—	—
ごみ	桐生市 桐生市清掃センター	桐生市 (みどり市) (伊勢崎市)	桐生市新里町野 461	450	—	—
粗大ごみ	桐生市 桐生市清掃センター粗大ごみ処理施設	桐生市 (みどり市) (伊勢崎市)	桐生市新里町野 461	80	—	—
資源化	桐生市 桐生市清掃センターリサイクルセンター	桐生市 (みどり市) (伊勢崎市)	桐生市新里町野 461	1.6	—	—
最終処分	桐生市 桐生市汚泥最終処分場	桐生市 (みどり市)	桐生市相生町 3-801-27	—	4,529	25,678
最終処分	桐生市 桐生市清掃センター最終処分場	桐生市 (みどり市) (伊勢崎市)	桐生市新里町野 461	—	46,050	308,600

※ 管理者は全て桐生市長である。

15－１ 応急仮設住宅建設候補地一覧表

所 在 地	現 況	面積(㎡)	備 考
稲荷町１番地の１	公 園	5,086	新川公園
東一丁目910番地	〃	3,300	東一丁目児童公園
宮本町三丁目1431番地	〃	2,400	桐生が岡公園
東三丁目1010番地	〃	2,100	東三丁目児童公園
宮前町一丁目1979番地の10外	空 地	3,299	水道橋そば
菱町一丁目3405番地の1	公 園	1,844	城の岡東公園
菱町二丁目3540番地の4	〃	880	桐陽台２号公園
広沢町五丁目4716番地	〃	31,521	桐生市南公園
相生町三丁目444番地の1外9筆	〃	23,708	ユーユー広場
相生町三丁目402番地の3外7筆	空 地	12,654	ユーユー広場東側駐車場
川内町二丁目91番地	公 園	3,072	鷹ノ巣１号公園
新里町赤城山712番地1	運動場	9,807	新里赤城運動広場 ※災害廃棄物仮置場と重複
新里町野451番地3	〃	2,594	新里福祉センター駐車場
新里町新川2981番地1	サッカー場	23,675	新里サッカー場 ※災害廃棄物仮置場と重複
新里町新川3033番地1	野球場	1,442	新里補助グラウンド
新里町新川3069番地	野球場	31,680	新里総合グラウンド
黒保根町水沼562番地1外	広 場	1,996	黒保根方面団第1分団詰所脇
黒保根町下田沢甲964番地	〃	3,843	下田沢集会所脇

※ 上記を避難場所やヘリポートとして使用する場合、その機能を果たした後に、応急仮設住宅建設の用に供することとする。

15－２ 住宅資材等の調達先及び建設業者

所 在 地	名 称	電 話
桐生市宮本町一丁目10番1号	(株)小川建設群馬支店	22－0521
桐生市宮前町二丁目10番41号	桐生建設株式会社	22－5112
桐生市宮本町一丁目2番2号	(株)吉田組	22－2159
桐生市広沢町四丁目2129番地	(株)島田組	54－2971
桐生市相生町三丁目481番地	平沢建設(株)	54－9570
桐生市広沢町四丁目2035番地の1	坂本建設(株)	54－1421
桐生市相生町三丁目456番地の1	佐田建設(株)桐生営業所	53－2222
桐生市広沢町一丁目2535番地の3	野村建設工業(株)	52－8282
桐生市東一丁目2番21号	シマダ工務所(株)	47－2611
桐生市東二丁目8番18号	サン建設(株)	44－1051
桐生市新里町小林47番地	大川建設(株)	74－8231
桐生市黒保根町水沼乙53番地	(株)山藤組	96－2511

16-1 市内文化財一覧表

物件	名 称	所在地 桐生市
● 国指定文化財 7件		
重要文化財 6件		
1	旧群馬県衛生所 附棟札一枚 (桐生明治館)	相生町2-414-6
2	上野千綱谷戸遺跡出土品	県立歴史博物館に寄託
3	銅造阿弥陀如来及両脇侍立像	青蓮寺 西久方町1-10-11
4	彦部家住宅 (主屋、長屋門、冬住み、文庫倉他)	広沢町6-877
5	塔婆(石造三重塔)通称:山上多重塔	新里町山上2555
6	天満宮:本殿・幣殿・拝殿、末社春日社本殿 ほか 附	桐生天満宮 天神町1-218
史跡 1件		
7	武井廃寺塔跡	新里町武井598
■ 群馬県指定重要文化財 23件		
重要文化財 12件		
1	西方寺木彫阿弥陀如来像	梅田町1-266
2	崇禅寺木彫阿弥陀如来像	川内町2-651
3	刀 銘 一竿子忠綱雕同作	稲荷町
4	刀 銘(巴紋刻印)於東武藤枝太郎英義作之	相生町
5	大雄院刺繍涅槃図	広沢町3-3580
6	紙本金地著色秋草花卉図 酒井抱一筆、紙本金地著 色孔雀牡丹図 谷 文晁筆	浄運寺 県立歴史博物館に寄託
7	関の磨崖仏	新里町関67-1
8	虚空蔵菩薩像	医光寺 黒保根町上田沢326
9	紺紙金泥虚空蔵菩薩経	医光寺 黒保根町上田沢326
10	常鑑寺の梵鐘	黒保根町水沼325
11	栗生神社本殿 附棟札	黒保根町上田沢2238
12	島霞谷・隆夫妻関係資料	県立歴史博物館に寄託
天然記念物 8件		
13	「伝承」桐生大炊介手植のヤナギ	清水町児童公園 東7-17
14	相生のマツ	相生町2-919-1
15	桐生城跡日枝神社のクスノキ群	梅田町1-481
16	野の大クスノキ	新里町野311
17	新里のサクラソウ群落	新里町赤城山畑平、舟原
18	黒保根栗生神社の大スギ	黒保根町上田沢2238
19	崇禅寺のイトヒバ	川内町2-651
20	賀茂神社のモミ群	広沢町6-833
史跡 3件		

物件	名 称	所在地 桐生市
21	彦部氏屋敷	広沢町6-877
22	山上城跡	新里町山上282
23	中塚古墳	新里町新川2592-3
▲ 桐生市指定重要文化財 100件		
重要文化財 67件		
1	光性寺木彫不動明王像	東4-1-13
2	前田利家新田老母宛書状	宮本町
3	浄運寺安土宗論記録	本町6-398
4	彦部家文書仁田山紬注文書	広沢町6-877
5	東禅寺角塔	川内町1-44
6	須永の地藏菩薩像	川内町3-586-1
7	須永の弥陀三尊像	川内町3-653
8	観音寺石幢	川内町5-584
9	小倉の石幢	川内町1-265
10	重足寺石幢	天神町3-838
11	栖松寺石幢	梅田町1-705
12	石鴨の道祖神	梅田町5-1097
13	観音院涅槃図	東2-13-18
14	千手寺石幢	川内町1-332-3
15	法楽寺御正体	広沢町6-825
16	鳳仙寺輪蔵	梅田町1-58
17	加茂神社塚出土の環頭大刀 附埴輪女性像	小曾根町3-30
18	鳳仙寺山門 附山門建立化簿	梅田町1-58
19	鳳仙寺梵鐘	梅田町1-58
20	大雄院山門	広沢町3-3580
21	観音寺山門	川内町5-584
22	矢野本店店舗及び店蔵	本町2-6-30
23	旧矢野蔵群（煉瓦蔵、醤油蔵、味噌蔵、塩蔵他全10棟） （桐生市有鄰館）	本町2-6-32
24	旧模範工場桐生撚糸合資会社事務所棟 附倉庫（桐生市近代化遺産絹撚記念館）	巴町2-1832-13
25	賀茂神社の石灯籠	広沢町6-833
26	十王堂輪廻車付石幢	川内町5-1907
27	皆沢八幡宮本殿	梅田町4-6914-1
28	鷹林寺山門	梅田町4-532-5
29	浄運寺本堂	本町6-398-1
30	鳳仙寺本堂	梅田町1-58
31	長泉寺本堂	梅田町4-21
32	桐生倶楽部会館	仲町2-9-36
物件	名 称	所在地 桐生市
33	常広寺の弁財天堂	新里町山上291-1
34	赤城の百足鳥居	新里町板橋969-1
35	大梨子の磨崖仏	新里町関340
36	奥沢の石造大日如来坐像	新里町奥沢546

37	奥沢の木造大日如来像	新里町奥沢511-1
38	元町橋の供養塔	新里町山上302-1
39	野の六地藏	新里町野409
40	雷電山の笠塔婆	新里町新川1899
41	善昌寺の五輪塔群	新里町新川2728
42	瀧興寺の虚空蔵菩薩	新里町関463-1
43	善龍寺の山門	新里町武井741
44	善龍寺の宝篋印塔	新里町武井741
45	高縄の磨崖仏	新里町山上1443-1
46	小林の大日堂	新里町小林436
47	祥雲寺の延命地藏	新里町小林436
48	後閑の五輪塔	新里町山上1357-2
49	大久保の石堂大日堂	新里町大久保323
50	龍真寺の石造地藏菩薩坐像	新里町新川1051
51	瀧興寺の宝篋印塔	新里町関463-1
52	山上塚越の道祖神	新里町山上1093
53	吉田家の古文書	新里町新川
54	鐺木の木造虚空蔵菩薩	新里町新川2376
55	鐺木の木造大日如来	新里町新川2376
56	広間地の石造薬師如来	新里町新川203
57	広間地の観音菩薩	新里町新川203
58	新川の歌舞伎舞台下座	新里郷土資料館 新里町武井693
59	新川の八坂神社神輿	新里町新川2146
60	赤城型民家	ぐんま昆虫の森 新里町鶴谷453-1
61	北条氏直の古文書（感状）	黒保根町水沼
62	北条氏直の古文書（感状）	黒保根町宿廻
63	板碑	黒保根町下田沢1550
64	八木原龍禅寺の喚鐘	黒保根町八木原173-1
65	医光寺本堂の彫刻欄間	黒保根町上田沢326
66	関口文治郎の墓	黒保根町上田沢
67	関口文治郎の半鐘	黒保根町上田沢 (沢入観音堂)
物件	名 称	所在地 桐生市
天然記念物 15件		
68	椿森のツバキ群	広沢町6-571
69	二渡のカヤ	梅田町4-455
70	泉竜院のシホウチク群	菱町2-1767-1
71	白髭神社のシラカシ	堤町2-41
72	白瀧神社のケヤキ	川内町5-3288
73	諏訪神社のハルニレ	境野町4-875
74	彦部家の合体木	広沢町6-877
75	瀧興寺法印のカヤ	新里町関463-1
76	藪塚家の大ツゲ	新里町新川2339
77	鐺木のアラカシ	新里町新川2291-1
78	サクラソウ	新里町赤城山・板橋地内

79	土橋のおかめサクラ	新里町鶴ヶ谷539
80	板橋のヤエツバキ	新里町板橋478
81	藤生沢のお角サクラ	新里町新川3253
82	沢入観音のイボ石	黒保根町上田沢甲2121(沢入観音堂)
重要無形民俗文化財 9件		
83	賀茂神社太々神楽	広沢町6-833
84	白瀧神社太々神楽	川内町5-3288
85	桐生和紙生産技術	梅田町5-7348
86	皆沢地区の百万遍念仏	梅田町4 皆沢地区
87	桐生木遣	桐生木遣保存会 桐声会
88	賀茂神社御簀神事	広沢町6-833
89	地藏盆百万遍念仏	養泉寺共同墓地内 菱町5丁目
90	湧丸獅子舞「ささら舞」	医光寺 黒保根町上田沢326
91	前田原獅子舞	十二山神社 黒保根町下田沢403
史跡 9件		
92	桐生氏累代の墓	西方寺 梅田町1-266
93	梅原館址	梅田町1-25
94	日本織物株式会社発電所跡及び煉瓦積遺構	織姫町6-1
95	桐生桧杓山城址	梅田町1地内
96	由良成繁の墓	鳳仙寺 梅田町1-1173
97	小林の天神古墳	新里町小林60-1
98	桃井塚	新里町新川1268-2
99	谷津館跡	新里町新川2340
100	長者塚古墳	新里町関194
物件 +G1:I3 6	名 称	所在地 桐生市
☆ 登録有形文化財 34ヶ所		
1	桐生織物会館旧館（桐生織物記念館）	永楽町1184-4
2	元宿浄水場旧事務所（水道資料館）、唧筒室、急速濾過場、調整池、接合井	元宿町14-37
3	旧配水事務所(水道山記念館)	堤町1-5-7
4	桐生市水道局（高区、低区）配水池、（高区、低区）量水室	堤町 1 -2816-11
5	旧水道事務所（桐生市立西公民館本館）、旧水道倉庫（桐生市立西公民機械室）	永楽町2-16
6	群馬大学工学部同窓記念会館（旧桐生高等染織学校本館・講堂、門衛所、正門）	天神町1-5-1
7	旧株式会社金芳織物工場（事務所、鋸屋根工場）（ベーカリー・カフェ・レンガ）	東久方町1-1-55
8	森合資会社（事務所、店蔵）、森家住宅石蔵（旧穀蔵）	本町1-3-11他

9	MAEHARA20th(旧合名会社飯塚織物工場)	広沢町6-850-5
10	寺内家住宅旧別荘	宮本町3-7-15
11	旧松岡商店(事務所、蔵)、寺内家住宅主屋	永楽町6-7
12	無鄰館(旧北川織物工場、事務所、蔵、女工宿舍煉瓦造外壁、煉瓦塀)	本町1-5-5
13	中村弥市商店(店舗、文庫蔵、新座敷、石蔵)、中村家住宅(奥座敷、浴場、門)	本町1-6-33
14	上毛電気鉄道西桐生駅 (駅舎、プラットホーム上屋)	宮前町2-1-33
15	旧尾関家住宅主屋	宮本町2-3-27
16	旧曾我織物工場	本町1-7-15
17	旧堀祐織物工場(美容室アッシュ)	巴町1-1126
18	金善ビル	本町5-345
19	後藤織物(主屋、奥座敷、工場、東蔵、西蔵、旧釜場、給水塔他全11棟)	東1-11-35
20	森秀織物(工場、他全10棟) 森島家住宅(主屋、他全5棟) (織物参考館「紫」)	東4-2-24
21	曾我家住宅 (主屋、土蔵、新座敷、稻荷社、門)	本町1-7-7
22	須藤家住宅(主屋、奥座敷、土蔵)	堤町1-14-32
23	平田家住宅(旧店舗、旧店蔵、主屋、土蔵)	本町1-6-28
24	島田商店(店舗、旧事務所、旧石蔵、旧倉庫)、島田家住宅(主屋、中門、鳥居)	巴町1-1121-8
25	藤生家住宅(主屋、隠居屋、茶室、内蔵、土蔵、味噌蔵、他全17棟)	広沢町5-1179
26	荻原家住宅(主屋、土蔵、門及塀)	新宿2-9-7
27	上毛電気鉄道 渡良瀬川橋梁	丸山下駅～富士山下間
28	わたらせ渓谷鐵道(橋梁・トンネル全6施設)	桐生市内線路
29	金子家住宅(蔵、倉庫及旧染場)、金子織物(株)(旧鋸屋根工場、旧従業員宿舍)	東久方町2-73-1他
30	小林家住宅(旧小武織物有限会社) (主屋、工場、倉庫、石垣、塀)	広沢町5-1111-3他
31	旧金谷家住宅(主屋、蔵)旧(株)金芳織物工場染色場(ベーカリー・カフェ・レンガほか店舗)	東久方町1-1-55ほか
32	旧堀家住宅(主屋、蔵) (レストラン ショコラ・ノア)	巴町1-1117-1
33	旧赤城山鋼索鉄道赤城山頂駅駅舎及びプラットホーム	黒保根町下田沢
34	日本基督教団桐生教会教会堂	錦町1-994-1

17－1 災害救助基準

令和5年度現在

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額			期 間		備 考			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。			災害発生の日から7日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇い上げ費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借り上げを実施し、これを供与することができる。			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	(1) 建設型応急住宅 設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内			災害発生の日から20日以内に着工		1 一戸当たりの規模は二十九・七平方メートルを基準とし、地域の実情、世帯構成等に応じた規模とする。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間最大2年以内 4 解体撤去及び土地の原状回復費用当該地域における実費			
		(2) 賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額			災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げて提供		供与期間 最大2年以内			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできないできない者	1人1日当たり 1,230円以内			災害発生の日から7日以内		食品給与のための総経費を延べ給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内		1 輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊流出	壊焼出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			壊焼出	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊床上浸水	壊焼	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
壊焼	冬		10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具、破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	住家が半壊(焼)、又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内に完了	
被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住家が半壊(焼)、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 2に掲げる世帯以外の世帯 706,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3か月以内に完了 (国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品の喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む)及び中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む)及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,800円 中学校生徒 1人当たり5,100円 高等学校等生徒 1人当たり5,600円	災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額		期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	一時保存 検 案	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,500円以内	災害発生の日 から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通 常の実費を加算できる。
			既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,500円以内 救護班以外は慣行料金		
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,700円以内		災害発生の日 から10日以内	
輸 送 費 及 び 賃 金 職 員 等 雇 い 上 げ 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配 分	当該地域における通常の実費		救助の実施が 認められる期間 以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。		救助の実施が 認められる期間 以内	時間外勤務手当及び旅費は 別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

18－ 1 災害弔慰金等の支給制度

1 災害弔慰金

根 拠 法 令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支 給 機 関	市
対象となる災害	次のいずれか 1 市域内で住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、県内全ての市町村の被害が対象 3 県内で災害救助法が適用された災害(県内全ての市町村の被害が対象) 4 災害救助法を適用した都道府県が2以上ある場合、全ての市町村(当該都道府県以外も含む)の被害が対象
支 給 対 象 者	災害により死亡した者の遺族
支 給 額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合…500万円 その他の場合…250万円
費用負担割合	市 1/4、県 1/4、国 2/4

2 災害障害見舞金

根 拠 法 令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支 給 機 関	市
対象となる災害	(災害弔慰金と同じ。)
支 給 対 象 者	災害により重度の障害を受けた者
支 給 額	障害者が世帯の生計を主として維持していた場合…250万円 その他の場合…125万円
費用負担割合	(災害弔慰金と同じ。)

3 災害援護資金

根 拠 法 令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支 給 機 関	市
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害(所得制限)
貸 付 対 象 者	災害により被害を受けた世帯の世帯主
貸 付 額	被害の程度に応じて150万円～350万円
貸 付 条 件	貸付利率…年3%以内で市条例で定める率(据置期間3年) 償還期間…10年以内
貸付原資拠出割合	県 1/3、国 2/3

4 群馬県災害見舞金

支 給 機 関	県(危機管理課) ただし市経由
対象となる災害	次のいずれか 1 災害により住家が全壊した世帯 2 災害により住家が半壊した世帯 3 同一原因による災害で、市域内において1世帯以上の住家が滅失した場合による以下の者 (1) 災害による死者又は行方不明者の遺族 (2) 災害による重傷者 4 同一原因による災害で、市域内において5世帯以上の住家が滅失した場合による以下の世帯 (1) 災害により住家が床上浸水した世帯 5 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの
支 給 金 額	死者及び行方不明者・・・1人 30万円 重 傷 者・・・1人 5万円 全 壊・・・1世帯 30万円 半 壊・・・1世帯 5万円 床 上 浸 水・・・1世帯 2万円 (注)知事が必要と認めた場合は増減が可能
支 給 除 外	1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象となる場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金の支給対象となる場合 3 群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱に基づく支援金の対象となる場合 4 被災の原因が、対象者の故意又は重大な過失による場合

5 被災者生活再建支援金

(1) 被災者生活再建支援法

根 拠 法 令	被災者生活再建支援法					
支 給 機 関	県(危機管理課) ただし、被災者生活再建支援法人に委託					
対象となる災害	1 災害救助法適用基準 1 又は 2 に該当した市町村 2 10世帯以上の住宅全壊が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 4 1 又は 2 の市町村を含む都道府県で5世帯以上の全壊被害の市町村(ただし、人口10万人未満に限る) 5 1 から 3 に適合する市町村に隣接する 1 つの市町村において、全壊5世帯以上の市町村(ただし、人口10万人未満に限る)					
対象となる世帯	①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)					
支 給 金 額	1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)					
※支給金額は、右の 1 と 2 の支援金の合計額となる	住宅の被害程度		全壊 (①の世帯)	解体 (②の世帯)	長期避難 (③の世帯)	大規模半壊 (④の世帯)
	支 給 額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
		単数世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円
	2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)					
	住宅の再建方法		建設・購入		補修	賃貸(公営住宅以外)
	支 給 額	複数世帯	200万円		100万円	50万円
単数世帯		150万円		75万円	37.5万円	
※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円						
費 用 負 担 等	・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給 ・基金が支出する支援金の1/2に相当する額を国が補助					

(2) 群馬県・市町村被災者生活再建支援制度

根 拠 法 令	群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱				
支 給 機 関	市				
対象となる災害	1 世帯以上の住宅全壊被害等(上記「(1)被災者生活再建支援法」の「対象となる世帯①～④」)が発生した災害				
対象となる世帯	・上記「①被災者生活再建支援法」と同じ。ただし、上記「(1)被災者生活再建支援法」の支援対象となる世帯を除く。				
支 給 金 額	上記「(1)被災者生活再建支援法」と同じ				
費 用 負 担 等	・市から支援金を支給 ・市が支出する支援金の2/3に相当する額を県が補助				

6 生活福祉資金(福祉資金－災害援護費)

貸 付 機 関	群馬県社会福祉協議会
対象となる世帯	次のいずれかに該当すること。 1 低所得世帯で、他からの資金を借り入れることができない世帯 2 障害者世帯 3 高齢者世帯(65歳以上の高齢者が属する世帯に限る)
貸 付 金 額	150万円以内
貸 付 条 件	利率…年1.5%(連帯保証人を立てる場合は無利子) 償還期間…据置期間(貸付日から6月以内)経過後7年以内

18-2 住宅再建・取得の支援制度

1 災害復興住宅融資

根拠法令	独立行政法人住宅金融支援機構法
貸付機関	独立行政法人住宅金融支援機構

(1) 建設資金

(令和2年4月現在)

対 象 者	住宅が「全壊」「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者
資 金 使 途	災害復興住宅の建設及びこれに付随する整地又は土地(借地権を含む。)の取得
建 設 する 住 宅 の 規 模	住宅部分の床面積が原則13㎡以上175㎡以下
貸 付 金 額	・ 建 設 資 金 … 1,500万円以内 ・ 土 地 取 得 資 金 … 970万円以内 ・ 整 地 資 金 … 400万円以内 (特例加算(建設資金): 460万円以内)
貸 付 条 件	利率…年1.28%(特例加算年2.18%) 償還期間 ・ 耐火、準耐火、木造(耐久性)の住宅 … 35年以内 ・ 木造(一般)の住宅 … 25年以内 (完済時年齢80歳制限あり)

(2) 購入資金

(令和2年4月現在)

対 象 者	(建設資金と同じ。)
資 金 使 途	新築家屋又は中古家屋の購入及びこれに付随する土地の取得
購 入 する 住 宅 の 規 模	住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合30㎡)以上175㎡以下
貸 付 金 額	〈新築購入〉 ・ 購 入 資 金 … 2,470万円以内 (うち土地取得資金970万円以内) 〈中古購入〉 ・ リ・ユースマンション、リ・ユース住宅 … 2,170万円以内 ・ リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅 … 2,470万円以内 (うち土地取得資金970万円以内) (特例加算(購入資金): 460万円以内)
貸 付 条 件	利率…年1.28%(特例加算年2.18%) 償還期間 ・ 耐火、準耐火、木造(耐久性)の住宅 … 35年以内 ・ 木 造 (一 般) の 住 宅 … 25年以内 ・ リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅 … 35年以内 ・ リ・ユースマンション、リ・ユース住宅 … 25年以内 (完済時年齢80歳制限あり)

(3) 補修資金

(令和2年4月現在)

対 象 者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」の交付を受けた者
資 金 使 途	住宅の補修及びこれに付随する移転又は整地
補修する住宅の規模	制限なし
貸 付 金 額	補修資金 … 660万円以内 引方移転資金 … 400万円以内 整地資金 … 400万円以内
貸 付 条 件	利率…年1.28%(特例加算年2.18%) 償還期間…原則20年以内(完済時年齢80歳制限あり)

2 地すべり等関連住宅融資

(令和2年4月現在)

根 拠 法 令	住宅金融支援機構法
貸 付 機 関	住宅金融支援機構
貸 付 対 象	地すべり関連住宅 「地すべり等防止法」第24条第3項の関連事業計画に基づき移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づき除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋で市町村長が発行した書類の写しを受けた方 土砂災害関連住宅 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第25条第1項の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋で勧告の写しの発行を受けた方 密集市街地関連住宅 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」第13条第1項の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋で勧告の写しの発行を受けた方
資 金 使 途	移転、建設、購入
住 宅 の 規 模	建 設…住宅部分の床面積が原則として13㎡以上 新築、リ・ユース購入…住宅部分の床面積が50㎡(共同建ての場合40㎡)以上 新 築 敷 地 面 積…一戸建てについては、100㎡以上 リ・ユース(プラス)敷地面積…マンション以外の場合は1建築物について100㎡以上
貸 付 金 額	〈移転建設資金〉 ・移 転 、 建 設 資 金 … 1,500万円以内 ・土 地 取 得 資 金 … 970万円以内 〈購入資金〉 ・新築 … 2,470万円以内 ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅 … 2,170万円以内 ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅 … 2,470万円以内 (うち土地取得資金970万円以内) (特例加算：460万円以内)
貸 付 条 件	利率…年1.67% 償還期間 ・耐火、準耐火、木造(耐久性)の住宅 … 35年以内 ・木 造 (一 般) の 住 宅 … 25年以内 ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅 … 35年以内 ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅 … 25年以内 (完済時年齢80歳制限あり)

3 宅地防災工事資金融資

(令和2年4月現在)

根拠法令	住宅金融支援機構法
貸付機関	住宅金融支援機構
貸付対象	宅地を土砂の流出などの災害から守るため、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法による、勧告及び改善命令を受けた場合
資金使途	勧告又は改善命令を受けた場合にその工事を行うための資金
貸付金額	1,060万円以内か工事費の90%のいずれか低い額
貸付条件	利率…年1.38% 償還期間…15年以内(申込時に66歳以上だと完済時年齢80歳制限あり)

4 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)

(令和2年4月現在)

根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法
貸付機関	県(保健福祉事務所)
対象者	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
資金使途	災害復旧に必要な住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築
貸付金額	200万円以内
貸付条件	利率…年1.0%(保証人有・無利子) 償還期間…7年以内

5 ぐんまの木で家づくり支援事業補助金

(令和2年4月現在)

補助機関	県(林業振興課)
対象者 及び 対象住宅	県内に自己の居住用の一戸建て木造住宅を新築又は購入する者(構造材補助・内装材補助)又は県内にある自己が居住するための住宅を改装する者(内装材補助)
補助の条件	在来軸組工法は構造材の90%以上かつ7.5㎡以上、桝組壁工法(2×4工法)は構造材の35%以上かつ7.5㎡以上ぐんま優良木材(県内産木材による認証材)を使用すること(構造材補助) 内装及び建具にぐんま優良木材を10㎡以上使用すること(内装材補助)
補助額	各年度で定める募集戸数(予算額)の範囲内で補助 構造材補助：在来軸組工法はぐんま優良木材の使用量に応じて10万円～60万円 桝組壁工法は15万円(定額) 内装材補助：上限15万円 ・内装材 3,000円/㎡ ・建具(引き戸等) 3,000円/㎡ ・建具(開き戸) 11,000円/㎡ ※ 構造材補助と内装材補助の併用は不可

18－3 中小企業者に対する低利融資制度

1 経営サポート資金

(令和2年4月現在)

貸付機関	県(経営支援課) ただし融資実行は各金融機関
貸付対象者	災害復旧関連要件(Cタイプ) 県内において事業を行っている中小企業者又は中小企業団体であつて、次のいずれかに該当する者 1 地震、火災、風水害等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水、若しくはこれらに準ずる損害を受けた者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受けた者 3 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 ※ 1、2、3及び5については、事業所所在地の市長等の被災証明を受けた者 危機関連保証要件(Fタイプ) 危機関連保証の要件に該当する特例中小企業者として市長から認定を受けた者
資金使途	災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金
貸付金額	Cタイプは5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内)、Fタイプは3,000万円以内
貸付条件	Cタイプ 利率…年1.1%以内、償還期間…設備資金10年以内、運転資金7年以内 Fタイプ 利率…年1.1%以内、償還期間…運転資金10年以内

2 中小企業高度化資金(災害復旧貸付)

(令和2年4月現在)

貸付機関	県(経営支援課)
貸付対象事業	大規模な災害により事業活動の運営が著しく困難になっており、既往の高度化事業施設が被災し、その復旧を行うもの、又は中小企業者が復旧のため高度化事業を行うもの。
貸付条件	貸付割合…整備資金の90%以内 利率…無利子 償還期間…20年以内

3 政府系金融機関による貸付

(令和2年4月現在)

	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
貸付限度	<直 貸>災害 1.5億円(別枠) <代理貸>災害7,500万円 (直貸の範囲内で別枠)	<直 貸>災害 3,000万円 (各融資制度の限度に上乗せ)	<直 貸>融資限度額の定めなし
利 率	各融資制度に定められた利率	各融資制度に定められた利率	所定利率
償還期間	<運転資金> 10年以内 <設備資金> 15年以内	各融資制度の返済期間以内	<運転資金> 10年以内 <設備資金> 20年以内

18－4 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度

1 助成措置

根 拠 法 令	群馬県農漁業災害対策特別措置条例
助 成 機 関	県(技術支援課)及び市
助 成 要 件	次のいずれかに該当する場合で知事が必要と認めたとき。 1 災害による農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場の面積が10ヘクタール(降ひょう、竜巻又は突風(以下「局地的災害」という。))による場合は5ヘクタール)以上となった場合 2 農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場に係る被害見込額がおおむね5,000万円(局地的災害の場合は2,500万円)を超えた場合 3 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が20戸(局地的災害の場合は10戸)以上となった場合 4 畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が10戸(局地的災害の場合は5戸)以上となった場合 5 養殖業の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた漁業者の戸数が5戸以上となった場合 6 農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者の戸数が10戸(局地的災害の場合は5戸)以上となった場合 7 畜舎等に浸水を受けた農業者の戸数が10戸以上となった場合 8 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの
助 成 対 象	1 樹草勢回復のための肥料等の購入費 2 樹体被害の復旧又は補修に要する費用 3 農作物の病虫害防除に要する費用 4 蚕種の購入費 5 代替作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 6 次期作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 7 農業用施設の取り片付け作業に要する費用 8 畜舎等の伝染性疾患の防止措置に要する費用 9 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの

根 拠 法 令	群馬県被災農業者向け復旧支援事業実施要領
助 成 機 関	県(農業構造政策課)及び市
助 成 要 件	農業用施設が一定規模以上の災害で被災し、農業用施設の再建等の経費を市が支援した場合、経費の一部を補助 補助率3/10以内(県：15/100以内、市：15/100以内) 助成対象は1、2を満たす者 1 群馬県農漁業災害対策特別措置条例により指定された災害により、農業用施設等に被害が生じ、被害額が10万円以上となった者 2 1に該当する旨の認定証明を市長から受けた者
助 成 対 象	農産物の生産に必要な施設及び施設と一体的に復旧する附帯施設で、原形復旧見積額が10万円以上の場合

2 経営資金

(令和2年4月現在)

融 資 機 関	農業協同組合その他の金融機関
利 子 補 給 機 関	県(技術支援課)及び市
貸 付 対 象 者	次のいずれかに該当する農漁業者 1 災害による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上であり、かつ、これによる損失額が平年における農業による総収入額の10/100以上であるもの 2 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物(5アール以上の栽培面積を有する場合に限る。)の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上であるもの 3 災害による魚類等の流失等による損失額が平年における漁業による総収入額の10/100以上であるもの
貸 付 金 額	市長が認定する損失額の55%又は500万円のいずれか低い額の範囲内(知事の定める法人は2,500万円以内)ほか、条件により異なる
貸 付 条 件	利 率…年5.5%以内、4.5%以内、3.0%以内、条件により異なる 償還期間…6年以内 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

3 事業資金

(令和2年4月現在)

融 資 機 関	農業協同組合連合会その他の金融機関
利 子 補 給 機 関	県(技術支援課)
貸 付 対 象 者	所有し、又は管理する在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会
貸 付 金 額	2,500万円以内
貸 付 条 件	利 率…年5.5%以内 償還期間…3年以内 保 証…群馬県農業信用基金協会の債務保証

4 農漁業用施設資金

(令和2年4月現在)

融 資 機 関	農業協同組合その他の金融機関
利 子 補 給 機 関	県(技術支援課)及び市
貸 付 対 象 者	農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者及び農業団体
貸 付 金 額	市長が認定する農漁業用施設資金の復旧に要する経費の80/100に相当する額又は1,800万円(農業近代化資金の貸付けを受ける場合、共同利用施設にあっては5,000万円)若しくは1,000万円(農業近代化資金の貸付けを受けない場合、共同利用施設にあっては2,000万円)以内
貸 付 条 件	利 率…年4.5%以内 償 還 期 間…15年以内(農業近代化資金の貸付けを受ける場合)又は10年以内(農業近代化資金の貸付けを受けない場合) 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

5 (株)日本政策金融公庫農林水産事業による貸付け

(令和2年5月18日現在)

区分	資金種類		融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	うち 据置期間
農業関係係資金	農業基盤整備資金		農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧	農業者、土地改良区、農協等	0.16% ～ 0.20%	25年以内	10年以内
	農林漁業セーフティネット資金		災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた農業経営の維持安定に必要な資金	農業者等	0.16%	10年以内	3年以内
	農林漁業施設資金		〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧	農協、土地改良区、農業共済組合 等	0.16% ～ 0.20%	20年以内	3年以内
			〈主務大臣指定施設・災害復旧施設〉 農舎、畜舎、堆肥舎、排水施設等	農業者等		15年以内	3年以内
林業関係係資金	林業基盤整備	造林資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、農協	0.20% ～ 0.30%	15年以内	5年以内
			台風、異常降雪等による被害造林地の復旧(補助事業)	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協	0.20% ～ 0.30%	35年以内	20年以内
		林道資金	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.20% ～ 0.30%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 木炭倉庫その他の林業用共同施設の復旧	森林組合・同連合会、農協・同連合会、中小企業等協同組合	0.20% ～ 0.30%	20年以内	3年以内	
		〈主務大臣指定施設〉 林業用施設等の復旧	林業を営む者	0.20% ～ 0.30%	15年以内	3年以内	
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費	林業経営改善計画の認定を受けた者	0.20%	10年以内	3年以内	

19-1 災害応援協定等一覧表

1 桐 生 市

令和7年4月現在

No.	協 定 名	締結日	締 結 先	締 結 内 容
1	災害時における相互応援協定	H7. 11. 29	日立市	災害時における相互応援
1-2	「災害時における相互応援協定」の応援事項に関する協議書	H24. 8. 7	日立市	協定対象となる災害の見直し及び被災者の一時受入れについての協議
2	災害救助に必要な物資の供給に関する協定	H7. 12. 6	市内大型店等3社(コープぐんま・わらべや・セキチュー)	災害時における緊急物資等の供給
3	災害時における給水設置等の早期復旧に関する協定	H8. 1. 31	桐生管工事協同組合	災害時における給水設置等の早期復旧
4	災害救助に必要な物資の供給に関する協定	H8. 3. 28	桐生地区製パン組合・桐生石油商業協同組合・群馬県LPガス協会桐生支部	災害救助に必要な物資の供給
5	災害救助に必要な物資等の提供に関する協定	H8. 3. 28	桐生電気工事協同組合・群馬県建設業協会桐生支部・桐生建築業関連団体連絡協議会	災害救助及び応急復旧等に必要の人員並びに資機材及び物資の提供
6	災害救助に必要な物資の運送等に関する協定	H8. 3. 28	群馬県トラック協会桐生支部	災害救助に必要な物資の運送及び救助活動に必要な車両等の提供
7	大規模災害時の相互応援に関する協定	H9. 3. 27	競艇事業関係自治体16市(伊丹市・青梅市・大竹市・岡崎市・唐津市・蒲郡市・倉敷市・津市・周南市・常滑市・戸田市・鳴門市・府中市・丸亀市・箕面市・坂井市)	大規模災害時における相互応援
8	災害時における桐生市、桐生郵便局間の協力に関する覚書	H9. 7. 4	桐生郵便局	災害時における相互応援
9	災害時非常無線通信の協力に関する協定	H10. 3. 11	桐生市アマチュア無線非常通信協議会	災害対策本部と避難所の無線通信や災害情報収集及び伝達等の協力(災害発生時の非常通信手段を確保する。)
10	群馬県水道災害相互応援協定	H13. 2. 9	群馬県、県内水道事業者	給水、復旧、機材供出
11	災害時における救援物資提供に関する協定	H17. 5. 17	三国コカ・コーラボトリング株式会社	災害時における救援物資(飲料水)の供給

No.	協 定 名	締結日	締 結 先	締 結 内 容
12	大規模災害時における相互応援に関する協定	H18. 7. 11	両毛五市(足利市・佐野市・太田市・館林市・みどり市)	大規模災害時における相互応援
13	災害時等における仮設トイレ設置及びし尿処理等の協力に関する協定	H19. 4. 1	桐生環境衛生共同企業体	災害時における仮設トイレの設置及びし尿処理の協力
14	災害時における相互応援に関する協定	H20. 4. 1	日光市	災害時における相互応援
15	群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	H20. 4. 1	群馬県・県内市町村及び一部事務組合	災害廃棄物等の処理に係る相互応援
16	災害時における遺体の搬送に関する協定	H20. 7. 1	全国霊柩自動車協会	災害時における遺体搬送の支援協力
17	「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定	H20. 11. 5	群馬県	災害時における施設の総合利用
18	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	H21. 4. 1	国立大学法人群馬大学	災害時における避難場所としての施設使用
18-2	「災害時における避難場所の施設使用に関する覚書」の運用に関する協議書	H26. 12. 22	国立大学法人群馬大学	ヘリコプター臨時離着陸場等の施設使用に係る協議
19	災害時の情報交換に関する協定	H23. 3. 7	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換
20	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H24. 4. 25	株式会社カインズ	災害時における生活物資の供給協力
21	災害時における物資の供給協力に関する協定	H24. 6. 12	株式会社フレッセイ	災害時における物資の供給協力
22	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	H24. 7. 12	株式会社みらい	災害時における福祉避難所の設置及び運営
23	災害時における物資の供給協力に関する協定	H24. 7. 23	株式会社ベシシア	災害時における物資の供給協力
24	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	H24. 9. 15	10の社会福祉法人・1の医療法人・特別養護老人ホーム菱風園	災害時における福祉避難所の設置及び運営
25	災害時における応急レンタル機材供給等に関する協定	H24. 11. 20	コーエィ株式会社	災害時における応急レンタル機材の供給協力
26	災害時における物資の供給協力に関する協定	H24. 11. 26	株式会社フジタコーポレーション	災害時における物資の供給協力

No.	協 定 名	締結日	締 結 先	締 結 内 容
27	株式会社ミツバと周辺地域の水防体制に関する協定	H25. 3. 19	株式会社ミツバ・国土交通省関東地方整備局	株式会社ミツバ社屋及び周辺地域の水防体制の構築
28	災害時における救援物資提供に関する協定	H25. 7. 1	株式会社環境システムズ	災害時における物資の供給協力
29	災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	H25. 8. 8	東日本旅客鉄道株式会社	災害時における相互応援
30	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	H25. 10. 7	株式会社伊藤園	災害時における救援物資（飲料水等）の供給
31	災害時における物資の供給協力に関する協定	H25. 12. 24	新田みどり農業協同組合	災害時における物資の供給協力
32	災害時における包括的な施設利用に関する協定	H26. 1. 20	桐生仏教会（所属54寺院）並びに新里地区（7寺院）及び黒保根地区（3寺院）	災害時における支援施設としての応援協力
33	災害に係る情報発信等に関する協定	H26. 4. 4	ヤフー株式会社	災害時における情報発信及び桐生市ホームページの負荷軽減について
34	災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援に関する協定	H26. 9. 8	桐生市受託事業協同組合	災害時における一般廃棄物収集運搬の協力
35	桐生市と宮古市との災害時における相互援助に関する協定	H26. 12. 22	宮古市	災害時における応急対策及び復旧対策
36	災害時における応急対策活動に関する協定	H27. 1. 8	一般社団法人群馬県建設業協会桐生支部	災害時における応急対策活動の協力
37	桐生市の避難所等情報提供に関する協定	H27. 3. 9	ファーストメディア株式会社・三井住友海上火災保険株式会社	桐生市の避難所等情報提供に関する協力
38	災害時における物資の供給協力に関する協定	H27. 6. 17	株式会社 カスミ	災害時における物資の供給協力
39	行田市と桐生市との災害時における相互応援に関する協定	H27. 7. 14	行田市	災害時における応急対策及び復旧対策
40	災害時における無人遠隔操作航空撮影に関する協定	H28. 3. 10	桐生ドローン利活用協議会	災害時における無人遠隔操作航空撮影の協力
41	災害時における避難場所の施設利用に関する協定	H28. 3. 28	株式会社 山田製作所	災害時における避難場所の施設利用の協力
42	水道災害相互応援に関する協定	H28. 4. 1 (S58. 6. 29)	両毛地区(足利市・佐野市・群馬東部水道企業団)	給水、復旧、資材提供（配水管接続）

No.	協 定 名	締結日	締 結 先	締 結 内 容
43	災害時における水道事業の応援業務に関する協定	H28. 6. 3	株式会社 両毛ビジネスサポート	災害時における水道事業の応援業務についての協力
44	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	H28. 6. 3	東日本電信電話株式会社	避難時における被災者等の通信確保
45	災害時相互応援に関する協定	H28. 8. 8 (H10. 4. 30)	公益社団法人日本水道協会関東地方支部	給水、復旧、資機材提供等
46	災害時における一時避難場所の施設利用に関する覚書	H28. 12. 12	桐生信用金庫	災害時における一時避難場所の施設利用の協力
47	大規模土砂災害時に備えた相互協力に関する申し合せ書	H29. 3. 21	国土交通省関東地方整備局・渡良瀬川河川事務所	大規模土砂災害等に備えた相互協力
48	上水道相互連絡管による相互応援配水に関する協定	H29. 11. 9	伊勢崎市水道事業	付近住民への飲料水用及び防火用のために配水する
49	原子力災害における水戸市民県外広域避難に関する協定	H30. 2. 15	水戸市	原子力災害時における県外広域避難
50	災害時における相互応援協定	H30. 3. 6	大田区	災害時における応急対策及び復旧対策
51	災害時における物資の供給に関する協定	H30. 3. 28	三高産業株式会社	避難所生活における簡易間仕切り等の物資供給
52	災害時における物資供給に関する協定	H31. 3. 6	株式会社小林ダンボール	避難所生活におけるダンボール製品等の物資供給
53	災害時における情報伝達及び物資輸送等に関する協定	H31. 3. 25	群馬県オートバイ事業協同組合	災害時における情報伝達及び物資輸送等
54	災害時における被災者支援等の協力に関する協定	R1. 12. 26	群馬県行政書士会 桐生支部	行政書士事務の協力による被災者支援
55	可搬型給電器「パワー・ムーバー」提供に係る協定	R2. 3. 17	G Nホールディングス株式会社	災害時における避難所等の施設において家電製品等が使用できる「PM」を提供
56	災害時における物資輸送等に関する協定	R2. 3. 23	ヤマト運輸株式会社 群馬主管支店	物資輸送及び物資拠点施設の運営等の支援協力
57	災害時における物資の提供に関する協定	R2. 8. 25	株式会社アスパックス	災害時における物資の供給協力
58	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	R2. 8. 28	株式会社デベロップ	災害時における移動式宿泊施設等の提供協力

No.	協 定 名	締結日	締 結 先	締 結 内 容
59	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	R2. 9. 4	株式会社バカン	災害時避難所混雑情報に関する提供協力
60	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	R2. 11. 10	東京電力パワーグリッド 株式会社太田支社・みどり市	災害時における停電復旧に関する3者連携協力
61	上水道相互連絡管による相互応援配水に関する協定	R3. 2. 18	前橋市	付近住民への飲料水用及び防火用のために配水する
62	災害時における相互応援に関する協定	R3. 3. 23 (H18. 3. 27)	みどり市	災害時における相互応援
63	災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定	R4. 2. 1	一般財団法人 群馬建築士会 桐生支部	災害時における応急対策業務の協力
64	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	R4. 3. 31	佐川急便株式会社	物資輸送及び物資拠点施設の運営等の支援協力
65	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	R4. 4. 20	株式会社ナガワ	災害時におけるレンタル機材の提供協力
66	災害時における応援業務に関する協定	R4. 5. 20	関信ゼベリン株式会社	災害時における水道事業の応援業務についての協力
67	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	R4. 9. 1	社会福祉法人桐生市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置、運営に関する協力
68	災害時における相互協力に関する基本協定	R4. 10. 17	東日本電信電話株式会社	災害時における相互協力
68-2	災害時における通信復旧作業及び道路啓開作業に伴う障害物の除去等に関する覚書	R4. 10. 17	東日本電信電話株式会社	災害時における通信復旧作業、道路啓開作業に関する協力
69	桐生市緊急割込放送に関する協定	R4. 11. 1	株式会社FM桐生	災害時の緊急割込放送
70	災害時における飲料水の提供等に関する協定	R4. 12. 26	有限会社新誠運輸倉庫	災害時における飲料水の提供、救援物資の一時保管
71	災害時等における避難場所の施設利用に関する協定	R5. 3. 1	株式会社オープンハウス桐生	災害時等における一時避難場所の提供
72	災害時等における避難場所の施設利用に関する協定	R5. 3. 27	学校法人角川ドワンゴ学園	災害時等における一時避難場所の提供
73	災害時等における応急対策の協力に関する協定	R5. 7. 24	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 関東支部 群馬県部会	災害時等における応急対策の協力

No.	協 定 名	締結日	締 結 先	締 結 内 容
74	災害時における被災者支援等の協力に関する協定	R5. 8. 23	群馬県社会保険労務士会 桐生支部	被災者支援のための相談業務の協力
75	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	R5. 11. 22	桐生・みどりキッチンカー協会	災害時等における炊き出し等の実施
76	災害時における物資の供給協力に関する協定	R6. 7. 1	スギホールディングス株式会社	災害時における物資の供給協力

2 桐生市消防本部

No.	協 定 名	締結日	締 結 先	締 結 内 容
1	特殊災害消防対策相互応援協定	S48. 12. 9 S49. 1. 1施行 S51. 12. 20 S52. 1. 1施行	足利市、伊勢崎市、太田市、 館林地区消防組合、佐野地区 広域消防組合	危険物施設、中高層建物火災、大規模火災への相互応援
2	群馬県消防相互応援協定	S50. 12. 8 S51. 1. 1施行	群馬県内11市の消防本部	大規模火災、特殊災害への相互応援
3	消防相互応援協定	H3. 11. 25	足利市	両市隣接区域での火災、救急応援
4	消防相互応援協定	H7. 10. 10	日光市	火災、救急応援
5	群馬県防災航空隊支援協定	H9. 5. 20	群馬県	災害時におけるヘリコプターによる応援 (災害防除・予防・緊急搬送等)
6	火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定	H11. 2. 2	群馬県東毛生コンクリート事業協同組合	災害時における消火用水供給応援
7	消防団相互応援協定	H18. 2. 20	伊勢崎市	火災への相互応援
8	消防団相互応援協定	H18. 2. 27	前橋市	火災への相互応援
9	消防団相互応援協定	H18. 3. 27	みどり市	火災への相互応援
10	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	H19. 12. 12	N P O 災害救助犬ネットワーク	災害救助犬出動による捜索活動等
11	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定	H20. 10. 1	東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社、上信電鉄株式会社、 前橋市、ほか	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携
12	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定	H20. 11. 28	わたらせ渓谷鐵道株式会社、 日光市	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携
13	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定	H21. 2. 1	群馬県、上毛電気鉄道株式会社、 前橋市	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携

14	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定	H21. 7. 1	東武鉄道株式会社、太田市、ほか	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携
15	足利赤十字病院ドクターカー運用に関する協定	H21. 8. 19	足利赤十字病院、足利市、ほか	足利赤十字病院ドクターカーの運用に関して
16	水害時における応急協力に関する覚書	R5. 6. 1	桐生市医師会	水害時における敷地の一時的駐車場として使用

桐生市地域防災計画修正年月日一覧表(昭和47年6月22日作成)

修 正 年 月 日		
昭和48年09月10日	昭和49年06月21日	昭和50年09月03日
昭和51年07月21日	昭和52年07月27日	昭和54年08月31日
昭和55年09月10日	昭和56年10月12日	昭和57年09月06日
昭和58年08月23日	昭和59年07月09日	昭和60年07月02日
昭和61年07月25日	昭和62年07月21日	昭和63年08月19日
平成元年09月26日	平成02年07月31日	平成03年06月24日
平成04年07月03日	平成05年07月05日	平成06年07月07日
平成08年02月20日	平成09年02月21日	平成10年09月18日
平成11年11月18日	平成13年02月28日	平成14年01月16日
平成15年01月16日	平成16年01月09日	平成17年02月28日
平成18年06月26日	平成20年01月15日	平成21年01月14日
平成22年02月15日	平成23年02月25日	平成24年05月29日
平成25年11月19日	平成26年03月31日	平成26年12月25日
平成28年03月09日	平成29年03月01日	令和元年07月04日
令和02年04月01日	令和03年03月17日	令和04年03月29日
令和05年02月01日	令和07年08月08日	

桐 生 市 地 域 防 災 計 画

編集・発行 桐生市防災会議
 事 務 局 桐生市 共創企画部 防災・危機管理課 防災・危機管理担当
 〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1-1
 電話：0277-46-1151（直通）
 ファクシミリ：0277-43-1001
 メールアドレス：bosai@city.kiryu.lg.jp